

を尊重するものと認む」とか、何れも直接間接に否定した回答を與へたと報ぜられて居る。

また、イタリーのムソリーニ首相は、二十日、ローマのカピトール丘に於て行はれる一九四二年のローマ大博覽會に關する演説の中に於て、暗黙且つ婉曲に、ルーズヴェルト大統領の平和勸告に對する回答と見られる意向を發表したが、その内容は左の如くである。

「余は茲に世界的の大動員を行はんとしてゐるが、これは武器を持たざるもの即ち文明と平和のための大動員である。我々に爆薬を點火せんとする意思があり、又秘密な侵略計畫により世界を血塗らんとする意圖があるならば世界各國を招請し、數十億リラを投じてかゝる大規模な博覽會を計畫するやうなことはしないであらう。現下世界には暗雲低迷してゐるが、我等は何人をも攻撃せず、好ましき贈物を作らんがため、我等の建設を孜孜として始めるであらう。斯るが故に我等を侵略的と言ひ獨伊樞軸を引裂かんとするものは誤れる意見を持つものといはざるを得ない。歐洲の事情につき全然認識を缺くものが地理的大誤謬には一言も觸れることなく、唯十年間の保障など、機械的且つ馬鹿げた言辭を弄するとしても我々は絶対にこれを容れることは出来ない。ルーズヴェルト大統領今回のメッセーヂは全體主義國家を被告席に坐らせんとするもので、斯る企圖は全く不合理と斷ぜざるを得ない。又アメリカが單なる傍觀者となつて大會議を開き時局收拾の協議をせよとも言ふが、我等は從來の經驗から多數が集つて會議を開いても絶対に成功するものではないとの苦い教訓を得てゐる。ルーズヴェルト大統領の通牒に對し、回答するかどうかは言明の限りではないが、余はこの機會を利用してイタリアの國策と樞軸の政策は平和と協力に基礎を有するものでドイツ、イタリア兩國は既に實行によりこれを證明したことを確認せね

ばならぬ。未來の慘事を説くものは、彼等自身の恐怖と憎惡と彼等の國旗の力に對する過信とにより將來の妄想を描くを常とする。

併しながら我々は曇りなき良心を有し、我等自身の平和と全世界とを守る軍隊武器及び手段を有するが故に、過日來の英米佛の新聞による宣傳戰が何を意味し、ルーズヴェルト大統領の機械的な通牒の裏に何が隠されてゐるかを十分見抜いてゐるのである。我等の平和愛好の精神と政策は絶対に退轉のものであることを彼等は十分知り再び錯誤を重ねぬやうにすべきであらう。」

斯くて愈々二十八日、ヒトラー總統はドイツ國會に於てルーズヴェルト大統領の平和勸告に答へて、二時間二十分に亘る演説を行つたのであるが、その内容は極めて重大なもので、左の如き要旨である。

「世界大戰の結果、一億五千萬のドイツ國民の權利は、精神異常の政治家共によつて蹂躪され、ドイツ民族は經濟的存在の手段を奪はれて四散せしめられたのである。ヴェルサイユ會議における敵意ある政治家達の努力にも拘らず、彼等は遂に中歐國民の強き力を打破し得なかつた。そしてその中歐國民は打ちひしがれる國民として僅かに孜々たる努力により、且つ平和と秩序とを回復することによつて辛うじて生存を續けて來たのである。一方ヴェルサイユにおいて民主主義諸國の平和調裁者達は世界經濟を根柢から破壊することに成功したのである。ヴェルサイユにおいて決定された最も殘酷な破壊作業は、ドイツ國民を解體し數千年に亘つて存続した經濟の組織を破壊したことであつた。ヴェルサイユ條約は諸國民の民族自決權を提唱しながらも、歐洲の發展のために最も必要な事柄には何等の顧慮をも拂はず、可能な場合には何處でもこの同じ民族自決權を蹂躪して恥ぢなかつたの

である。

右の事實にも拘らず、予はヴェルサイユ條約の改訂には一定の限度がなければならず、歐洲全般の協力といふ高度の利害關係のある問題の前には國家の利益は制約を加へられねばならぬことを決して疑つたことはなく、従つて予は紛争の種となることのあるべき若干の地方についてはつきりした決定を爲す必要を感じたのである。ザールのドイツ領復讐によつて獨逸間の領土歸屬に關する問題は最終的に解決された。予は幾多の國家に對してドイツの行動を束縛するが如き聲明を行ひ且つその内容を固く守つて來た。ハンガリー、ユーゴスラヴィアは言ふに及ばず、ベルギー、スイス、デンマーク其他歐洲に於ける多くの國家はドイツの聲明に答へて嚴正中立を守る用意ある旨を明かにした。

獨逸合邦の實現により予はヴェルサイユ條約が七百五十萬のドイツ人に對してなした不正を是正した。彼等七百萬のドイツ人は欺瞞により民族自決の權利を奪はれてゐたのだ。ボヘミア及びモラヴィアをドイツに編入したのは兩地方に四百萬のドイツ人が居住してゐる外、兩地方はドイツとの緊密な經濟的協力なくしては存立を續け得ぬ故であつた。チェコ國民は其起源を辿れば、ドイツとは異なる民族であるが、その文化は千年に亘るドイツとの密接な協力の結果主としてドイツの影響を受けてゐる。ドイツ並にチェコ兩民族の最も緊密なる提携こそ兩者に對して福利を齎らしたのであつて、獨逸兩國の關係切斷が遂に悲惨なる終幕に導いたのである。長年に亘る争鬭の期間を通じて、予は常にチェコを尊敬し來つた。ドイツがチェコ民衆の文化的權利を擁護し、ドイツの民族的原則即ちドイツ人はドイツ民族の矜持を抱くと同様に、他の民族をも尊敬するといふ主義がチェコ人にも利益を齎らすや予は長年に亘つて固く努力し來つたのである。

若し今日の世界がミュンヘン協定を非難するならば、これは國際的戰爭挑發者が國際問題の平和的解決に反對すべく決意したことを意味するものである。予の見解によればチェコ問題の解決はミュンヘン協定を蹂躪したものではない。寧ろ予は中歐はおろか世界大戰の原因ともなり得た問題を解決出來た事を喜んでゐるのである。予は責任あるチェコ政治家の理智と見通しとお蔭で、幾百萬の民衆を救つたのである。ミュンヘン協定による解決は、決して決定的なものとは見做し得なかつた。何故ならば、ミュンヘン協定に於ては更に多くの問題が解決さるべく残されてゐたからである。ドイツの採つた措置が果して正しかつたか否かは將來が之を證明するであらう。一つ確實なことはチェコ問題の解決はミュンヘン協定とは何等關係がないことである。

英國はドイツをかれこれいふ權利はない。これは恰もドイツが英國の措置、例へばアイルランドに對する措置を批判する權利がないと同様である。チェンバレン首相と予との間に結ばれた協定はチェコ問題には關係なく専ら英獨兩國の問題のみであつた。若しもこの協定が、ドイツの將來とすべき凡ゆる政治的工作を包含するものであるとするならば、英國も此協定の效力によつて同様に如何なる措置についても、例へばパレスナチにおける措置についてもドイツと協議することなくしては何も出來ないであらう。ドイツとして當然かゝることは期待してゐない。これと同時に我々も亦英國が我々自身の問題には干渉しないことを期待するものである。若しチェンバレン首相が、彼の見解に従つてドイツがミュンヘン協定を蹂躪したから同協定は無効であり、失効したと見るならば、予はチェンバレン首相の見解から適當な結果を引出さうと考へるものである。

予は予の全政治生活を通じて常に英獨兩國の諒解と兩國の提携とを念願し來つた。何故ならば予は英帝國が全人類の福祉の爲に如何に重大な地位を占めてゐるかをよく理解してゐるからである。英國が如何なる方法によつ

てその植民地を獲得したかは敢て問はない。英國以外の如何なる帝國と雖も帝國建設の手法は大同小異であつたことを予は知るのである。結局世界歴史は一帝國の評價をそのとれる手段によるよりも、寧ろ最後の成功如何によつて判断するものである。疑ひもなく英國は植民事業の大業を成就した。予はこの植民事業に對して讚歎の聲を放つものであるが、然し英國の偉大なる業績に對する予の讚美は、決してこのためにドイツ國民の安全と生存の手段とを放棄する用意があると云ふことを意味するものではない。

英獨兩國間の永續的諒解と友好關係を可能ならしめるには、英國にとつて利害が存在すると等しくドイツにも利害があること及び英國の指導的政治家が英帝國の利益防衛に盡すのに劣らぬ努力をドイツの指導的政治家は國家及び國民の自由維持のため拂つてゐる事實を英國が認めることが不可欠の條件である。従つて英獨友好關係は相互尊敬の基礎の上のみ可能なのである。ドイツが數百の小公國に分裂し、ドイツの國力が政治的宗教的内紛によつて弱められてゐた時代に英國は英帝國を建設した。だが間もなくドイツはこの混沌時代を經過し、歐洲史上最も強力なドイツ帝國が出現した。このドイツ帝國は一度びは國家的に崩壊したけれども、ブランドンベルグ及びプロシヤ兩州の旺盛な生存の意思によつて其處には第二の帝國が出現したのである。

最後にドイツ國民は、現在更に偉大な帝國を建設しつゝあり、英國國民が英帝國を誇りとすると等しく、ドイツ國民は現在形成されつゝあるドイツを誇りとするものである。しかし、若し英國がドイツの態度を理解し得ずドイツを自己の衛星か何かのやうに見做すならば、ドイツの友好的提案は無駄であつた結果とならう。この事情を認識してドイツは絶望に陥ることなく却つて、自分自身の力と友好國の助けを得て自己の獨立を護る途を見出すであらう。チエンパレン首相は、最早これ以上ドイツに信を措き難いと言明したが、予は現在でも尙英獨兩國は

再び戦ふことはないと思ふものである。不幸にして英國の公式非公式の政策は、ドイツが加はる如何なる紛争に於いても、英國は必ずドイツの敵國に味方すべきだとの見解を堅持してゐることを疑問の餘地がない位明瞭に示してゐる。それは即ち英國がドイツとの戦争を何か不可避のものゝやうに考へてゐることであり、余の深く遺憾とする處である。

余が現在英國に對し提出し、又將來も提出し續ける意向を有する唯一の要求はドイツの植民地の返還であるが、この問題が武力紛争の原因となる謂れないことは余の常に強調し來つた處である。英國にとつて之等の植民地は無價値のものである故に、余は常に英國はドイツの立場を諒解し得るものと信じ、英國は自分にとつては何等の價値なく、ドイツにとつては死活の重要性を有する之等植民地よりも、ドイツの友情を選ぶと確信してゐた。植民地要求を除けば余は未だ曾て英國の利益と衝突し、或は英帝國を危殆に瀕せしめるやうな要求を提出した覚えはない。英國が如何なる事情の下でもドイツと戦はねばならぬと確信し、且つその態度をドイツ包圍政策によつて確認してゐる。現在では英獨海軍協定の條件は最早無効となつたと云ふべきである。従つて余はその旨を英國政府に通告したが、それは余がこの問題は決して實質的重要性はないと思惟したからである。余は今尙自尊の目的以外では、英國との建艦競争を回避したい希望を抱いてゐる。併し若し英國政府がこの問題につき、ドイツとの交渉再開を希望する方向に傾けば英國とはつきりした決定的な諒解に到達することを望んでゐる。余は誰よりも先に欣然これを歓迎しやう。ドイツの欲するものはドイツ自身の所有物であり、ドイツは決して他國の所有物を窺竊しては居ないのだ。しかしドイツを侵略せんとする者は誰でも一九一四年のそれとは比較にならぬ程強力な抵抗に遭遇するであらう。

次にメーメル問題に關しては余は誰にもメーメル地方を一滴の血をも見ずして祖國へ復歸せしめ、且つ信ずべからざる艱苦からメーメル住民を救出したのみならず、未だドイツに屬したくない領土は充分に尊重することを示したので。ドイツはリトアニアとの間に平和を維持することに深き關心を持つが、リトアニアはドイツと經濟協定を締結した國家と同様斯くの如き決定によつてのみ利益を得る筈である。斯くの如き經濟協定を行へばドイツはこれらの國家の經濟的要求を満すと同時に最上の顧客たり得るわけだ。兎も角ドイツは外國からの如何なる干渉も脅威もこれを排してドイツの生存のために死活的な市場は斷乎これを擁護する決意である。ドイツはバルチック諸國を最も重大な貿易仲間と考へてゐる。

獨逸關係については多くをいふまい。然しヴェルサイユの獨裁者共にポーランド廻廊をつくり上げることによつて無限に獨逸兩國相互の諒解を妨害せんとした。この問題はドイツにとつては最も困難、且つ最も苦痛とする問題の一つではあるが、余は常々ポーランドがバルチック海に通路を有すべきことを強調し來つた故、ピルスツキー元帥は余と其の見解を同じくし獨逸關係の諸問題を再考する用意を示し遂に獨逸兩國は相互間の問題解決の手段として、戰爭を放棄するとの不可侵協定を締結するに至つた。但し佛波協定始めポーランドの總ての條約及び協定は、右不可侵協定の成立によつて何等の影響をも受けるものではなかつたのだ。獨逸間に未解決に残された一つの問題は百パーセントのドイツ人の町である。ダンチヒ自由市がドイツへの復歸を希望してゐることである。よつて余は今般ポーランド政府に對して左の如き提案を行つた。

- 一、ダンチヒを自由市としてドイツに返還すべきこと
- 二、ドイツはポーランド廻廊を通じて道路及び鐵道建設權を得、且つこれに治外法權的性質を附與すべきこと

これが代償として左記の諸項を提案した。

- (イ) ドイツはダンチヒにおけるポーランドの經濟的權利を全的に承認すること
- (ロ) ポーランドに對しダンチヒにその希望する規模の自由港を設立し、且つ完全自由な利用を保障すること
- (ハ) これによる獨逸兩國の新國境を以て最後のものと認めること
- (ニ) ポーランドとの間に向ふ廿五ヶ年間の不可侵協定を締結すること
- (ホ) 獨逸洪三國がスロヴァキアの獨立を保障し、且つドイツがこれらの地方における一方的霸權樹立を放棄することを意味する共同誓約に署名すること

これに對しポーランド政府は余の提案を拒絶したが、次の二點に關し協議する用意あるを闡明した。

- 一、聯盟の高等辨務官制度の改廢
- 一、廻廊を横斷する交通路の設置方法

余はポーランド政府の斯る理解なき態度を心より悲しむものである。何故ならばポーランドが余の提案を受諾したならばポーランドは失ふよりも得る所が多かつたであらう。とにかくダンチヒがいつ迄経つてもポーランド人の町とならないだらうことだけは確實である。各國の新聞情報によればドイツの侵略的意圖が英國の封波獨立保障提案となり、遂には英波相互援助協定の締結となつたといはれるが、この相互援助協定によつてポーランドは英國が援助協定を結んだ國々とドイツとの間に紛争が起つた場合には反獨戰線に参加すべく義務づけられてゐる。英波協定は余が自らピルスツキー元帥との間に締結した協定と背馳するものである。即ち同協定は當時現存する唯一の協定として、佛波協定を認めたに過ぎぬ。ポーランドの他國に對する義務の擴大は獨逸不可侵協定と

も相背馳する。かくて余は獨波兩國を拘束する協定は今や存在せずと見做すものであるが、余のこの見解は既にポーランド政府に通告済である。これは余が前述した問題に對する余の根本的態度を變化させるものではなく、若しポーランド政府が獨波關係の再調査を希望するならば、獨波兩國を拘束する新しき明確なる義務を設定することによつてこの希望に應ずる用意がある。そしてドイツはこの新たな義務の實行を保障するであらう。

ドイツはポーランドの死活の利益を認める用意あると同じく、自己の死活の利益を防衛せんとするファシスト・イタリーの要求も充分理解してゐることは言ふまでもない。それ故ドイツ政府はアルベニアにおけるイタリーの行動を支持し歓迎したのである。蓋しイタリーにとつて死活の重要性ある地域に於ける秩序を維持し、それによつて歐洲文明を破壊から救ふことはファシスト・イタリーの權利であるのみならず義務であらう。ドイツ政府の最高目標は日獨伊三國間に益々緊密な關係を樹立するに在るが、それはドイツがこの三強國の自由と獨立の維持を以て、文化の保有を一層正しい世界秩序の建設に對し最も強力な要素と見做してゐるからに外ならぬ。

余は現在數億の人間が絶えず戰爭の脅威を感じてゐるといふルーズヴェルト大統領の見解を充分諒解する。余はこれに對して人類は常に戰爭の脅威に満たされてゐたではないかと答へたい。この事實を證明するにはさして遠く歴史を遡る必要はない。一九一九年より一九三八年に至る間に十四の戰爭が闘はれた。ドイツはその執れにも加らなかつたが、ルーズヴェルト大統領が特に擁護してゐる西半球の諸國は參加したのである。この期間には更に廿六回の武力干渉及び殘虐な制裁が行はれたが、ドイツはこれにも加らなかつたのである。米國だけの例を見ても一九一八年以來六回の武力干渉を行つて居り、同じ期間にソヴェエトは十回戰爭に参加し、野蠻行爲に至つては枚擧に遑がない。ドイツはこれ等の事件の執れにも參加せず、又その原因を作つた例もない。余は各國

の政府が他國について唯眞實の報道のみを發表し、自國の新聞界にも同じ態度を採らせれば世界の脅威は程なく消滅し世界には平和が立還ると確信する。

ルーズヴェルト大統領は過去においても政治、經濟、社會上の問題を平和的解決によつて處理する目的を以て余に接近し來つたが、その都度憎惡を挑發せんとする政治家及び新聞によつて情勢は悪化したのであつた。ルーズヴェルト大統領は現在の破局の脅威から世界を救ふ責任は列強の指導者の双肩に懸つてゐると信じてゐるが、若し彼の見解が正しいとすれば、列強の責任ある政治家が、自國の新聞が破局の脅威について報道するのを阻止する手段を發見し得なかつたといふのは實に驚くべきことである。

ルーズヴェルト大統領は歐洲に於て三ヶ國、アフリカに於て一國がその獨立を喪つたと述べた。余はルーズヴェルト大統領が歐洲の如何なる國を意味されたかは知らぬが、若し彼がドイツに復歸した地方を指すならば、余はルーズヴェルト大統領を次の如く啓蒙しなければならぬ。即ち「國家」は一九三八年にその獨立を喪つたのではなく、一九一八年にこれ等の國が祖國から切り離されて所謂「國家」となつた時に其獨立を喪つたのであると。アフリカに關しては自由を喪つたのは單に一國のみではなく、殆んどあらゆる住民は殘酷なる暴力により、打ひしがれ彼等の自由を喪つたのである。ルーズヴェルト大統領は個人的な目的、恐怖乃至は劣弱感の爲に呼びかけるのではなく、人類の爲になしてゐるのであると述べてゐる。若しもこの人類への聲が適當な時期に發せられてゐたならば彼のヴェルサイユ條約は永久に締結されなかつたであらう。この條約こそあらゆる期間を通じて政治的並に經濟的害惡の最大原因となつたのである。ルーズヴェルト大統領は更にあらゆる國際問題は圓卓會議によつて解決され得ると述べてゐる。これは理論的には眞實であるが、然し不幸にも廿年間に亘る最大の會議(國際聯盟

を指す)の活動にも拘らず眞に重大なる國際問題は解決されてゐないではないか。

米國の南部諸州と北部諸州の紛争が折衝によつて解決されなかつた如く米國の自由も亦會議によつて得られたものではない。ルーズヴェルト大統領が獨伊から保障を得る必要があると信じてゐるなら獨伊兩國も同じくルーズヴェルト大統領に對して、例へば中南米に於て如何なる政策を執る意向かと質問する權利がある譯である。尤も余は勿論そんな質問を發するやうな氣の利かぬことはしない積りである。ル大統領は歐洲、アフリカ、アジアに亘る多數の國の領土完整を保障するやうドイツに要求した。ル大統領の列擧した諸國の表に眼を通して余はこれ等の國々が、ル大統領に對獨メツセーヂを發するやう德愆したのか、或は少くともル大統領の措置に同意を與へたのかと怪んだ。然し諸國の回答は否定的であつたのみならず、ドイツの隣國はドイツの聲明により自國の領土完整を保障されてゐるか或はル大統領の奇妙なメツセーヂより遙かにはつきりした提案を接受してゐるのである。ドイツ政府は獨立の保障を欲する國にして、且つその國の政府が相對的な提案をもつてドイツに接近し來るものに對してはその保障が双務的なものであるとの條件の下に於て如何なる國に對しても斯かる保障を與へる用意がある。ドイツは更に各國の要求する期間に應じて協定を締結する用意もある。故ウイルソン大統領はドイツの植民地要求は其他の國との要求と共に公平に検討するであらうと嚴肅に誓約してゐる。若しもル大統領が故ウイルソン大統領の誓約を讀ふならば實に崇高なるゼスチュアと言ふべきであらう。

ル大統領はそのメツセーヂの結びに於て凡ゆる大國の指導者達は全人類の運命に責任を負ふと述べ、之等の指導者はその國民が破滅から彼等を守るやうにとの願ひに耳を傾けるべきであると言明された。余も又斯かる責任を分つものである。併し余はこれに對しては次の如く答へやう。アメリカの廣大さと莫大なる富とがル大統領を

して凡ゆる人類の運命に責任を感じしめてゐるのであると、余は國際的權謀術數の犠牲となつて破滅の淵に導かれた國民を指導する運命を荷負つてゐる。故にドイツ國民の將來について全然無關心な世界の運命につき責任を感じ得ない當然の歸結として、余は何よりも先づ自國民に奉仕する決意を抱いてゐるのだ。余は外部からの脅威に對抗するため、ドイツ國民を政治的に統一し、新しい國防勢力を創設した。余は流血の慘を見ず、又自國乃至は他國の國民に苦痛を與へることなしに大ドイツを再建し、數千年の歴史を有するその國民の統一を回復したル大統領は非常に好運にも人口稀薄(一平方キロにつき十五人)なばかりでなく、尅大な礦物資源を有する國を支配してゐる。余の世界は地域的には遙かに狭いけれども、余は自國民に奉仕することにより吾々のすべてが心を止めてゐる事柄即ち正義、福祉、繁榮、進歩及び地上の平和に最もよく奉仕し得ると確信するものである。

ドイツ政府は、右のヒトラー總統の演説の正文を、ルーズヴェルト大統領に對するヒトラー總統の正式回答として、即日ベルリン駐在の米大使を通じて米國政府に送達したが、これに對してハル國務長官は、五月一日の新聞記者との會見に於て「米國政府としては、單にこの寫しを以てドイツ政府の對米回答とは看做し難いとの見解をとつて居る」と述べて居る。

第十二章 獨波の應酬

一月五日、ベツク外相のヒトラー總統訪問及びリツベントロツプのポーランド訪問によつて、前年の蘇波接近以來俄かに悪化した獨波關係を、稍々緩和し得たかの如くに見られて居たが、然しチエコ合併の發生によつて、再び獨波關係は急角度を以て悪化し、ドイツ政府は三月十八日附を以て、ダニチヒ問題に對して強硬な解決要求を、ポーランド政府に提出したと傳へられてゐたが、ルーズヴェルト米大統領の平和勸告に對して、四月二十八日、ドイツ國會に於て行つた演説は、ルーズヴェルト大統領に對する回答であると共に、ポーランドに對する警告であつた。而も、ドイツ政府は、同日の國會開會の直前、ワルソー駐在の獨代理大使をして、ダニチヒ及び廻廊に對する要求を記した左の如き覺書を、ベツク外相に手交せしめた。

「ドイツ政府は、ポーランド政府がドイツよりの直接の平和保障よりも第三國の同盟の約束の方を選んだことを深く遺憾とする。獨波不侵略協定調印の當時すでに存在してゐた佛波協定と最早ポーランド政府が獨波間の問題を友好的折衝により解決することを欲しない旨を明かにした。最近の英波協定の間には天地の懸隔がある。従つてドイツ政府は次の如き聲明をなす必要を感ずるものである。

一、ポーランド政府はダニチヒ問題の正當な解決に到達し、それによつて兩國の國境の安全を確保し、更に兩國間に永續的な友好關係を樹立すべく、ドイツ側の提供した機會を把握せず、却つてドイツの提案を拒否した。

一、それと同時にポーランド政府は一九三四年に締結された獨波不侵略協定の條文並に精神に反する義務を他國に關して受諾し、かくて獨波協定を一方的且つ勝手に破つた。

右の如き聲明をなすことを餘儀なくされたとはいへ、ドイツ政府は獨波關係の將來についての意見を變更する意向は抱いてはゐない。従つて若しポーランド政府が協定により獨波關係を調整することが有利と考へるならばドイツ政府はこの目的をもつて商議を開始する用意がある。但しそれには兩國關係が兩國を拘束するはつきりした協定の基礎の上に解決されることが不可欠の條件である。最後にドイツ政府はポーランドの一部動員に對抗する如き軍事的措置を執る必要は認めなかつたことを付言する。」

右ドイツの覺書は、ポーランドが英國との相互援助條約を結んだことに對して、一九三四年の獨波不可侵條約を破棄することを通告したものであるが、この覺書並にヒトラー總統の國會演説に對して、同日、ポーランド外務省はスキウスキー情報部長をして、ポーランド政府の立場を釋明すると共に、ヒトラー總統の演説に對する反駁を發表せしめたのであつたが、さらに五月五日、ベツク外相は下院に於て左の如き演説を行つてヒトラー總統に酬いたのであつた。

「最近英波兩國間に成立した相互援助取極めは、刻下の歐洲政局における最も重要な事柄の一つである。一九三四年に締結された獨波不侵略協定は兩國間の幾多の誤解に基く、不明朗な空氣を一掃し、兩國の關係改善を圖

り相互尊敬の基礎を確立する意圖に出でたものであつた。然し最近國際集團安全保障組織が弱体化し、國際關係が深刻な變化を見た結果、全世界の凡ゆる部分に新たなる問題が惹起しつゝありポーランドも過去數ヶ月の間に影響を蒙つた。最近余はロンドンを訪問して英國政府と交渉し、其後も折衝を繼續した結果、英國政府との間に英波兩國孰れかの獨立が直接或は間接の脅威を受けた場合相互援助に赴く旨を規定した取極めを結ぶことに成功した。英波兩國は如何なる第三國に對しても何等の攻撃的意圖を藏してゐない。一方英波取極めと並行的に行はれた佛國政府首腦の聲明は佛波防禦同盟は國際情勢の如何なる變化によつてもその效力に影響を受けることなくヨーロッパ政局の最も重要な一因子としての存在を續けねばならぬといふ佛波兩國の諒解を裏書したものである。ヒトラー總統は英波協定の成立を理由として一九三四年の獨波不侵略協定の無効を宣言した。若しドイツが自己の政策及び戰術のために獨波不侵略協定の根本に背馳する態度を探らざるを得ぬといふのであれば、ポーランドは協定が廢棄されても何等遺憾とは思はない。獨波不侵略協定をもつてポーランドの政策に制限を加へ、ポーランドに對してその死活の利益に反するが如き一方的讓歩を要求する手段と解する傾向が現はれたならば、その瞬間に協定の眞の性質は失はれてしまふ。ポーランド政府はドイツの對波覺書に對するポーランドの回答を本五日駐獨ポーランド大使を通じてドイツ政府に手交する筈である。ドイツ政府は英波協定の性質につき英波兩國の何れの意見をも聽取することなく自己の判斷を下した。それによつて見れば、ドイツ政府はポーランドを孤立せしめ、ポーランドと西歐諸國との間の恒久的な友好關係の樹立を妨げる意圖を有してゐるものと斷ぜざるを得ない。ドイツ政府はダンチヒ自由市の返還及びドイツ本土と東プロシヤ間の自由交通權を要求してゐるが、ダンチヒ自由市はヴェルサイユ條約によつて作り出されたものではなく獨波間の利害交錯の結果過去數世紀に亘り續い

た存在である。ダンチヒの存在並にその發展は、ダンチヒがポーランドに於ける唯一の大河の河口に位置してゐるといふ事實から來たものに外ならず、今日に於ても、ポーランドをバルチック海に結ぶ主要水路並に鐵道に沿つて位置してゐる。ダンチヒの市民が、絶對的にドイツ人であることは事實だが、彼等の存在と繁榮とは、ポーランドの經濟によつて支へられてゐる。故にポーランドとしてはダンチヒにおける貿易及び海運政策について、斷乎その權益を主張する決意である。

ポーランドはドイツより「ダンチヒ併合」の要求に接し三月廿六日ドイツに對し、ダンチヒの存在及び權益を獨波兩國で保障することを提案した。これに對してドイツ政府より今迄回答なく更にドイツは右の提案をもつてポーランドが交渉を拒否した證左と見てゐるやうである。斯かるドイツの態度は單なる面目の問題に起因してゐるであらうか、或はドイツはポーランドがバルチック海に於ける足場を失ふことを望んでゐるであらうか、ポメラニア地方は多年に亘りポーランド領であつた事實に鑑み、ポメラニア地方の自由通過及び交通の問題についても以上と同様なことがいへる。ポーランドは同地方における自國の主權を阻害されるのを許容し得ない。ドイツの要求はすべて一方的であり、受諾し能はざるものである。ポーランド政府はドイツが提唱してゐるといはれる(一)獨波廿五年不侵略協定案、(二)獨波洪三國によるスロヴァキア共同統治案、(三)ドイツによるポーランド國境の確認案等については何等の通告に接した覺えがない。勿論ドイツ政府有力筋から出た非公式示唆はあつた。併しそれには當面の問題より遙か幾許した示唆をも含んでゐた。本問題については今後必要あれば再び取上る權利を余は留保するものである。ヒトラー總統は去る廿八日の國會の演說中で、獨波現存國境を決定的のものとして承認受諾することを一つの讓歩として提案された。余はこの問題はポーランドとしては争ふ餘地なく、自國の

領土に關することを指摘せざるを得ない。故にダンチヒ及び自動車路に關するドイツの要求は一方的であるとの余の主張を何等覆す根拠を發見し得ない。

以上の考案に基きドイツの對波覺書末段に言ふ「ポーランド政府が獨波關係を相互的に調整することを重大と認めれば、ドイツ政府は何時でもこれに應ずる用意あり」との提案に對し、ドイツ政府は余の回答を期待されるだらうが、吾人の態度は根本的には既に充分明かにされてゐるやうに思はれる。ドイツの提案する如く協定する動機は平和にあるべきであるが、平和はヒトラー總統が強調されたと同様ポーランド外交の目的でもある。眞の意味の平和は平和的意圖、平和的方法の二條件を具備せねばならない。ドイツがこの二原則を指導原理とするならば、ポーランドは上述のポーランドの立場を尊敬することを條件として問題を過去の経過に照らし客觀的に善意をもつて統治する交渉に入るに吝かでない。

吾々ポーランド國民には凡ゆる犠牲を拂つてまでも平和は存在しない。個々の人間たる民族或は國家たることを問はず、その生命には絶對無上の一物がある。それは名譽である。」

なほ、ポーランド政府は同日、右ベック外相の演説の主旨に従ひ、四月二十八日附のドイツの覺書に於けるポーランドに對する要求を全面的に拒否する左の如き内容の回答を、ベルリン駐劄の波代理大使を通じてドイツ政府に送つた。

「ポーランド政府は最近英波間に成立した相互援助取極めが、一九三四年の獨波不侵略宣言の精神に背馳するとドイツ政府の苦情は、全く根拠なきものと思考する。更にポーランド政府は獨波不侵略宣言がポーランドにより侵犯されたとのドイツの見解には同意し難いが、若しドイツ政府が希望し、且つ本覺書に述べたポーランド側の言分を尊重するならば、ポーランド政府は獨波關係の親善を基礎とする協定により調整せんとする交渉に應ずる用意がある。

抑々一九三四年一月廿六日に成立した獨波不侵略宣言は左の二原則を基礎としたものであつた。

一、獨波兩國間には武力を行使せぬとの諒解

一、兩國間紛争の原因となる可能性ある問題は自由交渉によつて圓滿に解決すべしとの諒解

ポーランド政府は先年來、既にダンチヒ自由問題につき諸種の困難が發生すべきことを豫想し、ドイツ政府の誠意ある折衝を遂げることを希望してゐた。然るに當時ドイツ政府はこれに關する如何なる交渉をも受諾せず、單にダンチヒ問題で獨波關係が危殆に瀕することは考へられぬとの見解を示唆したのみであつた。

ポーランド政府は特にこの點について、ヒトラー總統が一九三八年二月廿日の宣言（獨埃合邦直前の國會の演説を指す）中でドイツはダンチヒに對する波國の權利を尊重する旨確言された事實を想起したい。昨年九月の諸事件（チエコ問題を繞る危機を指す）の後になつて始めてドイツ政府はダンチヒ問題及びポーランド領自由通過權の問題について交渉を開始することを提議し來つた。ポーランド政府はドイツの提議する交渉は拒否しなかつたが、四月廿八日附ドイツ政府の對波通牒は到底波國の受諾し難い要求を包含してゐると思考したのである。

これより先きポーランド政府は三月廿六日ドイツに通牒を送り獨波親善關係維持の重要性を強調すると共にダンチヒ住民に完全な自由を保障し、獨波兩國の權益を尊重する目的を以て獨波兩國がダンチヒを共同保障することを提議し、又ドイツ本土と東プロシアとの間の道路及び鐵道連絡を單純化し、且つ現在以上容易にする手段の

研究を開始する用意ある旨を明かにした。ドイツの提案に對するポーランドの態度はこれによつて既に明瞭であるとするべきである。

ポーランド政府はかく一九三四年の獨波不可侵宣言の精神に副つて行動したが、ドイツ政府はこれに對し一ヶ月餘も回答せず、漸く四月廿八日ヒトラー總統の國會演説によつて、ドイツ政府がポーランドの對案をドイツの通牒に對する率直な承諾の回答とは見做さず寧ろポーランドがドイツとの交渉を一切拒否するとの意思を表示するものと考へることが明かになつたのである。併しながらポーランド政府は回答の餘地を與へないやうなドイツ側の一方的要求を獨波不可侵宣言の精神に則つた交渉と考へることは出來ず、又ポーランドの權威並に死活的利益と相容れるものとは考へ得ない。又ポーランド政府はスロヴァキアの獨立に對する獨波洪三國の共同保障の問題についてもドイツ政府が廿八日の總統の國會演説による以外事前にポーランド政府に正式に通告してゐない以上、ポーランドとしてはこの提案に對し態度を決定することは出來ないではないか、而もドイツが既にスロヴァキアを政治的軍事的に自國保護領としてゐる以上、獨波洪三國の共同保障は極めて困難とならざるを得ないであらう。

更にドイツ政府が獨波不可侵宣言をもつてポーランドがドイツ以外の第三國と政治的協定を締結する權利を放棄し、従つて結局ポーランドがその外交政策の獨立性を放棄したものと解釋してゐるが、ポーランド政府は斯るドイツの解釋に與することは出來ない。而もドイツ政府は過去數年におけるドイツの外交政策によつて明かな通りドイツ自らは獨波宣言から斯る義務を負つてゐることは考へてゐないのである。英波兩國の相互保障は純粹に防禦的性質を有するもので、ドイツが佛波同盟をもつて獨波不可侵宣言と背馳しないと考へてゐる如く英波保障

も亦何等ドイツを脅威するものではないのである。獨波不可侵宣言は戰爭の拋棄に關する一九二八年のケロッグ不戰條約に基いたものであり、英波保障取極めはドイツが不戰條約と獨波宣言とに違反して英國を脅威した場合ポーランドが英國の援助に起つ旨を規定してゐるに過ぎない。最後に獨波不可侵宣言廢棄に關する規定を包含せず、且つ十ヶ年間の有効期間を有する以上今回ドイツが一方的にこれを廢棄したことは全く正當な根據を缺くものと斷ぜざるを得ない。

以上のベック外相の演説及びポーランド政府の回答に對して、ドイツ政府は、五月七日左の如き非公式聲明を以て、ポーランド側の主張するところは全然根據のないものであると反駁した。

一、ドイツが一九三四年の獨波不可侵協定が消滅したと認めざるを得なくなつた主な理由は、ポーランドがドイツの提案を受け容れることを拒否したためではなく、英波同盟條約が締結されたためである。この條約に基きポーランドは、ドイツが世界の何處かで或は何らかの理由に依り英國と兵火を交ふるに至つた場合、ドイツがポーランドに對して何らの手段に出ない場合でもドイツを攻撃する義務を負ふことゝなつた。この攻撃義務を以て、獨波兩國が相互に武力行使の援助を確約した一九三四年の協定の保障規定と調和せしめることは不可能である。

一、ベック外相は「ポーランドも英國も何ら攻撃的意圖も藏せず」と確言したが、これが何ら根據のない申分であることは公然と包圍政策の意義を強調してゐる英波兩國の新聞を一讀すれば自ら明かである。

一、ベック外相は少く共、去る四月廿八日ヒトラー總統から提唱された申出の一部分はポーランドにとつて全く

新しい事柄であり、かゝる提唱は曾て一度も具體的になされたことがなかつたかの如く述べてゐるが、リプスキ
駐獨ポーランド大使は去る一月及び三月の兩度に亘りこの申出に接したばかりでなく、既に昨年十月に獨波
兩國間に横たはる諸懸案の最終的解決に對するドイツの意向を十分知らされてゐたことを想起せねばならぬ。
このことはダンチヒ及び廻廊問題についてばかりでなく又不可侵條約を二十五ヶ年に延長せんとするドイツの
提唱についてもいへることで、この提唱はドイツ外相からリプスキ大使に對してなされたばかりでなく、去
る一月五日ベルヒテスガーデンに於てヒトラー總統を通じベック外相自身に對してもなされたのである。
一、ベック外相は交渉開始に當りその前提として「平和的意圖及び平和的交渉手段」を以てせねばならぬことを
要求してゐるがドイツこそこの條件に基きその提案をなしたことを銘記せねばならぬ。提案は極めて友好的な
形式を以てポーランドの權益を十分に認識し尊重してなされたものであり、且つドイツは提案を行ふに當り、
ポーランド國境へ一兵をも送ることなく何ら威壓的手段に出づるところがなかつた。然るにポーランド政府は
殆どその全兵力を動員してこれに答へたのであつた。

一、ダンチヒ問題に關しベック外相はこの全くドイツ的な都市がドイツへ復歸することを拒絶し、その拒絶理由
をポーランドの經濟的必要に求めてゐる。若しドイツのダンチヒがポーランドを流れてゐる河の河口にあると
いふ事實がポーランド側の主張の證據となるのであるならば、ドイツはライン河の河口に位するオランダの諸
港に對して同様の權利を主張し得る理窟が成り立つわけではないか。

一、ダンチヒ港は、ポーランドの交通にとつて十分でないといふ見え透いた口實を設けながら、専らダンチヒを
經濟的に無價値ならしめんために築港されたグチニア港に關して、ベック外相が一言も觸れなかつたことは決

して偶然ではない。今日ダンチヒには十七軒に亘る岸壁が不使用のままポーランドのために打ち捨てられてゐ
るが、これこそダンチヒの經濟的意義に對するベック外相の言明が出鱈目であることを何物にもまして雄辯に
物語つてゐるではないか、ポーランド新聞の際限なき對獨要求に關しては茲に多言を要しない。」
斯くて、ダンチヒ問題を繞る獨波兩國の平和的折衝は斷絶し、現地ダンチヒに於ける事態の悪化は
遂に第二次大戰の導火線として爆發するに至つたのである。

第十三章 獨英關係の尖銳化

英國のドイツ包圍政策は、四月五日の英波相互援助條約の成立によつて具體的に現はれたのである
が、さらに英國は徵兵制の採用を斷行して、ドイツを威嚇するの態度に出づるに及んで、ドイツの態
度も愈々硬化するに至り、獨英の關係は急角度を以て悪化した。

即ち、四月二十六日チェンバレン英首相は下院に於て、英國政府は歐洲現下の危機に對處すべく斷
乎徵兵制を実施することに決定した旨を聲明すると共に、徵兵制の内容並にこれに附隨する各般の緊
急措置について、

「政府は、凡ゆる豫備兵及び補助兵を徵集すべき豫備兵補助兵法案を即時議會に上程するであらう。軍事訓練法

案は來週議會に上程するが、この法案により政府は二十歳及び二十一歳の凡ゆる壯丁を軍事訓練のため徴集し得る、徴集された壯丁は六ヶ月間軍事訓練を受け訓練期間終了の上は徴集を解除されるが、希望者は地方義勇軍に三年半入隊し得る機会が與へられる。しかし海軍、陸軍正規兵、空軍地方義勇軍並に非常時國防組織の凡ゆる部門に於ては依然志願兵制度の根本方針が維持されるであらう。政府は一方再軍備工作に従つてゐる各種軍需會社の利潤制限のため何等かの措置を講ずる意向である。又戦時に際しては暴利に對する特別刑罰を規定し同時に國家の利益の爲め利潤増殖又は個人財産の増加に適當の制限を加へる法令を發布しやう。」

と發表したが、翌二十七日、下院に於ける徴兵制度案の討議開始されたが、徴兵制實施に對しては労働黨が反對であるのに鑑み、劈頭チェンバレン首相は「政府の企圖せる徴兵制實施並に戦時不當利得の抑制に關する政府の提案に對し、下院は原則的に支持を與へる」旨の政府信任緊急動議を提出し左の如き演説を行つた。

「政府は徴兵制度實施に關し、野黨代表との協議を行ひ得なかつたが、協議の暇がなかつたのである。もし決定が來週迄延期されば、之はヒトラー總統が明日行ふ演説と關係のあるものゝ如く解釋されるであらう。徴兵法實施が、政府の従前の確約を破つたものであるとの非難もある。事實余は以前二回に亘つて、徴兵制非採用を言明した事があつた。然し當時は戦争が目睫の間に迫つてゐた譯ではなく、當時の情勢と今日とは頗る相違してゐるのである。

政府をしてかゝる重大な決定に至らしめた情勢を云へば、三月二十六日以後からでも情勢は急激に變化した事

を再び指摘する事は不必要であらう。吾人がポーランドに對する保障を與へざるを得なくなつたのは三月二十九日以後であり、且つ引續いてギリシヤ及びルーマニアに對しても同様の保障を與へる事になつたのである。もしかゝる保障を有効とする爲には單に之等被保障諸國に對してのみならず、全歐洲に對して我々は保障を最後迄維持する決意である事を確信せしめねばならない。昨日ロイド・ジョージ氏は徴兵制によりどれだけの人員をあげ得るかを質問されたが、余はこの質問中に政府の行はんとしてゐる事を過小視せんとする意圖を認め得たと思つた。ロイド・ジョージ氏が更に大規模な徴兵制を希望されてゐるのか、或は徴兵制に全く反對してゐられるのか知るのには興味あらう。

戦時に際し戦争によつて個人の富が増加を見る事の不當なのは云ふまでもない所で、政府の見解ではもし戦争が勃發すれば非常に富める人々に對する課税は今日でも相當高率ではあるが、更に實質的に増加されねばならない。余はこの問題の解決には一九二〇年特別委員會によつて提案されたが實施は見なかつた。戦時超過利潤に對する特別課税が最も適當と思ふ。」

斯くて政府信任案は三百七十六票對百四十票の壓倒的多數を以て成立した。よつて政府は三十日、徴兵制の細目を規定した左の如き軍事訓練法案及び豫備補助軍法案を發表した。

△軍事訓練法案

- 一、廿歳より廿一歳に至る英國男子はすべて軍事訓練のため登録するを要す。
- 一、徴兵検査に合格した壯丁は検査後十日以内に入隊するを要す。

- 一、召集された壯丁は民兵に編入され連続六ヶ月間の特別軍事訓練を受け、右訓練終了のものは爾後三年六ヶ月補助軍乃至豫備軍に籍を置く。
- 一、右召集兵員の一部は陸軍のみならず、海軍並に空軍にも配属するものとする。
- 一、正規軍人十五歳以上の男子にして六ヶ月間軍務に服した経験を有するもの、豫備軍乃至補助軍軍人、陸軍士官學校生徒を除く男子はすべて軍事訓練法の適用を受ける。
- 一、軍事訓練法は勅令により適宜修正を加へた後、これを北アイルランドにも適用することを得。
- 一、英國々内に居住するアイルランド自由國民その他自治領國民も各地陸軍に屬してゐない以上訓練法の適用を受ける。

一、雇傭主は軍事訓練法による召集者が隊隊した時は必ずこれを復職せしめることを要し、これに違反したものは處罰する。

一、更に雇傭主は近い將來軍事訓練法によつて召集を受けるべき被傭者を解雇するを得ず。

一、軍事目的による土地建造物の公用徴収に關する手續を簡易化する。

なほ、この訓練法によつて召集される兵員數は約二十萬とされ、これを四期に分つて五萬づつ三ヶ月毎に召集されるものと説明されて居る。

△豫備補助軍法案 本法は勅令により陸海空三相に防衛準備のため必要なる豫備兵並に補助兵を召集し得る權限を附與する。

一、本法は軍事訓練法と同様除隊兵の復職に關する保障規定及びこれに應ぜざる雇傭兵者に對する罰則規定をも含む。

一、廿歳乃至廿一歳の壯丁にして登録を怠るものには五ポンドの罰金を科す。

一、兵役免除要請者はその事由を付し登録するを要す、右の場合には徴兵地方審査部において審査し免除要請者が國家の重要職務に従事中のものに限り兵役を免除す。

一、困難なる事情により召集の時期を早め乃至は延期せんとするもの、要請を審理するためには特別委員會が設置される。

斯くの如き英國側の強硬態度に對して、ドイツも斷乎これに應酬し、四月二十八日、ヒトラー總統が、ルーズヴェルト大統領の平和勸告に對する回答として、國會に於て演説を行つたのと時を同うして、駐英代理大使を通じて英國政府に對し、左の如き英獨海軍協定廢棄を正式に通告せる覺書を交附した。

「一九三五年ドイツ政府がドイツ海軍を協定により英國海軍に對する一定比率に制限する旨英國に提唱した際、ドイツは將來英獨兩國は武力紛争によつて反目することはないと確信してゐた。爾來ドイツ政府のこの確信は搖がす現在と雖も決してこれを抛棄しては居ない。ドイツの政策はこの確信から生れたものであり、従つてドイツは英國の勢力範圍に紛争を起したり、妨害を與へは例は一回もない。しかしドイツ政府にとつては遺憾なことながら最近英國政府はドイツの態度に呼應するやうな政策を棄てたのである。ドイツ包圍の新政策に乗り出した

英國政府は一九三五年六月十八日の英獨海軍協定の基礎を一方的に破壊し、かくして右の協定及び一九三七年七月十七日の附屬宣言を無効ならしめたのである。又英國政府は兩國の建艦狀況通報の義務を規定する同協定第三部にも違反するものである。しかし以上ドイツ政府が餘儀なく行ふ聲明は、一九三七年七月十七日の附屬宣言に盛り込まれた質的制限條項には影響を及ぼさず、ドイツ政府は一般的な無制限軍擴競争回避の希望を繋ぎつゝ右の質的制限條項を遵守するであらう。更にドイツ政府は英國がこの問題につき商議を希望するならば何時でも折衝を開始する用意がある。蓋しドイツ政府は英國と不動の基礎の上に明瞭にして整然たる諒解に達することを望んでゐるからである。」

然るに六月二十八日、英國政府は、右ドイツの海軍協定廢棄通告に對する回答として、左の如き覺書を、駐獨ヘンダーソン大使を通じてドイツ政府に送附した。

「歐洲の如何なる部分においても、ドイツが戰爭類似の紛争に捲き込まれた場合には、英國は常にドイツに對して敵對的態度を取らねばならぬといふことはない。英國はたゞドイツが他國に對する侵略行動を取つた場合にのみこれに敵對するものであり、ドイツ政府がその英獨海軍協定廢棄通告中において言及してゐる、英國の特定國に對する保障に關する決定は該國家がドイツによつて攻撃を受けた場合にのみ發動されるのである。

ドイツ政府の通告中には英國の政策をもつて對獨包圍政策なりとの主張が行はれてゐる。この主張には何等正當の理由はない。英國の意圖を誤解してゐるもので、これは是正されねばならぬ。ドイツ政府が如何にその正當な理由なるものを主張しやうとも、ドイツの領土併合は疑ひもなく多くの國々に不安を増大せしめることとなつ

た。その後英國政府がとつた諸行動は、これ等小國に對してその獨立享受の確保感を與へるためにこれを援助しもつてかゝる不安の除去に貢獻せんとする以外に目的はない。蓋し小國といへども英國並にドイツ同様獨立享受の權利を有つてゐるからである。

英國政府がこの目的遂行のために最近取つた諸行動はすべて上述の範圍に限定され當該被保障國が侵略の犠牲となつた場合にのみ有效たるべきものである。また英國政府はドイツ貿易の發展を制限すべき意圖もなく希望も有する筈がない。却つて英獨爲替清算協定に基き相當額の自由爲替がドイツ側に有利に供給されてをり且つ英國政府は平靜にして公平な交渉に必要缺くべからざる條件たる相互信頼と善意の確立といふ緊要の前提が得られさへすれば、將來さらにドイツの經濟狀態改善に關して商議を重ねる用意まで有するものである。

英國政府の絶えざる望みは對獨戰爭の促進することにあるどころでなく過去においても現在においても他國の權利を十分尊重して兩國要求の相互的諒解の基礎の上に英獨關係を確立することにある。かくの如き理由によつて英國政府は、ドイツ政府最近の行動に直面してその政策並に態度に何等かの變更があつたとなすことは承認出來ないし、且つドイツ政府は英獨海軍協定の主要目的は新事態檢討の要素を導入し且つ兩國間に不必要なる軍擴競争を回避せんとするにあつたことをその見解に付加すべきである。もしドイツ政府が今日かゝる協定は異つた意義を有すると主張するならば、これに對し英國政府は、かゝる言は協定の條文中には何等その證據が発見されないといはねばならない。

しかもドイツ政府はかゝる事態が實際に存在してゐるとは主張してゐないし、況んやドイツ政府は同協定廢棄の手段に出づる以前に事態を檢討すべく英國政府に協議を要請するが如き事はしなかつたのである。よしドイツ

政府の覺書が協定廢棄通告ではなく、ドイツ政府の意見の陳述として讀まらるべく意圖されたとしても、英國政府はかゝる要請は兩國政府間に事前の協議なくして通告されることは容認し得ない。また兩國間の關係が良好でなかつたとしても不利益な競争を絶滅し無駄な軍擴競争を阻止する協定を廢棄する理由になるとは英國政府には思はれない、従つて英國政府はベルリンとの間に確固たる基礎に立つて明瞭且つ原則的な諒解に達する可能性を検討する用意ある旨宣言する。

もしドイツが最早協定に締結されざる三割五分制限に束縛されなければ英國政府としても新事態に應じてその海軍力の増強をはかるかも知れぬと諒解されねばならない。一方もしすでに終熄した條項に代る他の協定の交渉が企てられるならば英國政府は喜んでドイツ政府からかゝる協定締結のため適當と思惟する範圍並に目的に關し若干の示唆を期待するものである。英國政府は特に次の二點、即ち、

- 一、かゝる協定締結のためいつ協議を開始すべきや、
- 一、新協定の有効期間内において協定廢棄または修正等の如き一切の行爲を兩國政府の同意の下に實行するより如何なる保障を與へんとするかにつき、ドイツ政府の見解を知らんと欲するものである。」

即ち英國政府は以上の覺書に於て、ドイツの經濟的地位改革の要求を考慮する用意のある旨を述べ、新海軍協定の締結の希望を表明したのであつたが、これに對してドイツ政府は、右英國の覺書が廢棄通告後二ヶ月を経過した後に發せられた點に對して英國政府の眞意を不可解なりとすると共に、新海軍協定の交渉はその時期に非ずとして、英國のこの覺書を全然問題にしない態度を示し、六月二十九

日、外務當局は、

「英獨海軍協定は英獨接近工作の一つであつた。これが失敗した今日、單に技術的に海軍協定を再工作し表面を繕つても無意味であらう。英國政府の數年間の對獨外交方策を見るに駈引の一手で全く誠意がない。即ち今度の覺書にしても、天津事件及び對ソ交渉の行き悩みに狼狽した英國の一時のゼスチュアに過ぎず、ドイツはこの手には乗らない。」

との見解を發表したので、英國側の妥協工作も失敗に歸したものと見られた。

第十四章 獨伊軍事同盟成る

英佛の獨伊包圍政策が着々と進められつゝあるのに對して、獨伊樞軸の結合も愈々緊密となり、三月以來兩國首腦部の往來が頻繁に行はれつゝあつたが、遂に五月七日、獨伊軍事同盟の成立が發表されるに至つたのである。

即ち、三月十二日チェコ問題の勃發のため恰もイタリー訪問の途中にあつたドイツのゲーリング空相は、急遽ベルリンに歸還したのであつたが、チェコ問題の一段落を俟つて三月二十一日、再び北伊に向けて出發、サン・レモを経てトリポリに渡り、イタリーのリビア總督のバルボ元帥と會談し、翌四

月十三日まづリビア各地を視察し、十四日にはローマに入つて、ムソリーニ首相以下イタリア政府の首脳部と二日に亘つて會談を遂げたのであつた。

また、一方この間に於て、イタリアのペリアニ參謀總長は三月末、密かにドイツを訪問し、五、六日の兩日に亘り、舊オーストリア領のインスブルグに於て、ドイツ國防軍總司令のカイテル元帥と重要會談を遂げたのであつたが、さらに、ドイツ陸軍總司令ブラウヒツヒ將軍も四月三十日、ローマを訪問してムソリーニ首相と會談し、なほ、五月一日より七日までリビアに赴いて軍事施設を視察の上、再びローマに歸り、パドリオ元帥を初めカヴァナリ提督、ヴァレ空軍次官、及びペリアニ參謀總長等イタリア軍の首脳部と重要協議を行つたのである。

ブラウヒツヒ將軍と前後してリツベントロツプ獨外相は、シュミット情報部長等を帶同して四月四日ベルリンを出發し、五日、ミュンヘンに於てヒトラ―總統と會談した後、六日、イタリアのミラノ郊外なるコモに於てチアノ伊外相と會談したが、六日夜イタリア政府は、このコモ會談に關して左の如きコムミュニケを發表した。

「獨伊兩外相のミラノ會談は平和を脅かす秘密計畫を討議するものではなく、却つて英佛の獨伊包圍政策によつて現實に脅威されつゝある歐洲の均衡を再建せんとする獨伊樞軸の諸政策を確認し、併せて新秩序を律する法則を獲得せんとするにある。民主主義國の包圍工作は獨伊兩國に對する明白な挑戦である。獨伊兩國はこの挑戦を

擊破し、獨伊兩國の利益を擁護すると共に、歐洲の新秩序を建設し、兩國の國家としての生存權を確保せんとするものである。」

會談は翌七日も續けられたが、七日の會談の後、ミラノに於て左の如く、獨伊軍事協定の成立が發表されたのであつた。

「リツベントロツプ獨外相、チアノ伊外相は五月六日、七日の兩日に亘り、ミラノで會談を行ひ、歐洲の一般情勢を検討した結果、獨伊兩國政府は正に完全に一致してゐることを再確認した。兩外相は更に獨伊樞軸の連繫關係を政治、軍事協定により徹底的に規定することに決した。獨伊兩國は之により歐洲平和の確保に有效な貢獻をなさんとする企圖を有するものである。」

斯くて獨伊軍事同盟の正式調印は五月二十二日、ベルリンに於て行はれ、イタリア側からはチアノ外相が代表としてペリアニ參謀總長以下を帶同してベルリンに赴いた。

獨伊軍事同盟即ち「獨伊親善同盟協定」の條文は、調印と共にドイツ政府から發表されたが、その全文は左の如くである。

ドイツ國總統及びイタリア國王、アルベニア國王並にエチオピア皇帝はナチス・ドイツとファシスト・イタリア兩國間に存在する緊密なる親善關係を嚴肅なる協定によつて確認する時期が到來したと思考するものである。相互援助の固き基礎が獨伊兩國間の永久的共同戦線の結成によつて確立された後をうけて兩國政府はこゝに再び

曾て兩國間に意見の一致を見且つ兩國の權益伸暢並に歐洲の平和維持に効力を發揮した政策、基礎並に目標を堅持する旨宣言する。生存に對する見解の一致並に利害の一致により相互に固く結ばれた獨伊兩國民は將來も相提携し以て兩國の重大權益分野の安全を期し平和を維持すべく決定した。獨伊兩國が歴史的に經て來た路を辿りつゝ兩國は今後も歐洲文化の基礎を動搖なき世界の破壊力から防衛する任務を遂行するであらう。以上の原則を條約上に成文化する爲めドイツ總統は同國外相ヨアヒム・フォン・リッペントロップを、又イタリア國王並にエチオピア皇帝は同國外相ガレアツツォ・チアノ・デイ・コルテラツツォ伯を全權委員に任命し、兩者は次の各項に互り意見の一致を見た。

第一條 締約國は歐洲全般の情勢に影響を及ぼす如き共同の利益乃至は問題の凡べてにつき意見を等しくする、常に相互の連絡を保つ。

第二條 締約國はその共同利益が國際事件により脅威を受ける場合には直ちに利益擁護の爲め採るべき手段につき協議を開始する、一方の締約國の安全乃至は其他の重大利益が第三國により脅威を受けた場合他の一方の締約國は右脅威を受けた締約國に對しこの脅威を除く爲めあらゆる政治的並に外交的援助を與ふ。

第三條 締約國の意志と希望とに反して若し締約國の一方が一國乃至二國以上の第三國との間の紛争に捲き込まれた場合は他の一國は直ちにその同盟國となり陸、海、空のあらゆる軍事力を以て締約國を援助する。

第四條 第三條に定められた規定の急速なる實施を期する爲め締約國政府は軍事並に戰時經濟の分野に於て相互の提携を深める、締約國政府は更に本協定の各規定實施の爲め必要なる措置につき不斷に連絡を保つこととする、第一條及び第二條の目的達成の爲め兩國外相を委員長とする常設委員會を設置す。

第五條 締約國の双方が參加した戰爭に於ては休戰並に媾和は相互に完全な意見の一致を見た後初めて締結する旨締約國は今既に相互に誓約を了した。

第六條 締約國は友邦諸國との共同關係の重要性を認識し將來もこの關係を維持し、且つ締約國と友邦との結合の基礎となつた相等しき利益に従つて共同でこの關係を發展せしめるに決定した。

第七條 本協定は調印と同時に効力を發生する、有効期間の第一期は十ヶ年とし、締約國は期限到來以前適當の時期に効力の延長に關し協議を行ふものとす。

右同盟協定の調印後、リッペントロップ獨外相は、

「獨伊兩國はヴェルサイユ條約に依る不公平を打破すべき必要に迫られてゐる。今回の協定成立は獨伊兩國間に久しき以前より存在してゐる意欲の實現したものであつて、兩國は之に依つて兩國の自由を拘束するヴェルサイユ體制を打破せんとするものである。今や獨伊兩國一億五千萬の國民はヒトラー、ムソリーニ兩雄の指導下に確固不動の協同體を形成するに至つた。獨伊協定は時勢に適合せぬ時代遅れの不公平を是正せんとするもので、その目的は飽く迄平和の建設にあるが、兩國人民の死活的權益は全力を擧げてこれを擁護する決意である。」

との談話を發表したが、またイタリア政府も、チアノ外相の名を以つて、

「獨伊親善同盟協定は、獨伊兩國間に嚴存する深い精神上並に實質上の共通性を軍事上及び政治上の義務に結晶せしめたものである。今やヒトラー總統並にムソリーニ首相の天才と意思とに依り、獨伊兩國は歐洲の歴史の先頭に立ち百年の古い文明の基礎を守り崩壊せんとする世界の中に秩序と正義の原則を確立せんが爲に、兩國は力

「意思と利益のプロットを形成した。」との聲明を發表した。

獨伊軍事同盟の成立は、全世界に非常な衝動を與へた。特に東歐及びバルカン諸國は斷乎たる獨伊樞軸の攻勢に愕然たるものがあつた。チエンペレン英首相は、五月二十四日、下院に於て、

「今回締結された獨伊親善同盟協定は發表された條文より見れば、一九三七年一月二日の地中海現狀維持に關するイタリーの宣言及び一九三八年四月十六日の英伊協定により再確認されたイタリー政府の負ふ義務事項と矛盾する如き規定は見當らない。」

と獨伊同盟が、英伊協定と牴觸するものでない旨を強調したのであつた。

なほ、右同盟條約の締結に次で、六月二十一日、南ドイツのコンスタンツ湖畔フリードリツヒスハーフェンに於て、ドイツのレーダー海軍總司令とカヴァニアオーリ海軍次官との會談が行はれたが、さらに二十七日は、イタリーのヴァルレ空軍次官がベルリンを訪問し、ゲーリング空相を初めドイツの空軍首脳部と會談した結果、こゝに獨伊兩國空軍の緊密強力なる提携が確立したと傳へられた。

第十五章 難航の英佛蘇交渉

チェコ問題以來續けられて居る英國のドイツ包圍政策の重點は蘇聯邦にあつた。即ち、チェコ・スロヴァキアに續いてドイツの攻撃目標と見られて居る、ポーランド及びルーマニアの援助問題について、英國政府は前記の如く三月二十八日以來、モスコ政府と交渉を進めて居たのはそれがためであり、斯くて交渉は四月十四日に至つてやうやく本格的段階に達したのである。

四月十四日、ロンドンに於てハリファックス英外相がマイスキー蘇大使と會談し、翌十五日にはモスコに於てはシーズ英大使がリトヴィノフ蘇外務人民委員と會見した。以來、頻繁に兩國當局者間に交渉が進められ、蘇聯政府は、英佛蘇三國がバルチック海から黒海に至る諸國に對して共同保障を與ふべしとの案を提出したが、この案に對してはポーランド及びルーマニアのみならずバルチック三國、フィンランド等の諸國が何れも直接蘇聯から保障を與へられることを拒否するの態度を示して居るので、チエンペレン首相は已むを得ず、各國に對して個別的に援助乃至は保障を與へることに決し、ポーランド及びルーマニアに對しては既にその方策を實行したのであつたが、然し、一方チエンペレン首相は如何にかして蘇聯を反獨陣營に引き込まんと苦心し、五月三日、蘇聯に對して右の個別的保

障案を提示して妥協を要望したのであつた。

然しながら、五月四日、蘇聯に於ては突如としてリトヴィノフ外務人民委員の罷免が發表され、蘇聯外交の親英政策轉換が傳へられるに至り、またもや英蘇交渉は大きな難關に逢着したのであつた。而も英國内部に於ては既に交渉開始以來相當な時日を経過して居るにも拘らず、未だ具體的な結論に到達して居ないことに對して非難が起つたので、これに對してチェンバレン首相は五日の下院に於て、

「國際政局に關する英ソ交渉は目下引續き進行中である。英政府が、殊更交渉の進行を遅延させてゐるといふことではない。政府はソ政府より提示された案に就きフランスに照會したが、フランス政府からの回答は昨日政府の手許に到着した。よつて政府は最近のうちにソ政府にイギリスの見解を傳達することが出来やう。一部の人々の内には、協定締結交渉が捗らないのは、イギリス政府の罪だと評してゐる者もあるが、かゝる態度は非難すべきである。英ソ交渉が圓滿なる結果に到達しないなど、想像する何等の理由もない。」

と交渉は順調に進捗して居る旨を強調した。

然るに蘇聯側は英國の對案に關するロイテル電報が真相を傳へないとして、タス通信をして、左の如く英蘇交渉の内容を暴露する發表を行はしめたのであつた。

「ルーター通信社は英ソ會談におけるソ聯側の提案に對する英國政府の回答において、英國政府は(一)ソ聯が自國と國境を接する總ての國家に個別的保障を與ふべし。(二)英國はソ聯が保障義務履行のため、戰爭に捲き込ま

れた際之に援助を與ふべし。との骨子を含めた對策を提示したと放送してゐるが、タス通信社は權威ある筋よりの情報を基礎として、ルーター通信の右報道は事實と十分適合しない事を聲明し得る。ソ聯政府は八日英國政府の對案なるものを接受したことは事實で、フランス政府もこの對案には反對してゐない。右對案に於ては英國政府は右ルーター通信社のラヂオ放送に云ふ如くソ聯政府が國境を接する國に對し個別的保障を與ふべしとは述べてゐない。右回答には「英佛がポーランド、ルーマニアに對する保障義務履行のため戰爭行爲に入つた際にはソ聯政府は遲滞なく英佛と協力すべし」と記載せられてゐる。然しながら英國政府の所謂對案なるものは、ソ聯が東歐の何れかの國家に對する保障義務履行のため戰爭行爲に入つた際、前者と同様に双務的代償として如何なる種類の援助をフランスと英國より受けるものか、この點に就いて何等言及してゐない。」

右タス通信社の發表に對して、チェンバレン英首相は、十日の下院に於て、左の如く英國政府の態度を表明した。

「最近モスクワにおいて、英國政府の對ソ提案が發表されたが、かゝる發表は英國政府が現實にソ聯に對して行つた提案の誤解に基くものと思ふ。英國政府は最近或る東歐諸國につき具體的な義務を進んで引受けることとしたが、しかしソ聯に對してはこの義務に参加するやう何等勸誘しなかつた。即ち政府はかゝる勸誘を行へば必然的に或る困難な事情が発生することを惧れたがためである。従つて政府はソ聯政府に對し、ソ聯も英國と同様の聲明を行ひ、もし英佛兩國が前述の義務履行より戰爭に捲き込まれた場合ソ聯政府は赴援の用意ある旨表明してもらひたいと示唆したのである。しかるにこれと殆ど時を同じうしてソ聯政府はより廣汎且つ強硬なソ聯自身の提案を

なして来た。しかしこれは英國の提案が努めて廻避せんとした重大なる困難を發生せしめずには惜かぬやうなものであつた。よつて英國政府はソ聯に對し各種の困難が存在してゐることを指摘すると共に最初の原案に若干の修正を加へたのである。英國政府は特に次の點についてソ聯の注意を喚起した。即ち英佛兩國が已にその義務を果すための言質をなしたからと言つてソ聯に對してもこれに介入する義務を負はせやうなど、は全く考へてゐないといふことである。更に政府はもしソ聯が英佛兩國の参加を條件としてソ聯もこの義務を履行することに参加することを欲するならば英國としてはこれに對しては何等反對するものではないことをも付言した。ハリファツクス外相は昨九日マイスキ大吏と會見したが、その際大使から英國の提案に従へば英佛兩國の支持なくしてソ聯のみ單獨で義務履行に乗り出さなければならぬやうな事態が發生する恐れあり、この點未だ明かでないとの申出があつた。これに對しハリファツクス外相は右の如き解釋は英國案の本意ではない旨明瞭に確言しておいた。一方モスクワにおいては、二日前モロトフ兼任外務人民委員がシーズ大吏と會見して、ソ聯政府は目下慎重に英國の提案を検討中である旨語つた。よつて政府は目下ソ聯からの回答の到着をまつてゐる次第である。」

然しながら交渉は一向に進捗せず、五月十五日に開かれた國際聯盟理事會を機會に、ジュネーヴに於て、英佛蘇三國の會談を行ふ計畫も、蘇聯側の廻避によつて實現せず、交渉の前途は極めて悲觀されるべき状態にあつたが、この間の経過について、チエンバレン首相は十九日の下院に於て、左の如く説明して居る。

「英國がソ聯の援助を輕蔑してゐるとの考へは全然根據なきものである、英ソ間に誤解があつたことは、今では

明白であるが政府はソ聯との間に速かに諒解に達することを希望してゐる。英國が達成せんとするのはソ聯との同盟ではなく侵略反對の平和戦線であり従つてもし英國がソ聯の協力を確保する結果他の國に不安を與へ英國との協力の意圖を喪失せしめるやうなことになるればそれは結局外交政策上の失敗に他ならぬことを想起されたい。我々は既に出来上つたものを眼前で崩壊せしめる結果となるやうなせつちかな措置をとるよりは寧ろ數日の遅延を選ばんとするものである。ソ聯政府がポチヨムキン外務人民委員部次長をジュネーヴに派遣しない事に決したのはハリファツクス外相がポチヨムキン次長と親しく協議する機會を奪ふもので甚だ遺憾である。

余は最近の情勢の全發展を通じてフランス政府との緊密な協力を續け得たことを欣快とするが、ハリファツクス外相は明二十日パリ通過に際し佛國政府首腦と英ソ交渉に關し更に意見を交換する機會に恵まれることゝならう。一方ソ聯政府とも緊密な接觸を保つ積りであるが、余はこれらの會談の結果、從來ソヴェイトとの協定成立を阻げてゐた障礙物が除去され、然るべき時期に英ソ協定が遂に締結された旨を諸君に御報告し得るやうになることを希望する。」

さらにチエンバレン首相は、二十四日同じく下院に於て、二十日のパリ會談及び二十一日のジュネーヴ會談について、

「ハリファツクス外相がパリ並にジュネーヴに於て、フランス並にソ聯代表と會談した結果、英ソ交渉に關する兩國の見解はすべて明瞭となつた。斯くて英國政府としては英ソ交渉の主要問題につき提案を行ふ位置にあるが、この提案に基き英ソ兩國は最近の中に完全なる諒解に達し得るであらうと充分の確信を持つて期待するものであ

る。英ソ兩國間にはなほ明かにしなければならぬ點が多少は残つてゐるが、併しこれ等は決して重大な困難を提
供するものとは思はれない。」

と報告したが、依然としてバルチック諸國の保障問題について、意見の一致を見るに至らなかつたの
であるが、依然として交渉妥結を期待せるチエンペン首相は、六月七日の下院に於て次の如く聲明
して居る。

「幾多の理由によつて余は、未だ英佛ソ三國協定締結交渉の内容に就き日々その進行状態の詳細なる報告を行
ひ得る立場に非ざることには諸君も充分諒とされることゝ信ずる。併し交渉は余が五月廿四日本院において行つた
聲明を補足敷衍して新たな一つの聲明を行ふことを可能ならしめるだけの段階に到達してゐるといふことは
ひ得る。英ソ兩國政府は屢次の意見交換の結果その主要目的に關しては一般的なる協定に到達し得るといふ處ま
で漕ぎつけた。余の見解によれば英國政府はソ聯政府を充分満足せしめ得た筈で、實際又英國政府としても完全
なる相互主義の原則の下に協定締結の用意があるのでソ聯が侵略を蒙り歐洲の他の列強と敵對行動に入るに至つ
た場合何時にても英國政府はフランスと提携して何等の留保なしに全力を擧げてソ聯に軍事的支援を與へる用意
ある旨を明かにした次第であつた。而して英國政府は謂ふ所の英佛ソ三國の相互に供與すべき完全なる軍事的援
助を右三國中の一國がその領土に直接の侵略を蒙つた場合にのみ限定せんと意圖するものではなく、他の場合即
ち三國中の一國が間接にその安全に對する脅威を蒙るに至つたあらゆる場合に於ても同様の援助を可能として豫
想することを妨げずとなすものである。斯種凡百の場合に關しては猶詳細審議されねばならぬが、英佛ソ三國が

他國との利害關係を考慮して侵略に對する抗爭においてこれ等諸外國の協力を確保することに關し三國政府の執
れにも受諾し得る形式が発見されるやう希望してゐる。併し乍ら依然一二の困難は残されてあり、就中特定國中
には嚴正中立を守ることを希望しその爲め他國より制約を蒙る結果となる保障を受けることを欲せずとする向も
ありこれ等に對して保障を強制することは明かに不可能と見られる。併し乍ら余はこの困難が何等かの方法によ
り克服せらるべきことを希望する次第であつて同時に現在英佛ソ三國間に何等格別意見の相違なき他の一般的事
項の調整に當つて發生すべき各種の困難も何等かの方法に依り克服せられ侵略に對する相互援助の原則に重大な
る支障を來さざるべきことを希望する次第である。英國政府は英ソ交渉促進の目的を以て近く外務省の代表者を
モスクワに派遣、駐ソ英國大使に對し本國政府の態度に關する詳細の説明を行はしめることに決定した。余は斯
る手段に依つて現在尙三國間に調整を必要としつゝある論議を早急完了し以て最後の協定の締結に到達し得るや
う希望してゐるものである。」

然しながら事實に於て交渉は依然として難航を續け、五月二十六日、英佛共同對案なるものが駐蘇
シーズ英大使を経て蘇聯側に提示され、二十九日マイスキー駐英蘇大使のロンドン歸還によつて、再
びロンドンに於ける交渉が再開されたのであつたが、モロトフ外務人民委員の三十一日の蘇聯邦民族
合同會議に於ける左の如き演説によつて、英佛の提案は全面的に拒否されたのであつた。

「ソヴェイト政府は英佛の提言を受諾し、右兩國と我が國との政治的關係強化並に侵略の増大に對し平和戰線結
成の目的を以て折衝を開始する事となつたのである。然らば國際情勢の現段階に於て我々の仕事を如何に定義す

べきであるか、我々は我々の仕事が他の非侵略的諸國の利益と併行するものであると考へる。即ちそれは將來の侵略阻止、従つてこの目的のために非侵略諸國間に信頼すべき有效的防禦戰線を結成するにある。英佛兩國からの提案と關聯してソ聯政府は侵略阻止に必要な措置につき英佛兩國との交渉を開始した。それは去る四月中旬のことであつたが、當時開始された折衝は現在に到るも尙終結を見てゐない、然し當時既に若し侵略國の進出に對し平和愛好國の有效な統一戰線を結成せんとするならば次の最少條件が満たされねばならぬことは明かであつた。即ち、

一、侵略に反對する有力な相互援助條約の締結、即ち英佛ソ三國間の純粹に防禦的性質を有する協定、及び、

一、歐洲に於いてソ聯に接壤する總ての國々を例外なしに全部含む中東歐諸國が侵略を受けた場合に對する英佛ソ三國の保障、

一、侵略國の攻撃があつた場合英佛ソ三國が相互に與へる直接且つ有效的援助及び被保障國に對して英佛ソ三國が與へる援助の形式と限度に關する英佛ソ三國間の具體的取極め、

以上がソ聯の見解である。ソ聯は自説を堅持するが、さりとて何人にも強制せんとするものではない、即ちソ聯は自己の見解の容認を要求もしなければ何人にもソ聯に倣へと要求しない、とはいへ此の見解こそ平和愛好國の安全を確保する眞の解答なりと思惟してゐる。それは侵略者の攻撃に對抗する真正防禦的なる協約であり、又最近獨伊兩國間に締結された進攻的なる軍事同盟とは根本的に異つてゐる。かゝる協定が双務的且つ平等の義務の原則を基礎とすることは言を俟たない、ところが英佛兩國の提案にはこの初歩的原則が全く好意的に迎へられなかつたことは特に注意すべきであらう。即ち英佛兩國は英佛相互及びポーランドとの相互援助協定に依つて侵

略者の直接的攻撃から彼等自身を保障し且つ侵略者がポーランド、ルーマニアの兩國を攻撃した場合彼等自身のためソ聯の援助を確保せんと努力し乍ら一方その代償としてソ聯が侵略者から直接攻撃された場合彼等の援助を勘定に入れてよいかどうかの疑問には解答してゐない。又ソ聯に隣接する諸小國が侵略國の攻撃に對して自らその中立を防衛し得ぬと判明した場合之等小國の保障に果して英佛が参加するかどうかの疑問にも何等解答してゐないのである。斯くてはソ聯にとり不平等極まるといはざるを得ない。過日英佛側の新提案が通達された、この新提案に於ては侵略國による直接の攻撃に際して相互主義の基礎に立つ英佛ソ三國間の相互援助原則が承認されてゐる、これは勿論交渉に於ける一步前進ではある、然しながらそれは多くの留保―殊に聯盟規約の二、三の條項に關する程の留保を附されてゐる爲め、この一步前進も亦擬制的なものに過ぎないことは注意すべきである。中東歐諸國の保障問題に關しては右提案は相互主義の見地から見ても何等の進歩も示してゐない、それは英佛兩國が既に保障を約した中東歐五箇國に對するソ聯の援助を規定したに過ぎず、侵略者による攻撃を受けた場合中立を守ることが不可能となるソ聯西北國境に隣接する三國に對する英佛側の援助に關しては何等言及してゐない。ソヴェエト聯邦は西北國境に位置するラトヴィア、リトアニア、エストニア三國に對する保障を得るのでなければ、中東歐五ヶ國に對する義務を引受けるわけには行かない。以上が英國及びフランスとの交渉の現状である。」

第十六章 動搖するバルカン諸國

前年のミュンヘン會議はズデーテン問題の爆發を寸前にして阻止し得たのであつたが、ドイツがズデーテン地方を合併し、ポーランドがテツセン地方を、またハンガリーがルテニア地方の一部を割譲したことは、バルカン諸國に取つて大きな衝戟を與へたのであつた。即ち、如何に獨伊英佛の四強國によつて保障されたとは言へ、これを以て歐洲の平和が保障されたものとは何れの國も信じなかつた。次に來るものはメーメルか、ダンチヒか、或はルーマニアへの進出か、と種々の風説が行はれ、疑心暗鬼に襲はれたバルカンは、正に噴火山上に坐するの不安に驅られ、何れも自國の保全のために汲々たる有様であつた。

バルカンに於ける一九三九年は一月六日のルテニア國境ムンカツチに於けるチェコ兵とハンガリー兵との衝突によつて明け、外交の動きは一月八日のルーマニア、ユーゴスラヴィア兩元首の會談を以つて開始されたのであつた。即ち、ユーゴスラヴィアのパウエル攝政は一月九日、ブカレストを訪問してルーマニア王のカロル二世と會見したのであつた。この兩國王の會見は、歐洲皇室の年中行事の一つとなつて居るカロル王の狩獵に招待されたことによるものであるが、この會見に於て、風雲急

なるバルカンの情勢に處すべきユーゴスラヴィアとルーマニア兩國の動向について、重大な意見が交換されたのであつたと傳へられて居る。

次で一月十七日から五日に亘つて、イタリアのチアノ外相を初めドイツのゲーリング空相及びハンガリーのチャーキー首相等が、ユーゴスラヴィアのストヤデイノウイツチ外相の狩獵に招待されたのを機會に、こゝに獨伊洪ユの四國會議が開かれたのであつた。而も、チアノ伊外相は特にパウエル攝政と會見し、さらにストヤデイノウイツチ首相と會談し、伊ユ關係の緊密化を圖つたのであつたが、これに先つて、ハンガリーのチャーキー首相はユーゴスラヴィア訪問を前にして、一月十六日ベルリンに立ち寄り、リツベントロツプ外相と會見して居り、また、一月二十五日には、リツベントロツプ獨外相がワルソーを訪問してベツク波外相と會談したのであつたが、これ等各國外交首腦部の動きは、獨伊のバルカンに於ける攻勢を示すものであり、同時にバルカン各國の保全工作の現れであつた。

而して二月二十日から二十二日に亘つてバルカン協商たる羅、土、希及びユーゴスラヴィア四國の年次外相會議がルーマニアのブカレストに於て開かれたが、この會議に於ては、ズデーテン問題以後の獨伊の進出に對して、バルカン諸國の保全及びバルカンに於ける平和の維持の問題、特にイタリア對策を中心として、ブルガリア及びハンガリーの失地回復、ハンガリーとユーゴスラヴィアとの接近、ズデーテン問題に於て全然無視された蘇聯が、その外交轉廻の一つとして、バルカンに於て企

圖しつゝある黒海協定に對する態度、スペインのフランコ政權の承認、バルカン諸國の經濟提携の強化、バルカン協商の期間延長、及びノルウエーのコート外相の提唱にかゝるルーズヴェルト米國大統領に對する軍縮會議開催促進斡旋方を懇請する共同聲明、その他の諸問題が取り上げられたと傳へられて居るが、二十二日發表された會議のコミュニケは、

「四國代表はバルカン協商に關係ある各種の問題につき意見の交換を行つたが、四國の共同政策につき完全なる意見の一致を見、同時に緊密なる連帶關係の維持を相互に確約した。なほ今回のバルカン協商會議は一九四〇年ベオグラードに於てバルカン協商經濟評議會は一九三九年四月ブカレストに於てそれ〴〵開催するに決定した。」と書かれて居る。また會議後、議長たるルーマニアのガフエンコ外相は「バルカン協商國は原則的にフランコ政權を承認することに意見の一致を見た」と發表した。なほ、蘇聯に對する態度は、バルカン問題に對する蘇聯の介入はドイツを刺戟する恐れがあるので、直接たると間接たるとを問はずバルカンに於ける政治問題については蘇聯の干渉を排斥するといふ點に、四國の意見が一致したと報ぜられて居る。

三月四日、ルーマニアのガフエンコ外相がワルソーを訪問し、ベック波外相と會談し、蘇聯に對する羅波の共同防衛を初めポーランドとドナウ諸國との提携、及びイタリーとルーマニアの國交整調等の諸問題について協議されたと傳へられて居る。

斯くて三月十五日突如として勃發したチェコ・スロヴァキアの崩壊は、バルカン諸國に對して非常な恐怖を與へた。而も、次で十八日、ドイツがルーマニアに對して經濟的最後要求を送つたと報ぜられ、正に全バルカンは震駭した。然し、それと共にバルカン諸國は何れも自國の保全及びバルカンの平和維持のために必死の努力を續けた。而も、チェコ合併の宣言が發せられた翌十六日、豫めて失地回復の機會を窺つて居たブルガリアのキョゼイヴァーフ外相が、早くもアンカラを訪問して、五日間に互つてトルコ首腦部と協議したことは、各方面から非常に注目されたが、一説には、バルカンにブルガリアが加入し、この協商を擴大して、五國の聯盟を以てドイツの攻勢に備へんとする計畫が検討されたとも想像されて居る。

然るに、チェコ合併を機會として、こゝに英國のドイツ包圍政策が企圖され、ポーランドを初めルーマニア、トルコ、ギリシヤ等の各國に對して英國の工作が進められつゝあつたが、さらにイタリーのアルバニア合併が行はるゝに至つて、英國の對獨包圍政策は愈々活潑となり、ルーマニアを初め各國に對してポーランドと同様な相互援助條約の締結を慫慂した。

然し、ルーマニアは既にチェコ合併の直後よりドイツの重壓が加へられて居り、また、アルバニアの合併に際して、ユーゴスラヴィアはアルバニアの援助要請を拒絶してイタリーに對する好意を表明して居り、さらにギリシヤは、ムソリーニ首相がアルバニア進軍と同時に、四月七日附メタクサ首相

宛の書簡を以てギリシヤの領土保全を確言し、兩國の親善關係を確保し且つ促進するの用意があり、これを積極的に事實によつて證明する準備がある旨を申送つたのに對して、メタクサ首相は十二日附の書簡を以て感謝の意を表して居るのであるから、ユーゴスラヴィアは勿論、ルーマニア及びギリシヤの兩國も英國と相互援助條約を締結することが困難な事情にあつた。

こゝに於て英國は、四月十三日のチェンペレン首相の聲明を以つて、ルーマニア及びギリシヤに對して一方的に保障を與へ、トルコに對しては相互援助條約の交渉を進めたのであつた。

斯の如き英國の包圍工作に對抗して獨伊も活潑なるバルカン工作を開始したことは勿論であつた。即ち、獨伊の工作は先づハンガリー及びユーゴスラヴィアに對して行はれ、四月十八日、ハンガリーのテレキー首相及びチャーキー外相はムソリーニ首相の招請によつてローマを訪問し、翌十九日の二日に互つて會談が行はれたが、この會談についてイタリア政府はステファニ通信をして、

「伊匈會談の重要議題は、中央及びドナウ諸國に關する諸事項で、最近の政情變化及びその後の情勢を考慮し、最も慎重なる討議が行はれ、政治、經濟兩方面にわたり満足なる結果を得た。また獨伊樞軸の正義と平和の法則により、兩國が協力すべきことを確認した。この目的達成のため、他の友邦とも協力する政策を強化するに意見の一致を見た。」

とのコムミュニケを發表せしめた。このコムミュニケの終りに書かれて居る他の友邦とは、勿論ユー

ゴスラヴィアを意味するものと解されて居る。

ローマに於ける會談を終つたハンガリーの首相並に外相は、それから十日の後にベルリンを訪問し、二十九日、ヒトラー總統及びリッペントロップ外相と會談したが、この會談の結果、左の諸點について兩國首脳部の間に意見の一致を見たと傳へられて居る。

- 一、ポーランド問題 ドイツ側から對波態度を説明したのに對し、ハンガリー側はこれを諒承すると共に、ハンガリーとしてもポーランドの英國接近を遺憾としてベック波外相の新外交方針に反對なる旨を言明した。
- 一、少數民族問題 ハンガリーは自國內のドイツ人に向ひ廣汎なる自治を許す方針を傳へ、一方ルーマニア及びユーゴスラヴィア國內の少數民族問題の解決につきドイツの協力を懇請した。これに對しドイツ側は右要求を極力支持し平和的解決のため斡旋する様態度を明確にした。
- 一、獨洪兩軍の連絡確立 ドイツ軍はハンガリー軍の協力を強め、特にウィーンの第八軍司令官リスト大將と緊密に連絡する様決定した。

伊匈會談に次で、ユーゴスラヴィアのマルコヴィツ外相は、四月二十二日イタリアのヴェニスに赴き、翌二十三日に互つてチアノ外相と會談したが、會談の結果として發表された共同聲明は左の如くである。

- 一、イタリア、ユーゴスラヴィア間に存在する特殊友好關係を再認識した。兩國の友好關係はアドリア海の平

和維持並に相互利益の尊敬を確約したベルグラード協定締結以來凡ゆる分野及び事態において常に確保且つ強化され来たものである。

一、兩國はダニユーヴ区における平和維持並に安定の條件改善のため政治的且つ經濟的分野に亘りドイツ、ユーゴスラヴィア間における同様信頼ある協力をなすに意見一致した。

一、ハンガリーとの關係に關しては兩外相は最近の事態進展に結果した情勢の検討を行ひベルグラード、ブダペスト兩政府間に有效なる諒解の途が拓けたことを満足をもつて確認するものである。

斯くてマルコヴィツチ外相は、ローマ會談を終るや直ちにベルリンに飛んで、二十五日、リツベントロツプ獨外相と會談したが、會談の終了後發表された共同コミュニケには、

「ドイツ、ユーゴスラヴィア兩國に關係ある諸問題につき長時間に亘り協議を行つた。會談は友好的精神を以て終始し、兩國に關係ある諸事項に關し兩國間に完全なる意見の一致を見た。」

と書かれて居る。

伊ユ、獨ユ會談に先つて四月十二日、ルーマニアのカロル二世とユーゴスラヴィアのパウエル攝政とが兩國々境の某所に於て極秘裡に會見したことが判明して各方面に非常な衝動を與へたが、さらにパウエル攝政は五月九日ワルソーを訪問してベツク波外相と會談し、次でその翌十日より四日間に亘つて妃、王子、及び王女を同伴して元首として正式にイタリアを訪問し、イタリア國王エマヌエレ三世

及びムソリーニ首相と重要な政治的會談を行つたと傳へられて居る。なほ、パウエル攝政は六月一日、同様ドイツに對して正式訪問を行ひ、ヒトラー總統以下と會談し、獨ユ親善を表明した。

また、この間に於てルーマニアのガフエンコ外相は四月十六日、ワルソーを訪問してベツク波外相と會談したのを振り出しに、十八日にはベルリンに赴き翌十九日に亘りヒトラー總統及びリツベントロツプ外相と會談し、二十四日にはドゥヴァーを渡つてロンドンを訪問し、ハリファックス外相と協議の後、ベルギー及びオランダを歴訪して何れも政府首脳部と會談を遂げ、二十九日にはパリに飛んでボネ佛外相と會談し、さらに五月一、二日にはローマに於てムソリーニ首相及びチアノ外相と會談し、七日一應歸國し、なほ二十一日にはドナウ河畔のトルヌ・セヴェリンに於てユーゴスラヴィアのマルコヴィツチ外相と會見し、超えて六月十一日、アンカラに赴いてトルコのサラコグル外相と會談し、さらに十四日にはイノーニウ大統領とも會見したが、まさに二ヶ月に亘る行脚外交で、各方面の注目を惹いたが、バルカンの不安と動搖は、斯くの如き慌だしい外交の動きに示されて居た。

第十七章 北歐諸國の情勢

チエコ・スロヴァキア崩壊に端を發した英佛蘇三國交渉に於て、北歐諸國の保障問題が中心となつたことは、別章に於て述ぶるが如くであるが、中歐及びバルカン地方に於ける情勢の激化は、北歐諸國に對しても重大な影響を及ぼした。

先づ第一に問題となつたのは、フィンランド領アーランド島の武装問題であつた。即ちフィンランド政府は前年末以來歐洲情勢の激化に對應するためにアーランド島の武装を企圖し、これが實現のためアーランド島に關する條約諸國に對して豫ねてより種々交渉を進めて居たのであるが、蘇聯政府は同島の武装が蘇聯を目標とするものであるとの理由によつて強硬な反對を表明したので、問題は紛糾し、五月二十二日から開かれた第百五回國際聯盟理事會に於て、この問題が議題として取り上げられたのであつたが、蘇聯政府は五月二十三日、フィンランド政府がアーランド島に關する情報の供與を拒絶したのを理由として、同問題の審議を延期すべく聯盟代表に訓令を發したとのコムミュニケを發表したのに對して、五月二十四日フィンランド政府は蘇聯側の主張を反駁した左の如きコムミュニケを發表して、問題紛糾の經過を明らかにした。

「フィンランド及びスウェーデン兩國は本年一月二十一日ソヴェト聯邦に對し一九二一年のアーランド島議定書調印國に通告せる總ゆる問題を報告する通牒を手交した。然るにソヴェト聯邦は五月十九日に至つて、フィンランド政府に對し右に關する質問書を提出し、同時にモスクワにおいてモロトフ外務人民委員はイリエーコスキーネン・フィンランド公使に對し質問を行つたが、これ等質問の内容は直接軍事的秘密事項と見なさるべきもので、フィンランドはこれに對し回答を與へることは出来なかつたのである。フィンランド政府はアーランド島の武装は單に同島の中立を保全するためのものに過ぎない旨數次に亘り言明して來た。」

斯くて蘇聯邦の審議拒否によつてアーランド島武装問題は、聯盟理事會に於ては何等の解決を見るに至らずして、後日に持ち越されたが、蘇聯政府は六月一日、英國政府に對して詳細なる反對意見を開陳した通牒を送附し、依然として強硬な反對を續けて居るので、問題は蘇芬對峙のまゝに推移した。

また英國の企圖するところの對獨包圍工作に對して、ドイツ側もこれが突破に努力し、バルカン方面に於ける工作と併せて、北歐諸國に對しても、これを英佛側の陣營より引き離して、ドイツ側に引き入れるべく、四月頃より活潑なる工作を進めて居た。

即ち、五月十八日ドイツ政府が發表したコムミュニケによれば、

「ドイツ政府は四月二十八日のヒトラー總統の國會演説の趣旨に従ひ、過般來エストニア、ラトヴィア、デンマーク、ノルウェー及びフィンランドの各國政府と不侵略協定締結を折衝中であつたが、その結果はエストニア、

ラトヴィア兩國とは尙交渉續行中であるが近く協定締結に到達するであらう。また、デンマークとは原則的に意見の一致を見、近く協定締結の豫定である。なほ、スエーデン、ノルウェー及びフィンランドは、何れもドイツからの侵略の脅威を感じて居ないことを言明し、絶対中立と獨立、領土保全の原則を堅持し、何れの國とも不侵略條約を締結したい旨を明らかにした。従つてこれ等の諸國政府はドイツの不侵略協定は蛇足であるとし、同協定を締結せざることにドイツ政府と意見の一致を見た。」

と、交渉の経過が説明されて居る。

斯くて、五月三十一日、ドイツとデンマークとの間に不可侵條約がベルリンに於て調印されたが、さらに六月七日、エストニア及びラトヴィア兩國との間にも、同じく不可侵條約がベルリンに於て調印された。この三個の條約は、その内容が同一であるから、左に一例として、ドイツとデンマーク間の條約全文を示す。

ドイツ國宰相とデンマーク及びアイスランド國王陛下は、ドイツ國とデンマーク國の平和をあらゆる事情の下に維持するに固く決意し、條約によつてこの決意を確むることに一致し、ドイツ國宰相は外務大臣ヨアヒム・フオン・リツペントロップをデンマーク及びアイスランド國王陛下は伯林駐劄特命全權公使、侍從ヘルルフ・ツァーレを、夫々全權委員に任じ、彼等は良好妥當なる形式を有する全權委任狀を交換したる後、以下の規定を協定したり。

第一條 ドイツ國とデンマーク王國は、如何なる場合に於ても相互に、戰爭若くは他の種類の強力の行使に訴

へざるべし。

第三國の側より、一方締約國に對し、第一項に記されたる種類の行動に出でたる場合には、他方締約國は如何なる方法によるもかゝる行動を支持せざるべし。

第二條 本條約は批准を経べく、而して批准書は能ふ限り速やかに伯林に於て交換せらるべし。本條約は批准書交換の時より效力を生じ、爾後十年間有效とす。本條約が、右期間の満了より遅くも一箇年前に締約國の一方より廢棄の通告無きときは、その有効期間は更に十年間延長さるゝものとす。爾後の期間についても同様たるべきものとす。

一九三九年五月三十一日、伯林に於て、ドイツ語及びデンマーク語を以て二通の正本を作成したり。
右證據として双方全權委員が本條約に署名したり。

ヨアヒム・フオン・リツペントロップ
ヘルルフ・ツァーレ

署名諸定書 本日ドイツ・デンマーク條約の署名にあたり、以下の點に關する双方の合意が確められたり。

若し締約當事國の態度が中立の一般原則に一致せる場合に於ては、本條約第一條第二項の意味に於ける、紛争に加はらざる締約國の支持は存在せざるものとす。従つて、紛争に加はらざる締約國と第三國の間に於て、通常の貨物の交換及び貨物の通過が繼續さるゝ場合、これは許すべからざる支持と見做されざるものとす。

なほ、一方モスコウに於て行はれつゝある英佛蘇三國交渉に於て、北歐諸國の保障問題が議題の中心

となつて居るのに對して、フィンランド、エストニア及びラトヴィアの三國政府は、英國政府に對して五月上旬、數次に互つて、英佛蘇三國間の協定によつて保障を與へられることを拒否するの意向を通告したと傳へられて居るが、これは、上記のドイツの不可侵條約憲法に對して、フィンランドを初めスエーデン、ノルウェーの三國が、これを拒絶したのと同じ事情によるもので、即ち、自己の力によつて防禦が不可能なこれ等の小國は、英佛獨蘇等強大國中の何れかの一國に偏することが、その地位を危くすることであるが故に、専ら中立維持を堅持することによつて、その地位の安全を計らんとしたものに他ならないのである。

第十八章 英佛土協定成る

バルカンに於ける情勢の激化によつて、最もその動向が注目されたのは、ダルダネル及びボスポロスの兩海峡を擁して、黒海より地中海への通路を扼し、歐洲とアジアとの兩大陸に跨る要衝を占めて居るトルコであつた。

即ち、前年ドイツがズデーテン問題の解決を見るや、直ちにフンク經濟相をトルコに派遣して經濟工作を開始し、さらにチエコ・スロヴァキアを合併するや、パーベン將軍を大使としてアンカラに送つて活潑な外交工作を開始したのも、何れもトルコの動向を重大視したことを現はすものであつたが、また、英佛も上述の如く、トルコをドイツ包圍陣に引き込むべく、相互援助條約を提議して交渉を進め、さらに蘇聯邦も、四月末から五月上旬にかけて、ポチヨムキン外務人民委員代理をアンカラに送つて、頻りに外交工作を開始したのであり、こゝにトルコを繞つて英佛獨蘇の深刻な外交戦が展開されたのであつた。斯くて、相互援助條約を提示した英佛の工作は、英國の借款、フランスのシリア割讓等トルコの利害に關する代償を含んで居る點に於て、トルコ政府を動かすこと大なるものがあり、結局、五月上旬に至つて、先づ、英土間の相互援助に關して暫定取極が成立し、チエンバレン英首相は、五月十二日下院に於て左の如く發表した。

「英土兩國は兩國の國家的安全と利益のため双務的性質を帯びた長期に亘る正式協定を締結することに意見の一致を見た、而して英土兩國政府は右の正式協定成立を見るまでの期間において地中海戦争の發端となるが如き侵略行爲が現はれた場合は協力の實をあげ互に全力を盡して援助し合ふ旨を聲明する、この聲明は如何なる第三國をも目標とするものではない、英土兩國政府はそれと同時にバルカン半島に安定狀態確立の必要を認め右に關しても交渉を續行中である、而して兩國の以上の措置は平和確保の一般的利益のために當事國の一方が、他の第三國との間に協定を締結することをさまたげるものではない、かくて英土交渉は目下なほ進行中であるが、兩國政府間の意見の一致は益々明瞭となつて來てゐる。」

また、一方、トルコのサイダム首相も國民議會に於て英土協定の成立を發表し、なほ、佛蘇との交渉について左の如く説明した。

「最近歐洲の事態はバルカン、地中海方面にまで少からぬ影響を及ぼしつゝあるが、地中海の事態はトルコの安否に關する重大問題であるからトルコは最早中立を保つ事が出来なくなつたのである。かくてトルコは今回英土協定の締結によつて協調政策を基として世界平和を達成せんとする諸國の一員に加はつたのであるが、一旦緩急の場合は決して戦争を恐れるものでないことはいふまでもない。英土協定につき政府はまたフランスとも英土協定と同趣旨の相互援助協定を締結すべく考慮中である。對ソ關係については最近ソヴェエト外務人民委員部長ボチヨムキン氏のトルコ訪問によつてトルコ・ソヴェエト兩國の見解が完全に一致することは既に明かとなつて居り、政府は將來共この埒内において外交政策を樹て、ゆくつもりである。」

右英土協定の成立に續いて、この協定に基き兩國間の軍事的協力方法に關して協議するため、トルコ政府はキアシム・オーベイ將軍を首班とする軍事使節を英國に派遣したが、一行は六月七日ロンドンに到着、ホアベリシア陸相及び英帝國々防會議首脳部と協議を重ねたのであつた。

佛土協定は、地中海の共同防禦を目標とするものであると傳へられて居たが、六月九日に至り、アンカラに於ける交渉は妥結に達したと報ぜられたが、二十三日パリに於て英國と同じく暫定取極が調印された。取極は正式協定が成立する迄の期間に於ける佛土兩國の相互援助の義務を規定したもので、

左の如き内容の共同宣言である。

「佛土兩國政府は兩國の國家的安全を促進する目的の下に相互的義務を規定した最終的且詳細な協定を締結する意向であるが、兩國政府は右協定の正式締結以前において地中海戦争に導くが如き侵略行爲が起つた場合は相互に協力しあらゆる可能な援助を與へる用意ある旨を茲に宣言する。佛土兩國政府は更にバルカン地方の安全を確立する必要を認め目下折衝を進めてゐるがこれに關しても恐らく協定成立は可能と信ず。本共同宣言は如何なる第三國をも目標としたものではなく、單に必要が生じた際に佛土兩國間に双務的援助を確保する意圖に出でたに過ぎない。兩國の負ふべき義務の正確な性質に關しては正式協定締結以前に兩國間において徹底的な検討を遂げる筈である。尙兩國政府とも平和の一般的利益のために第三國と協定を締結する自由を引續き保有するものである。」

なほ、右と同時に、一方アンカラに於ては、トルコのサラチヨグル外相と駐土マツシグリ佛大使との間に於て、シリアのアルクサンドレッタ州讓渡に關する協定が締結された。

第十九章 英佛蘇交渉遂に不調

難航に難航を續けたモスコーに於ける英佛蘇交渉に對して、チェンバレン英首相は、ストラング外務省中歐局長を特使としてモスコーに派遣し、局面打開を計らんとしたのであつた。

ストラング特使は六月十二日ロンドンを發してモスコーに赴き、十五日モロトフ外務人民委員と會見して活動を開始し、會談は十六日、二十日と續けられ、二十一日再び英佛案が提示され、二十二日これに對する蘇聯側の回答が行はれたが、蘇聯側の態度は依然として強硬であり、交渉は何等の進捗を示さなかつた。

斯くて七日に入り、交渉はなほ續けられたが、九日以来交渉は全く停頓の状態に陥つたので、十七日、英佛側は、

(一)間接的援助の定義如何 (二)相互援助協定調印前に附屬的軍事協定を締結すること (三)ソ聯のオランダスキス兩國保障はトルコ、ポーランドがソ聯に相互援助を與へた後たるべきこと

を内容とする新提案を行つたが、これに對して蘇聯側は、二十三日に至り所謂「間接的侵略」問題の定議を決定するに先つて、三國の軍事會議を提議すべき旨を要求した。

こゝに於て英佛もこの蘇聯の要求を容れ、英佛蘇三國の軍事會議を開催することに決し、フランス政府は二十七日軍事會議代表として、現リーユ第一軍管區司令官ドウマン陸軍大將を首席とし、ヴァラン空軍中將及びライオース海軍少佐を派遣する旨を發表し、英國政府は三十一日、プランケット海軍大將を首席とし、バーネット空軍中將、ヘイウッド陸軍少將を代表として決定し、蘇聯邦は八月三日附を以てウオロシエロフ國防人民委員以下、シャボシニコフ參謀總長、クヅネツォフ海軍人民委員、ロクチオノフ空軍長官、及びスモルディノフ參謀次長を代表に任命した。

斯くて英佛兩國軍事代表はモスコー出發に先つて、八月四日ロンドンに集合して打ち合せを行つた後、モスコーに向ひ、十日モスコーに到着したので、三國軍事會議は十三日を以て開始され、連日協議を續けたが、恰も、三國協定中に極東問題を含むや否やについて種々なる風説が傳へられたので、蘇聯政府は十八日、タス通信を通じて、蘇聯邦が極東に於ける英佛の軍事援助を要求したとの説は全然無根である旨を發表した。

然るに、この軍事會議も幾日かの會談が行はれたにも拘らず、何等の成果を得べしとも見え、三國交渉は依然局面の打開が不可能であると見られるに至つたが、八月二十一日に至り、突如として獨蘇不可侵條約の締結が發表せらるゝに及んで、三國交渉は完全に壓倒され、遂に英佛の蘇聯邦引き込み工作は極めて悲惨なる結果に終つたのであつた。

第二十章 獨蘇の提携成る

英佛兩國が對獨包圍工作に蘇聯邦を引き込むべく、四月以來四ヶ月に亙つて三國交渉を試みつゝある間に、一方ドイツと蘇聯邦との間にも提携工作が行はれつゝあつたが、七月中旬より通商交渉が具體化し、八月十九日附を以て、ベルリンに於てドイツ代表シュヌレ外務省参事官と蘇聯邦代表パバリ通商代表との間に、左の如き内容の新通商協定が調印された旨が二十日發表された。

(一)ドイツはソ聯に對しドイツ工業商品購入の目的で總額二億ライヒスマルクに上る期限七ケ年、利子年五分のクレジットを供與する

(二)一方ソ聯はドイツに對し協定調印日以後二ケ年内に總額一億八千萬ライヒスマルクのソ聯商品を賣却するこの獨蘇新通商協定の成立は、英佛は勿論各國に對して大きな衝動を與へたが、モスコーの各新聞が筆を揃へて獨蘇協定の重大意義を強調し、共產黨の機關紙イズヴェスチャは「新通商協定は獨蘇兩國の經濟的關係のみならず、政治的關係の改善に資するであらう」と述べ、また政府機關紙プラウダが「新協定の締結により、獨蘇通商關係は一轉機を劃するであらう」と書いたこと等によつて、この通商協定が獨蘇關係の大轉廻を示唆するものであり、次に來るべきものが何であるかについて各國共に

非常な關心を示したのであつた。

果せる哉、その翌二十日夜、突如としてベルリンに於て、獨蘇不可侵協定の締結並にリツベントロツプ外相のモスコー訪問が放送され、またモスコーに於ても同時にタス通信を通じて、左の如き發表が行はれ、全世界を驚かしたのであつた。

「獨ソ通商條約成立に續いて兩國間の政治的關係改善の問題が起つた。本問題に關しては獨ソ兩國政府は豫て意見の交換を行つてゐたが、その結果獨ソ兩國は兩國政治關係の緊張緩和、戰爭の脅威除去並に獨ソ不侵略條約の締結を希望することが明かとなつた。リツベントロツプ獨外相は右條約締結交渉のため二、三日中にモスコーに到着する筈である。」

斯くてリツベントロツプ獨外相は八月二十三日、モスコーに飛行し、同夜クレムリン宮に於て不可侵協定が調印されたのであつたが、協定の内容は左の如くである。

獨ソ兩國政府は獨ソ間の平和を強化せんとの希望に基き、且つ一九二六年四月獨ソ間に締結された中立協約の基本的條項より出發して次の協定に到達せり。

第一條 兩條約國は互に相手國に對し單獨たると他國と共同たるとを問はず、暴力の行使、侵略的行動並びに攻撃を爲さざる旨を約す。

第二條 兩締約國の一方が第三國の攻撃の對象となりたる場合、他の締約國は如何なる形式に於ても右第三國

を支援せず。

第三條 兩締約國政府は將來兩國の共通の利害に關係ある諸問題に付相互に情報交換の爲め常時協議し接觸を保つべし。

第四條 兩締約國の何れも相手國に直接又は間接に對抗する如何なる國家群の形成 (Grouping of powers) にも参加せず。

第五條 兩締約國間に諸般の問題に付紛議乃至紛争の發生せる場合には、兩締約國は同紛議乃至紛争を友好的意見交換或は必要の場合には紛争解決を目的とする委員會の設立により、専ら平和的に解消せしむ。

第六條 本條約の期限は十年とす、但し兩締約國の一方が期限終了一ヶ年前に廢棄を通告せぬ限り、本條約の有効期間は自動的に五ヶ年延長されしものと見做さるべきものとす。

第七條 本條約は可及的短期間に批准さるべきものとし批准交換はベルリンに於て行はるべきものとす、本條約は調印と同時に效力を發生するものとす。

獨蘇不可侵協定の成立によつて最も大きな打撃を受けたのは英佛であるが、英國政府は、二十二日夜左の如き聲明を發表し、獨蘇不可侵協定の歸結が、英國のポーランド援助方針に何等の影響を與へるものでないと強硬な決意を明らかにしたのである。

「本日の閣議は、現下の國際情勢をあらゆる觀點から検討した、閣議はドイツに於ける軍事上の動きに關する諸種の情報を聴取すると共に、獨ソ不侵略條約が成立の運びに至つたとの報道は特にこれを重視して検討を加へた

が、閣議はかゝる新事實も斷じて英國が今日まで繰返し聲明し固く決意せるポーランドへの義務履行に何等の影響を與へるものでないと即座に意見の一致を見た。

政府は来る二十四日を期し議會を召集したが議會再開の上政府は上下兩院に對し緊急全權法案 (主として國防關係) の審議通過を要請するであらう、而して右緊急全權法案は政府をして緊急の事態に處して遲滞なく必要な一切の手段を執り得る様にすることを目的とするものである、政府は右の外各省をして例へば陸海空軍、防空、防護團關係の特定人員召集等の如き豫備的性質の諸般の措置を執らしめつゝある、更に主要原料並に商品の英國からの輸出に關聯して若干の措置に出る標準備を進めてゐる。

政府はこの際、必要と思惟する豫防策をとるものであるが、政府は現在も尙、獨波間の如何なる紛争もあらゆる慘禍を伴ふ歐洲戦争の原因となるが如き武力行使を正當化すべきものは斷じてないとの意見を堅持するものである。

チエンバレン首相が過去幾度か繰り返して言明した通り、國際間に相互信頼の念さへ回復されば歐洲には平和的解決を不可能ならしめるが如き問題は何等存在しない、英國政府はかゝる相互信頼の状態を醸成するため過去に於て常にさうでたつたと同様現在に於ても助力を惜しまぬものである、然しながら政府のあらゆる努力にも拘はらず、他國政府が武力行使を固執するならば、英國政府は全力を盡してこれに抵抗する用意があり、且つその決意を有するものである。」

この獨蘇不可侵協定の成立は、英佛のドイツ包圍工作を根柢から覆滅し去つたものであるが、これ

がため歐洲の情勢は愈々爆發を免かれぬ重大危局に陥り、八月三十一日、獨蘇不可侵協定の批准が終るや、ドイツのポーランド進撃が開始され、こゝに第二次歐洲大戰の勃發を見るに至つたのである。

第二十一章 ダンチヒ問題爆發

ダンチヒの回收問題は、上述の如く四月以來の獨波交渉の不調によつて漸次悪化を來しつゝあつたが、五月二十日夜、ダンチヒ自由市とポーランドとの國境カルトフに於てダンチヒ市民籍を有するドイツ人グリニュープナーなる者がポーランド官憲所屬の自動車運轉手に射殺された事件が勃發するや、ダンチヒ參議院は直ちに嚴重な抗議をポーランド政府に提出したが、ポーランド側も譲らず、却つてダンチヒ側に抗議を提出して、その責任を糾弾するが如き状態で、事態は愈々險惡を加へつゝあつたが、さらに各地に於て發砲事件等が續發し、また、ポーランド領内に於てはドイツ人の壓迫が行はれ、或はダンチヒに對する通商壓迫が加へられる等の情報が頻々として至り、ためにドイツ側の態度は益々強硬を加へ情勢は爆發不可避と見られるに至つた。

こゝに於てダンチヒに於けるナチス黨指導者フォルスターは七月十三日、ヒトラー總統と會見して第三國の介入する餘地を與へずして平和的に解決すべき方策について協議したと傳へられたが、以來ダンチヒに於ける復歸運動は刻々激化し、これに對してポーランド側も強壓政策を以て臨み、英佛またポーランド支持の強硬態度を表明して聲援に努めたが、一方八月十一日より三日間に亘つて南獨ザルツブルグに於て獨伊兩外相會談が行はれ、情勢の展開に對處すべき獨伊樞軸の態度が協議された。

この事態を憂慮せる國際聯盟高等辨務官のブルクハルトは調停を試むべく、八月十三日、ヒトラー總統を訪問してドイツ側の意向を打診し、翌十四日、ダンチヒ參議院長グライザー並にポーランド代表のチヨダツキーと會見して妥協を計つたが、結局、何等の打開策が發見さるゝに至らなかつた。

而もポーランド側のドイツ人壓迫の報は頻々と傳へられ、ドイツ人の強制移住、或はドイツ人の大量檢舉等の報道は、ドイツ側の態度をして愈々硬化せしめた。

斯くて、八月十八日、ドイツ軍のスロヴァキア進駐が發表されたが、次で二十三日、獨蘇提携成るや、ドイツは最後の決意を固めたものゝ如く、俄然、二十四日ダンチヒに於て、參議院がナチス黨指導者フォルスターを市の主権者とする旨を發表するや、ドイツ軍はダンチヒ進駐の態勢を整へ、ポーランド國境に三百萬の兵力を集中しつゝありと報ぜられ、また二十五日にはドイツ軍艦シュレスウツヒ・ホルスタイン號がダンチヒに入港したと傳へられ、各方面に大きな衝動を與へた。

この間に於て、ポーランド政府は英佛と密接なる聯絡を取り、事態の推移に備へつゝあつたが、英佛も斷乎ポーランド援助の態度を示してドイツを牽制しつゝあつた。

即ち、八月八日、フランスはポーランドに對して、軍需品購入のために借款を與へ、十四日は英國が八百萬ポンドに達する借款を與へた。さらに、二十五日には、ポーランド援助の最後の決意を示すために正式に相互援助條約に調印した。

條約はロンドンに於て、ハリファックス英外相とラチンスキー駐英波大使との間に調印され、その内容は左の如くである。

第一條 締約國の一國が歐洲に於ける第三國の侵略によりその國と戰開行爲に入りたる場合は他の締約國は直ちにその全力を盡して支援、援助を與ふ。

第二條 歐洲に於ける第三國の行動が直接たると間接たるとを問はず明らかに締約國の一方の獨立を脅威し、この脅威を受けた國が武力を以てその脅威を排除する死活的必要を感じたる如き場合は第一條の規定を發動す又歐洲に於ける第三國の行動が他の歐洲第三國の獨立と中立とを脅威しその結果締約國の一方の安全が明らかに脅威を受けるため右第三國と戰開行爲に入る場合事件に關係ある歐洲第三國の權益を侵害せざる範圍に於て第一條の規定は發動す。

第三條 歐洲に於ける第三國が經濟的侵略乃至其他如何なる手段によるにせよ締約國の一方の獨立を覆す如きを企圖する場合は兩締約國はかゝる企圖排撃の爲め相互に支援を約す。

右に關し歐洲の一國が締約國の一國に對し戰開行爲に訴へる場合は第一條の發動を見るものとす。

第四條 相互援助の具體的適用方法について兩締約國の陸、海、空軍當局協議の上決定す。

第五條 兩締約國は特に締約國の獨立を脅威する如き事態の發展並に相互支援並に援助措置の發動を必要とする如き事態の發展に關して相互は完全且つ急速なる情報を交換する旨約す。

第六條 兩締約國は第三國に對し既に賦與し且つ將來も賦與することあるべき侵略に對する援助取極の内容を相互に通報する旨約す。

第七條 兩締約國が本條約に基づき戰開行爲に入つた場合は相互の合意なくしては休戰乃至は媾和條約を締結せざることを約す。

第八條 本條約の有効期限は五ケ年とし以後は六ヶ月の豫告期限を以て廢棄し得る。

なほ、英國政府は英波相互援助條約の調印に先つて、二十四日、緊急議會を召集し、軍事、政治、經濟、都市防備の全部門に於て危機に對處すべき、左の如き内容の緊急國防全權法を提出し、即時これを公布實施した。

一、皇帝は勅令を以て公共の安全の維持、國土の防衛、公共秩序の保全のため、また英國が參戰の場合はその戰爭目的の有效なる遂行並に社會生活に必要な物資供給及び諸事業遂行のため必要と思惟する法令を發布することを得。

一、必要の際は財産及び企業の徵用乃至統制を行ひ得。

一、必要の際家宅捜査並に法令の修正及び效力停止の權限を認む。

一、英帝國內外にある總べての英國船舶並に航空機に對し本法の規定を適用す。

一、本法の規定は勅令により植民地及び保護領に擴張適用することを得。
一、本法の規定に違反したる者に對しては逮捕審問並に處罰を行ふことを得。
一、本法の有効期間は一年とす、但し議會の要請により期限を延長若しくは廢棄することを得。
一方、ドイツ政府は二十五日夜に至り、國際情勢の危機に對處すべき一連の緊急措置を執りつゝある旨を發表したが、その緊急措置とは、ドイツの全船舶に對する即時本國歸船命令、各國との通信聯絡の遮斷、タンネンベルヒ大戦記念祭の取り止め及び旅客航空便の停止等であるが、さらに三十日には最高國防會議の設置が發表され、全國は完全なる戰時體制下に置かれた。最高國防會議設置に關する總統令は左の如くである。

一、會議はゲーリング元帥を議長としナチ黨副總理、内相、經濟相、總統官房長、國防軍幕僚長の六名の常置議員を以て構成す、但し會議の都度議長は他のドイツ國防會議員その他の人々の出席を求めることを得。
一、最高國防會議は余が政府又は國會を通じ諸法律を發布し得ざる時余に代つて何時たりとも法律と等しき效力ある緊急令を發布し得るものとす。
一、一九三八年十月十八日附經濟四ヶ年計畫遂行に關する法令に基くゲーリング四ヶ年計畫長官の權限は右に關する總統の權限をも含めて今後最高國防會議の管轄に委任す。
また、ポーランド側に於ても、同じく二十五日、アルコール飲料の販賣禁止、紙幣の増刷等の非常措置に着手したと報ぜられ、着々戰時體制を整へつゝある模様であつたが、三十日午後に至り突如動

員令が發布されたが、これと共にポーランド政府は、

「今回の總動員はドイツ各紙の反波宣傳、ドイツ政府首腦の聲明、計畫的な獨波國境紛争の頻發並に獨波國境一帯に於けるドイツ動員部隊の集結等によつて明かな如く、ドイツ側がポーランドに對し攻撃的政策を開始したことに鑑み必要となつたのである。」

との聲明を發表した。

斯くて獨英波各國は着々と戰備を整へ、今や戰爭勃發の危機は、刻々迫まりつゝあるを感じられたが、この間に於て、米國のルーズヴェルト大統領は二十四日、ヒトラー獨總統及びモスチツキー波大統領に宛てて親書を送り、戰爭回避に關する三ヶ條の方途を含む平和勸告案を提示した。その三個の提案は、(一)獨波間の直接交渉開始、(二)紛争を仲裁裁判に付する、(三)或は仲裁者又は調停者の選任による和協方針の採擇であり、ルーズヴェルト大統領は、この三案の中何れか一つを採擇されべき旨を要請した後、

「余は獨波兩國元首が、合理的且つ合意により確定された期間内は一切敵對行爲に出ないとの休戰提議に應ぜられるやう要請する。而して余は兩國が右三案の中何れか一つを採用し互に相手國の獨立と領土完整を完全に尊重することに同意されるやう希望する。」
と述べたのであつた。

なほ、右の獨波兩元首に宛てた親書と同時に、イタリア國王エマヌエル三世に宛て、左の如き親書を送つて、平和工作に協力することを要請した。

「陛下及び陛下の政府が戦争回避に多大の努力を振ひ得ることは余及び余の國民の信する所である。一般的戦争は交戦國たると中立國たるとを問はず、勝利國たると戦敗國たるとを問はず、凡ゆる國家に苦難を齎し、最も直接に關係する若干の國の人民並に政府に大惨害を與へるであらう。米國民をも含むイタリア國民の友は歐洲諸國民就中イタリア國民が過去一時代に成し遂げた偉大な事業の破壊をば悲しみなくしては眺められぬものである。多くの民族より構成せられたる均質混成國家をなして居る我々米國民にとつては、米國よりも人口、領土共に遙かに小さい歐洲の諸國家間に屢々危機を醸成する敵意を痛感するの困難を感ずるのである。然し乍ら吾人も之等の諸國家が國家の獨立を維持する絶對權利を有する事實を容認するものである。もしこれが健全なる原則であるならば、この原則は強國のみならず弱小國にも適用さるべきものである。この原則を認める事は平和を意味する事となる。何となれば侵略の危惧はこの原則の適用を阻止する事となるからである。余が前回にも言明せる如くアメリカはかゝる會議には欣然參加する意圖を有してゐる。かゝる平和的討議は必ずやアメリカ以外の各國政府をしてそれ／＼自國の直接關心の對象たる政治的領土的諸問題の平和的討議に入るを可能ならしめるであらう。若し陛下の政府が叙上の線に沿ふ危局の平和的解決案を作成される事が出来るならば、アメリカは衷心これに贊助する事を余は陛下の前に確約するものである。イタリア政府はアメリカと共に近來極めて頻々忘却せられてゐるやうに見へるキリスト教精神の理想を發揚し得る立場に今日ある。幾億かの人類の聽かれざる聲は彼等が又しても

空しき犠牲となり果てたくはないと叫んでゐるのである。」

さらに、ルーズヴェルト大統領は翌二十五日、重ねてヒトラー總統に宛て、左の如き親書を送つて、モスチツキー波大統領の回答を傳達し、併せて前日の書簡に於ける平和方途について考慮を促した。

「余は、余が二十四日夜貴下並にモスチツキー波大統領に宛てたメッセージに對し、只今波大統領より次の如き返電に接した。余(波大統領)は貴下が崇高なる動機より余に宛てられた意義重大なメッセージに深甚の敬意を表するものである。余はこゝに更めて次の事實を強調し度いと考へる。即ちポーランド政府は終始國家間に起り得べき諸問題の解決には兩當事國の直接折衝が最も適切有效なる方法であると考へ來つたが、更にこの方法は隣接國相互間の場合には一層適切なることを信ずるものである。ポーランドがドイツ及びソ聯邦と不侵略條約を締結したのもこの原則に發したのである。但しポーランド政府は、貴下の如く公平不偏の第三者による調停方法も亦同様に二國民の間に起りつゝある争ひの解決には正當にして公正なる手段なることを信じてゐる。余は勿論この返電の機會を目下撃争中の問題の是非を論ずるために利用するが如く思はれ度くはないが、然し現下の危機に於て他國に對して要求を提出し、相手國の讓歩を求めてゐるのは決してポーランドではないといふ事實だけはこの指摘して置くのを余の義務であると信ずる。従つてポーランドが相手國より仕向けられる凡ゆる積極的敵對行為を避けんことに賛意を表するのは當然の次第である。直接たると間接たるを問はずこの種行為を避けんことはポーランドは當然賛成せざるを得ない、最後に、貴下の平和要請が世界各國民が再び進歩と文明の幸福な途に立戻るために是非とも必要とする一般的平和に貢獻するやうに願ふ余の衷心からの希望を表明させて戴きたい」

貴下(ヒトラー)はドイツの目標乃至對象とするところが正當且つ合理的なる旨を從來屢々公式に聲明された。モスチツキー波大統領の返電によつてポーランド政府が余のメツセージに於ける提案を基礎に獨波兩國間に惹起せる紛争を直接的折衝、或は調停手段により解決せんとするに賛意を有することが明かとなつた。貴下及び貴下の政府がこのポーランド政府の受諾せる問題の平和的解法方法に賛成せられるならば、無数の人命は未だ救ひ得べく、世界の諸國民が平和にして幸福なる相互關係に入るべき基礎を樹立する希望は未だ取戻し得るであらう。全世界はドイツも亦この提議を受諾する様祈つてゐるのである。」

また、八月二十八日ベルギー國王レオポルド三世及びオランダのウイルヘルミナ女王兩元首も、連名を以て、戦争勃發の危機を回避するために、英佛獨伊波の五國による和平會議開催について斡旋の勞を執るの用意のある旨を、上記五國政府に通告したが、二十九日、英佛波の三國政府は、白蘭兩國元首の斡旋を受諾する旨の回答を送つたが、獨伊の兩國は何等の回答を與へず、これ等の戦争阻止工作も何等の効果なく、八月三十日、ポーランドの動員が報ぜられるに及んで、ドイツは遂にポーランドに對して最後通牒を送つたのである。

第二十二章 宣戰に至る英獨外交戰

八月二十三日、獨蘇不可侵協定が調印さるゝや、英國政府は即時、ヘンダーソン駐獨大使を通じて、ポーランド援助に關する英國の態度が不變である旨をヒトラー總統に通告せしめた。即ち、二十三日ヘンダーソン大使がヒトラー總統と會見を終つた後、ドイツ政府は、

「ヘンダーソン英國大使は、ヒトラー總統に對しチェンバレン英首相の書簡を手交、獨ソ不可侵協定により英國の對波義務は何等變更を來さぬ旨を通達した。之に對し總統はドイツの要求並に死活的利害はかゝる通告により何等影響を來さぬ旨を答へた。」
といふコムミュニケを發表した。

次で二十五日、ヒトラー總統はヘンダーソン英大使を招致して、ダンチヒ問題に對するドイツの強硬なる意向を提示したと傳へられたが、二十六日ヘンダーソン大使は、急遽ロンドンに歸還し、ヒトラー總統の意向を英國政府に傳へた。これがため、ドイツ側では二十六日、國會を召集して、ヒトラー總統及びブラウイツヒ陸軍總司令が、最後の決意を國民に告げる筈であつたのを延期して、英國政府の回答を待つこととなつた。

斯くて英國政府は二十六日夜より二十七日に亘り、ヘンダーソン大使によつて傳へられたドイツ側の要求を中心として、検討すると共に、コルバン佛大使及びラチンスキー波大使を通じて佛波兩國の意向を聴取し、或は英國自治領各地代表を招致して英國政府の態度を説明して諒解を求むる等、重大危機に處すべき方策を練つたのであつた。

二十八日午後ヘンダーソン大使は英國政府の回答を携へてベルリンに歸任し、直ちにヒトラー總統と會見し、英國政府の通牒を提示したが、これに對して、ヒトラー總統は翌二十九日、ヘンダーソン英大使を招致して、前日の英國の通牒に對する回答を手交した。このヒトラー總統の回答は、同日深夜ロンドンに通達されたので、英國政府は即時これに對する回答を作成し、三十日特使を以つてベルリンに空輸したので、ヘンダーソン大使は同日深更リツペントロツプ外相にこの回答を手交し、三十一日の午前零時四十分に及んで、最後の折衝を試みたのであつたが、遂に意見の一致を見るに至らず、こゝに二十五日以來の英獨の外交戦は終末を告げ、ドイツ政府は、三十一日午前九時十五分ラヂオを以つて、英獨交渉の経過並びにドイツのポーランド政府に對する最後の要求の内容を發表したのであつた。

即ち、ドイツ政府の放送によれば、

「ドイツはダンチヒの即時復歸及び廻廊の存續を向ふ一年以後に人民投票によつて決定すること等十六ヶ條より

なる解決案を英國に提議し、英政府はこのドイツの提案を承認してポーランドとドイツとの間の直接交渉を行ふやう斡旋する旨返答した。ドイツは三十日午後十二時迄にポーランドの全權委員の到着を待つて行ふ旨を返答したが、その期日の三十日迄にポーランドの交渉委員は來ないばかりか、ポーランドは總動員をもつて英獨の平和工作に回答をした。期限經過後更に一日を経過した三十一日にもポーランドからは何ら應答なく、斯くてドイツ政府の平和的提案はポーランドによつて明確に拒絶されたものと見做さざるを得ないこととなつたのである。」

一、ダンチヒ市が純粹にドイツ人的性質を有し市民が一致して熱望してゐる事實に鑑み即時ダンチヒをドイツに返還すべきこと。

二、廻廊地方に對しドイツに屬すべきかポーランドに屬すべきかを自ら決定する權利を與ふべし、廻廊地方とはバルチック海及びマリエンウエルダーよりグラウデンツ(ゲルジアス)、クルム(チエルムノ)、ブロンベルグ(ビドコスツ)に到る線によつて區劃せられ、これら諸都市を含む。

三、右を目的とする人民投票は一九一八年一月一日同地方に居住せる人民全部が参加すべきものとす、これ等の地方はザール地方同様英佛伊ソ聯人よりなる國際委員會の管理下に置くべし、右國際委員會は即時これを組織し同地方よりポーランドの軍隊警察地方當局は最短期間内に右地帯より撤收すべし。

四、ポーランドの海港グヂニア港はこの地帯内に含まれるが原則としてポーランドの主權下に置き獨波間の協定又は調停により劃定される境界線を有すべし。

五、人民投票は公正且つ公平なる手續を準備する十分なる時間を與へるため命令公布後十二ヶ月内には行ふべ

からず。

- 六、獨と東プロシヤとの交通、ポーランドと海との交通を同時に確保するやう鐵道及び道路を建設すべき事右地帯において交通及び運輸持續に必要な税のみ課せらるべし。
- 七、人民投票は絶対多數をもつて決定すべし。
- 八、廻廊地帯を波領として存續する場合には獨とダンチヒ及び東プロシア間の交通の安全はビュトウとダンチヒ又はデイルシャウを結ぶ治外法權を有する自動車道路及び複線鐵道を以て確保せらるべし、この地帯は幅一キロメートルとし獨領としての道路及び鐵道はポーランド側の交通を妨害せぬやう構築さるべし、道路の交叉點は跨橋又はトンネルを以てすべし、若し人民投票がドイツ側に有利とならばポーランドはグチニアとの交通を確保する同様權利を與へらるべし。
- 九、廻廊帶が獨に返還される場合獨政府は波と少數民族交換を行ふ用意あり。
- 十、ダンチヒにおいてポーランドの主張する諸權利はグチニア港に於ける獨の權利と均等の立場において交渉すべし。
- 十一、ダンチヒ及びグチニアは脅迫感を防止するため非武装地帯とし純然たる商港たるべし。
- 十二、ヘラ半島は非武装地帯とし人民投票により獨波何れかへの歸屬を決定すべし。
- 十三、ポーランド國內にある獨少數民族及び獨國內にあるポーランド少數民族に關する問題は國際委員會に附議し同委員會はテロリストの活動並に經濟的、身體的損害に關する凡ゆる紛争を検討すべし。
- 十四、波獨兩少數民族に關する諸權利は一般的強制協定により保證し以てこれら民族の民族性格の生計並に倫

理の自由なる發達を確保しその目的のために設定せられたる諸種團體の維持を許容すべし兩少數民族に對しては兵役を免除すべし。

十五、叙上の諸提案を基礎とする協定成立したる場合には獨波双方とも即時動員を解除すべし。

十六、獨波兩國は右の調停條項履行を促進するため共同手段を執るべし。

なほ、上記の英獨交渉の間、一方に於てヒトラー總統とグラデーエ佛首相との間に書簡が往復されたが、ドイツ政府は八月二十八日、ヒトラー總統よりグラデーエ首相に宛ててドイツの決意を示した左の如き書簡を發表した。

「名譽を最も重しとする我々ドイツ國民は二百萬の同胞がその隣接國境地帯で虐待されるのを斷じて黙視し得ない、余は茲に明確なる要求を提出する、即ちダンチヒ並にポーランド廻廊の返還がこれである、東部國境におけるマセドニア的狀態は必ず克服されねばならぬ、余は保障國の保護の下に他國の攻撃不能を自信するポーランドを從憑して平和的解決に導く途を知らない、若しドイツ國民が問題の斷乎たる解決を決心せねば余はドイツ國民の名譽ある將來を疑つたであらう、萬一この問題で獨佛兩國民が再び戰場で相見える運命に立つに至らば余は敢然ドイツ國民の先頭に立つたであらう、ドイツ民族は邪惡匡正のために起ち他民族は不正維持のために戦ふのである、余はかゝる事變が敵味方にもたらす重大なる結果を十分豫算するが最大の慘禍を蒙むるのはポーランドであらう、戦争の結末が如何に終り誰が勝利しようともポーランドはどつちみち今日から既に崩壊した國である、吾人よりすればポーランドを反省せしめる可能性はないと斷ずるものである。」

上記の三十一日に發表されたドイツ政府の聲明に對して、ポーランド政府は、同日夜、十六ヶ條の要求條項並に全權派遣要請を正式に拒絶する左の如き聲明を發表した。

「ドイツ政府は十六ヶ條より成る要求を提示し來つたが、ポーランド政府は正式にこれを拒絶した。ポーランド政府は將來ダンチヒに關する正當な權利を完全に回復することを飽迄主張するものである、殊にヒトラー總統はその封波要求に於て、獨波兩國間の交渉開始の前提としてダンチヒ及びポメラニア地方（廻廊地帯を指す）の割讓を要求し來つたが、ポーランドはダンチヒ及びポメラニア地方を放棄することを欲せず、又侮辱的條件を基礎にした交渉を開始するため全權特使をベルリンに派遣することを欲しない。」

こゝに於て、ダンチヒ問題を繞るドイツと英佛波との外交的折衝は全く斷絶し、ヒトラー總統は翌九月一日の未明を以て、ドイツ軍のポーランド進撃を命ずるに至り、續いて九月三日、遂に英佛の對獨宣戰が發表されたのである。

後編 歐洲大戰の經過

第一章 獨軍の波蘭進駐

ダンチヒ問題を繞る獨波の對立は、八月末に至り遂に戰爭の勃發不可避の危機に直面し、二十五日以來の英獨交渉も、フランスの妥協工作も、イタリーの和平調停も效無く、三十日に至りポーランドが動員を下令したとの報が傳へらるゝや、ヒトラー總統は一切の平和的解決を斷念し、九月一日午前五時四十分、ドイツ國防軍に對して、左の如き實力行使の非常命令を下したのであつた。

「ポーランドは善隣關係を確立せんとする余の努力を拒絶し、武力に訴へるの舉に出でた。ポーランド領内のドイツ人は今や流血暴虐の犠牲となり、その家を追はれるに至つた。打ち續くポーランドの國境侵犯は最早大國として忍び得ざるに至り、ポーランドが最早我が國境線を尊重せざることは明瞭となつた。余は總てのドイツ人が全力を盡して各自の義務を果さんことを期待する。汝等は常にナチス大ドイツを代表するものなることを忘るゝこと勿れ。ドイツ民族、ドイツ帝國萬歳！」

斯くて豫ねて國境に待期せるドイツ陸空軍の精銳は、命令一下、直ちにポーランド領内に向つて進

撃を開始したのであるが、同時にドイツ政府はラチオを通じて、全ポーランド領内に居住する外國人に對して、ポーランド全土を危険區域とすること及び軍事行動の可能性あるにより、ポーランド領内に滞在する外國人は、自己の危険に於て之を行ふべしとの警告を發し、即時避難すべきことを勸告した。

さらにドイツ政府はドイツ全土に戒嚴令を施行すると共に、ポーランドに對して戦端を開くに至つたことについて「ドイツ政府は一日總統令によりドイツ全國に戒嚴令を施行し、ドイツ國軍は祖國防衛の任務に就いた。即ち陸軍はポーランドの侵略行爲を阻止すべく、一日午前ポーランド軍に反撃を加へつゝ獨波國境を突破して進撃中である。陸軍の行動開始と同時に空軍各部隊はポーランド國內各地軍事施設に對して爆撃を加へつゝあり、さらに海軍は祖國の海岸防衛の重責に任じつゝあり」と發表したが、なほ、ドイツ國內に於ける内國及び外國航空交通を一切休止する命令が發表せられ、全國の諸學校は無期休校を行ふことが命ぜられ、全國を擧げて完全なる戰時統制の下に置かれるに至つた。

一方、ダンチヒに於ては、ドイツ軍の進駐開始と相呼應して一日早朝、ダンチヒ市最高主權者のフォルスターは、ダンチヒのドイツ復歸の宣言を發すると共に、全市の武装せるドイツ人は一擧に駭起してダンチヒの實力占領を開始したが、ヒトラー總統はフォルスター最高主權者の發表したダンチヒ復歸宣言を接受するや、直ちにダンチヒのドイツ復歸を承認し、歸屬に關する大總統令を發布すると共に、フォルスターをダンチヒ民政長官に任命する旨を發表した。

次でヒトラー總統は一日午前十時突如國會を召集し、ポーランド進駐に關して左の演説を行つた。

「余はドイツの要求の貫徹を期し、現ポーランド政府がこれを承認するか或は新ポーランド政府が出現するまで戦ひ抜く決心だ。ポーランドの挑戦に對し余は忍耐に忍耐を續けたが遂に本日午前五時四十五分戦闘開始を命じた。我が無敵空軍は爆撃を敢行しつゝある。余もまた一兵卒として前線に赴くであらう「勝利が然らずんば死か」これが余の金言である。余が不幸戰場に殞れんか後繼者はゲーリング元帥である。ゲーリング殞れんか余はその後繼者にヘス黨副總理を指名する。ヘス殞れんか黨の最高會議に於て最も勇敢なる兵士と同時に最も忠實なるナチス黨員を推戴すべきである。ドイツはナチス黨の下に舉國一致團結して居るが、諸君は各々その部署に於て國民の士氣昂揚に一層の努力をされ度い。如何なる事態が出現しやうともドイツにとつて一九一八年の再現は絶對に不可能なるを余は世界に向つて斷言する。ドイツはナチズムを輸出しない。ソ聯に於てもボルシェヴィズムにつき同様の認識に立つてゐることが判明した。獨ソ兩國間の敵對關係は斷乎一掃されねばならぬ。獨ソ不侵略條約は即ちドイツ外交史以來の大轉回を意味し且つ決定的のものである。フランスに對しては余は茲に再び兩國間に領土的の紛争原因なく友好的に併存すべきを確信する旨を強く言明する。ドイツは西部に向つて何等の目的をも有するものではない。余はイタリアの支援を感謝してやまない。併し余はこの戦闘を敢行するに當つて他國の援助に訴へやうと思はない、我等は今回の使命を獨力で遂行するであらう。余の中立國に對する保障は余の嚴肅なる誓言である。他國が侵犯しない限り余は徹底的に中立保障を嚴守する。」

これに對してポーランド外務省は、一日早曉ドイツ軍のポーランド領進駐開始の報に接するや、直

ちに獨英佛波四國政府間に行はれた交渉につきその経過を述べ、交渉決裂の責任がドイツ側にあることを指摘した左の如き聲明を發表した。

「英國政府は獨波兩國間の直接交渉開始に關するドイツ政府の同意を得たので、駐波佛英兩國大使は八月三十日夜ベック外相と會見、右に對しポーランド政府の同意を求めた。

三十一日正午に至りベック外相は英佛兩國大使に對し、ポーランド政府の同意を通告すると共に、ベック外相はポーランド駐獨大使リプスキ氏に右の旨訓電し、即時リツベントロツプ獨外相に會見を求め、ポーランド政府は英國の覺書を快諾する旨通告せしめた旨を附け加へた。

同日午後二時獨外務次官フォン・ワイゼツカー氏はリプスキ波大使を電話口に呼出し「貴下はリツベントロツプ外相に會見を求められたが、貴下が外相と會見されるのは駐獨大使の資格に於てあるか、或は全權委員の資格に於てあるか」と質問したに對し、リプスキ大使は勿論駐獨大使の資格に於て會見する旨回答したところ、フォン・ワイゼツカー次官は右の旨を獨外相に傳達すると云つて電話を切つた。午後七時リプスキ大使はリツベントロツプ外相と會見、その席上に於て同大使は直接交渉に對するポーランド政府の同意を傳達した。これに對しリツベントロツプ外相はドイツ側の提案については何等言及しなかつた。午後八時に至り突如ドイツのラチオは午後九時に重大發表ある旨發表したが、午後九時の放送に於てドイツ政府は英國政府に對し、ドイツ側の提案即ち所謂ヒトラー總統の十六箇條の提議を通告した旨發表すると共に（九月一日英國政府は正式に右の事實を否定した）更にポーランド政府はドイツが要求した期限以内に何等全權委員を派遣しなかつたが故にドイツ

政府はポーランドがドイツの提議を拒否したものと認むる旨をも併せ發表した。この發表から一時間半後、即ち午後十時半ラチオは再びドイツ領グライヴイツ放送局がポーランド側より襲撃された旨發表した。

九月十日午前四時ラチオは更にドイツは武力に對しては武力を以て應へると云ふヒトラー總統の國軍に對する布告を發表すると共に、フォルスター氏がダンチヒをドイツに合併する旨の布告を發したることも放送した。午前八時ワルツィ駐在佛大使レオン・ノエル氏は、ドイツ軍隊は午前五時を期し何等警告乃至は最後通牒なくポーランド國境全線に亘り攻撃を開始した旨フランス外務省に打電し來つた。

なほポーランド外務省は右聲明に重ねて、ポーランド政府がドイツの十六ヶ條の要求を拒絶したとの主張を反駁した左の如き聲明を發表した。

「二十九日ヘンダーソン英大使はリプスキ波大使にドイツの對波要求を提示し間接に考慮するやう慫慂した。ヘンダーソン大使は、余も廣汎なドイツ案は諒解に苦しむから、貴下自身政府に赴きその意圖を訊かれては如何と勸めたが、リプスキ波大使はドイツ側から招致されないのにドイツ外務省を訪問は出来ないとなした。かゝる裡にドイツ側の對波要求中にあつた二十四時間の回答期限が切れたのである。ドイツの行動はポーランドの意思を確かめず獨斷で不法な軍事行動に出たものである。」

然し、愈々ドイツ軍の進駐が開始され、ドイツ軍は國境を超えて全面的な進撃するに及んでポーランド政府も抗戰の決意を定め、一日、駐獨リプスキ大使を通じて、ポーランドは獨立國としての名譽を死守すべく、全力を擧げてドイツの侵略に抵抗する旨をドイツ政府に通告すると同時に、モスチツ

キー大統領は全國民に對して、舉國一致奮起を促す左の如き聲明を發表した。

「我々の宿敵ドイツは昨夜よりポーランドに對し壓迫行動を開始した。即ちこれこそ、余が神と歴史の前に實證し得る明白な事實である。ポーランド全國民よ、この歴史的時期に當り余はポーランドの自由、獨立及び名譽擁護を決意して居る。全國民は舉つて國家首長及び軍隊の下に集り、一致團結して侵略者に回答を與へよ。今や兩國間の歴史上未曾有の憂事が到來した。神に忠誠なる全ポーランド國民は正義と神聖の戦ひのため軍隊と結合して一歩一歩、決定的勝利に向つて邁進せよ。」

右の聲明發表後、モスチツキー大統領は、ポーランド軍教育總監スミグリ元帥をポーランド軍最高指揮官に任じ、さらに憲法の規定に従ひ、平和克服前に萬一大統領の缺位を生じた場合には、スミグリ元帥を後繼者に指名する旨の大統領令を發表した。

次で、二日、緊急議會が召集され、スクラドコフスキー首相は、舉國一致斷乎としてドイツの侵略を反撃せよとの宣言を發表し、また議會は、上下兩院共に議員を減員すべき改組案を可決し、各黨首は政府への忠誠と祖國防衛の決意を表明した。さらにスミグリ元帥は、全ポーランド軍に對して左の如き激勵の辭を與へた。

「親愛なる兵士諸君、吾人の年來の仇敵は我が國境を侵して、遂にポーランド共和國に攻め入りつゝある、我々の最大の義務を果すべき最後の秋は來たのだ、我々兵士は祖國の生存と將來のために戦はねばならぬ、敵軍は一度我が國境を侵せば一步毎に必ずや尊き血の犠牲を拂はねばならぬであらう、諸君は吾人の正義に深き信頼を有し義務と名譽の命ずるところに従つて凡ゆる最高の努力を拂はねばならぬ、假令戦が如何に長びくとも勝利は必ず我々と我々の同盟國の頭上に輝くであらう、ドイツは我が祖國を攻撃しつゝある、この事實こそ最も重要なことである、何者もこの事實を枉げることは出來ない、ドイツは空襲を敢行し更に國境を侵した以上、ドイツが侵略者たるは既に各方面の一致せる意見である、戦端は正しくドイツ側によつて仕掛けられたのだ、ドイツが和平的申入れが受諾せられ難きものと見込んでポーランドに拒絶の責を負はせ、以て侵略の口實をもうけんがためのものである、ドイツの提出せる有力なる十六ヶ條の要求なるものをポーランド政府が承知したのはドイツがこれをラチオで放送したからに過ぎない、ドイツの飛行機はポーランド國民を威迫せんとして空襲して居るが、ポーランド國民の士氣は微動だにしないのである。」

第二章 英佛の對獨宣戰

ドイツ軍のポーランド進撃が開始されるや、英佛兩國政府は豫ねての協定に基き共同作戰に關する一切の措置を講ずると共に、一日午前、ドイツ政府に對して戰鬪の中止及びポーランドよりの即時撤兵を要求し、對波援助を履行すべきことを警告した共同の最後通牒を送つたが、これに關してチェンバレン英首相は一日午後六時下院に於て左の如き演説を行つた。

「今や議論の時は去り行動の時が来たのだ、今から十八ヶ月以前には、余は國民に對して各種の戦時非常手段の實行を要請しなくてもいゝと思つてゐたが、今や余は、この責任を回避することが出来なくなつたと思ふ、大破局の全責任は自己の馬鹿氣た野望を維持する爲に世界を慘禍のうちに投げ込まんとするヒトラー一人の肩に負はざるべきものである、ドイツ政府にして平和解決に達せんとする一片の誠意だにあらば戦争は避け得られるやも知れなかつた、ポーランドは相互の國境を侵さないとの双務的誓約が與へられるに於ては交渉に應ずる旨同意したのであるが、このポーランド側の提案に對してはドイツ政府は何等の回答も寄せなかつた、昨卅一日夜ベルリンで發表されたコムミュニケの内容は事前には一度もポーランド側に通告されたことのないものである、わがヘンダーソン大使はドイツ政府に對して若し侵略的行爲を中止し、ドイツ軍隊をポーランド領から撤収する旨の保障が與へられぬ場合には英國政府は躊躇なく對波保障義務を履行するであらうと通告した、この通告に對するドイツ政府の回答が不満足の場合にはヘンダーソン大使はドイツ引揚を決行することゝならう、英國の對戰準備は一九一四年當時に比し遙かに完備してゐる、當面の陸、海、空の兵員は充分であるが、政府は尙且つ十八歳以上四十歳までの五體完全な男子を軍務に徵集し得る法案を議會に提出する筈である、ムッソリーニ首相は目下平和維持の爲め最善を盡してゐる、我々はドイツ國民とは何等の紛糾も持つてゐない、たゞドイツ國民はナチス政權によつて支配されるのを認容してゐるのだが、このナチス政權が存続し過去二年間に亘つて行つて來たその政策を今後も續行する限り歐洲には平和はあり得ない、我々はかゝるナチスの政策を終熄せしむべく決意してゐる、若し我々が善意と犠牲との大義の再確立に成功するならば我々は正義の完全な實現を期し得るであらう。」

また、二日、グラデーエ佛首相も下院に於て、フランスの態度について左の如く演説した。

「ドイツは平和維持の爲になされたあらゆる努力を、一朝にして水泡に歸してしまつた、ポーランドがドイツの對波要求を拒否したことは全くの嘘である、ポーランドは右ドイツの要求を知つてさへ居なかつたのだ、重要なのはヒトラー總統の言葉でなくその行動である、ポーランドは一九二一年以來フランスの同盟國であり、更に兩國の關係は最近に至つて一新され強化されてゐる、英佛兩國はその盟約國を振擡てるやうなことは毛頭考へてゐない、英佛兩國はその友邦が破壊の對象となるのを傍觀してはゐられない、ヒトラー總統今回の行動は將にナチス獨裁政權が世界制覇の野望を達せんとする一新段階と看做さるべきである、今やフランスの國家としての名譽のみでなくその死活の權益が危機に立つてゐるのだ、余はフランス國民及び各國國民に對して質問したい、ドイツは嘗てオーストリーにも、チエコ・スロヴァキアにも、將又ポーランドにも「保障」を與へたではないか、この種「保障」がアルサス・ローレンに與へられたとて何んの價値があらうか、フランス國民はドイツ國民に對しては心中何等憎惡の念を有してゐない、フランス國民は危險に瀕して祖國の存亡の爲め戦に赴くことを熟知してゐるから常にその義務を遂行する用意を有してゐるのである、我々の義務は武力による企圖を中止させるにある、このため平和的手段が可能なる間は平和的手段を以てなし、攻撃國の側に理性が失はれた場合は武力を以てしなければならぬ、今日諸君に命令を發するものは祖國フランスなのである、我等は平和的手段を以て武力に代へんとするイタリア政府の崇高なる努力に對しては敬意を表するものである、若しこの努力が再開されるに於ては、我々は自らこれに關係するに吝かではない。」

斯くの如き英佛の最後通牒に對して、期限内にドイツの回答は至らなかつたので、こゝに於て英佛も

今は對獨宣戰の已むなきに至り、三日午前十一時十五分、チェンバレン英首相はダウニング街の首相官邸より、全國民に對して左の如き放送を行ひ、英國はドイツとの戰爭状態に入つた旨を發表した。

「余は諸君に向ひ、ダウニング街十番の閣議室より呼びかけてゐるのである。三日朝ベルリンに在る英國大使はドイツ政府に對し最後通牒を手交したのである。その通牒はドイツ政府が直ちにその軍隊をポーランドより撤退せしめる用意ある旨を午前十一時までに英國政府に通達せぬ限りに於ては兩國間には戰爭状態が存在することを明にしたものである。而してドイツ政府からは遂にかゝる趣旨の通告に接しなかつた。そしてその當然の歸結として、英國はドイツと戰爭の状態に在ることを余は今や諸君に告げねばならない。平和を贏ち得んための余の長い間の一切の努力は遂に水泡に歸し去り、これによつて余の受けたる打撃が如何に苦惱多きものであつたかは諸君も想像に難くないだらう。最後の瞬間まで獨波間に平和的解決を工作することは全く可能であつたのだ。ヒトラーは明かに如何なる事態が惹起しやうともポーランドを攻撃すべく決心したのであつた。ヒトラーは彼の要求がポーランドと英國とに表示された主張してゐるが、これは眞實を語つてゐるものではないのだ。その要求なるものはポーランドにも英國にも嘗て示されたことはなかつたのである。ドイツ政府はその要求をドイツ語で準備し、その夜にはドイツ軍は既にポーランドの國境を越えたのである。ドイツは決して武力を放棄しないであらう。その武力を阻止し得るものはたゞ武力より他にはない。吾人はポーランドとの條約を堅持し、且つポーランド國民に加へられた邪惡にして且つ挑發によらざる攻撃より保護する用意あるものである。フランスもまた、その誓約を履行すべく吾人と行動を共にしつゝあり、吾等の良心は澄み切つてゐる。而して事態は最早これ以上忍

ぶべからざるに立至つた。吾人は今やかゝる事態に結末をつけることを決意したのである。余は諸君が各自よくその分を盡すべきことを知悉してゐる。余の聲明が終つた後政府當局から詳細な點に關する若干の公表がある筈だが、これは今後來るべき困難な時局に在つて國務の遂行を可能ならしめる諸種の計畫を諸君に提示するものである。而してこれ等の計畫は諸君の協力を必要とするものである。即ちその協力は諸君が直接戰闘任務に参加することによつても又は他の部門に参加することによつても表現されるものである。最も大切なことは諸君が諸君の仕事を遂行するといふことだ。諸君の上に神の祝福あれ、神よ正義を護り給へ、何となれば暴力、約束破り、不信に抗して戦ふことは崇高なることである。而して余は正義の勝利を信じて疑はぬものである。」

さらに續いて同日正午、チェンバレン首相は下院に於て、對獨宣戰に關して左の如く演説したが、同時にハリファックス外相も上院に於て、同じ内容の演説を行つた。

「今日は我々總てにとり悲しい日であるが、何人も余自身悲痛な感にうたれてゐる人はあるまい。余が望をかけた總てのもの、余が公的生涯に於て信じた凡ゆるものは皆水泡に歸してしまつたのである。さあれ我々には唯一つなし得ることが残されてゐる。それは我々が犠牲となるところのもの、勝利を期して全力を捧げることである。余自身が如何なる役割を演じ得るかには知らない。だが余はヒトラーイズムがいつか滅亡し、自由と平和が回復された歐洲が再び蘇る日まで生きることを許されるであらうと確信するものである。イギリス政府はドイツが戰闘行爲を中止して即時ポーランドより撤兵せぬ限りイギリスは躊躇なく對波援助義務を遂行するであらうとの最後の警告を發した。この通告は二十四時間以上前になされたが、これに對して何等の回答が來らな

つたのみならずドイツの對波攻撃は依然繼續され強化された。従つて余は九月三日午前十一時(夏季時間)までにドイツ政府より前述の點に關し満足すべき保障が與へられなければイギリス政府は英獨兩國間に戰爭状態が存在するものと看做す旨を通告した。これに對しても何等の回答はなく、従つて今やイギリスはドイツと戰爭状態にあるのである。英佛兩國政府間においてなされた打合せに従ひ、クローンドン駐獨フランス大使は現在イギリスと同様期限付でドイツから回答を要求してゐる。イギリス政府の態度については最早多言を要しなく余が先日申上げたやうにイギリスは完全に準備を整へてゐるのだ。」

なほ、十一時十五分チエンパレン首相の放送と同時に、正式にドイツ政府に對して宣戰の通告が行はれたことについて、

「外務省條約局長ダンバー氏は、三日午前十一時十五分ドイツ大使館にコルト代理大使を訪問、英國夏期時間三日午前十一時(日本時間午後七時)以後戰爭状態に入つた旨の通牒を手交した。右通告は對獨宣戰布告を構成するものである。」

と發表した。

さらに三日午後英國皇帝ジョージ六世も、バッキンガム宮殿より全國民に對して、對獨宣戰の已むなきに至つた理由を述べて、全國民の奮起を要請した左の如き放送を行つた。

「余は恰かも余が自ら各戸の閤を越えて諸君に親しく呼び掛けてゐるやうに、諸君の一人一人に向つて同様の深い感動をもつて語つてゐる。我々の内の多くのものは生涯における二回目の戰爭に際會してゐる。我々は今や我

々の敵となつた人々との間の對立の平和的解決を幾度か試みたがすべては空しく水泡に歸した。彼等は世界の文明的秩序にとつて致命的となるやうな原則的問題を以て我々及び我々の同盟國に對し挑戰し來つたので我々は餘儀なく參戰するに至つたのである。あらゆる粉飾を去ればこれは「力は正義なり」との原始的原則に過ぎぬ。若しこの原則にして世界を風靡せんか、我々の自由、我々の尊しとするもの、而して世界の秩序と平和は崩れ去るであらう。余は諸君がわれわれと運命を共にされることゝ信ずる。戰爭は最早戰場のみに限らない。だがわれわれはたゞわれわれが正しいと信ずるところのものを貫徹し、神の加護を祈るばかりである。神よ、われわれすべてに祝福を賜はんことを。」

また、フランスに於ても同じく三日午後五時(チエンパレン英首相より遅ること六時間)、ダラデイエ首相が、ラチオを通じてドイツに對する宣戰の決意を發表し、全フランス國民の奮起を促す演説を行つた。

「フランスのすべての男子及び婦人よ、去る九月一日拂曉以來、ポーランドは最も殘酷野卑なる侵略の犠牲となつた、その國境は侵害せられ、その都市は空爆を受けた、しかもポーランド軍隊は英雄の如く侵略に對して闘つてゐる、この流血の惨の責任は偏へに全くヒトラーの率ゐる政府にあるのだ、平和の運命はヒトラーの手に在つたのだ、然るに彼は平和を振り棄て、戰爭を望んだ、フランスは英國とともにその努力を倍加して平和を救はんと試みた、三日朝も佛英兩國は平和希求の餘りドイツ政府に對し即時敵對行爲を中止し、獨波兩國の平和的交渉に入らんことを要請した、併しドイツはこれさへも拒絶した、ドイツは既に世界の總ての方面より唱へられたる

多くの良心ある人々の平和愛好の聲に耳を傾けることを拒否したのである、ドイツの望むところはポーランドを撃滅し出来るだけ早急に全歐洲に覇を唱へフランスをして奴隸の如くに従屬せしめんとするにある、この最も恐るべき暴虐に對抗することにより又神の聖旨に生きることにより我々フランスはわが國、わが家庭及びわれ等が自由のために戦はなければならぬ、我等は良心を持つてゐる、我々は最後の瞬間迄平和のためあらゆる努力を拂つて来たのである、最早總てのものはわれ等の年若きフランス兵の行動に懸つた、余はこの年若きフランスの兵卒に敬禮する、彼等は我々が既に成し遂げた如く神聖なる義務を履行して呉れるであらう、兵士は嘗てフランスを勝利に導いた彼等の上司を信頼しなければならぬ、吾人は總ての平和且つ自由なる諸國民のために闘ふのだ、フランスの總ての男子及び婦人よ、我々は我々の上に戦争が課せられたがために戦争するのだ、フランスにおいては人間の品位の尊重が幾世紀間我等の誇であつた、諸君はその自由の國たるフランス國土にあつてその職につかれたい、總ての國民は協力結合して母國の救ひの爲め一致と友愛の奥床しき心持を以て努力されんことを切望して止まない、フランス萬歳！」

英佛の宣戰布告に對してドイツ政府は、三日午後、英佛の最後通牒を考慮することを拒否する旨の聲明を、ラヂオを通じて發表したのみで、他に何等の意向も發表しなかつた。

「ドイツ政府は三日英國の最後通牒に對し左の五項から成る回答を與へた。

- 一、ドイツ國民は英國の對獨最後通牒が要求する如何なるものをも應諾する立場に非ず。
- 二、英國政府は和平解決に對するドイツの總ての努力を水泡に歸せしめた。

三、英國政府はポーランドのダンチヒ及びドイツ系少數民族迫害措置を承認し且つ助長し更に英國政府はドイツ政府が應諾を約せるムソリーニ首相の提案を拒否した。

四、ドイツ政府はその東部國境においてパレスチナに類似する状態を容認し得ない。

五、ドイツ政府はドイツ軍隊をポーランドから撤すべしとなす英國の最後通牒を棄却す。

更にドイツ政府は右回答において英國がドイツを破壊せんとするすべての企てに對し同じ方法と同じ武器によつて拮抗すると付言した。」

なほ、イタリー政府は英佛の對獨宣戰の翌四日、歐洲大戰の勃發を阻止すべく努力したムソリーニ首相の提唱せる五國會議に關する経緯について、左の如く發表した。

「八月三十一日歐洲情勢悪化の結果平和解決は極めて疑問とは解されたが、ムソリーニ首相は歐洲平和を救ふため最終的努力を試んと欲した。この目的を以てムソリーニ首相は若し英、佛兩國政府及び右兩國を通じてポーランドの参加を事前に確認し得るならば現在の歐洲混亂の原因たるヴェルサイユ條約の修正の目的で九月五日國際會議を招集する用意あることを英佛兩國に通告しその注意を喚起した。イタリー政府は右に關する回答は緊急を要することを附言したが英佛兩國は翌九月一日に至るまで回答し得なかつた、その間三十一日、九月一日夜の間國境事件頻發しヒトラー總統はポーランドに對して軍事行動を起した。イタリー政府に對する回答は英佛ともに原則的に伊政府の提案を快諾して来た。フランスは既に獨波間に軍事衝突の事實があるにかゝらずムソリーニ首相の提案の實現に特に關心を示した。伊政府は九月二日午前十時一個の情報としてヒトラー總統に休戰を前

提とするならば國際會議を招集し獨波紛争を平和的に解決し得る可能性がなほ存する旨を指摘し、その注意を喚起した。伊政府は再び九月二日午後二時英佛兩國政府と折衝、ヒトラー總統の要求（要求の内容は發表されず）を傳達した。その後夕刻に至り英佛政府よりヒトラー總統の要求受諾の回答に接した。併し英佛兩國は八月三十一日より九月二日に至る間ポーランド領土が獨軍隊に占領された新事實に鑑み國際會議參加の條件として占領地帯よりの撤兵を要求した。上記の事情に鑑み伊政府は獨政府が希望する場合を除き伊政府としての任務は終つた旨を附言した右條件をヒトラー總統に傳達するに止めた。」

第三章 獨英佛の戰時體制

ドイツはナチスの整然たる統制下にあり、豫ねて戰時體制の準備が整へられて居り、八月二十七日には全國を通じて食糧品、石炭その他重要日用品の切符配給制度を實施したのであつたが、一日、ポーランド進駐開始と共に、直ちに全國に對して一切の外國放送の聴取を禁止し、流言誹語の取締を嚴重にしたが、四日には戰時經濟令が制定され、八日には治安條令を公布して防空、治安の取締に關し嚴重な統制を行ひ、忽ちにして國を擧げて完全なる戰時體制下に置いた。

英國に於ては、八月三十一日首都ロンドンを初め東部海岸に沿へる各都市の危險地帯から學童、幼兒、老女、妊婦、盲人等の避難を命じたが、三日宣戰の布告が行はれるや、忽ちロンドンを初め各都

市には防空施設が實施され對空陣地が構築された。

また、チエンバレン内閣は九月一日午前の樞密院會議に於て最後の態度を決するや、午後五時臨時議會を召集し、軍事費五億ポンドの緊急支出を決定すると共に、交通運輸省の緊急令を以て全國の鐵道徵用を公布し、また十八才より四十才に至る全男子に對して徵兵法を適用する擴大法が發布され、差し當つて二十才より二十二才に至る壯丁の全部を召集したが、さらに三日には金貨の國有並に輸出禁止、外國爲替に對する統制及び地代家賃等に關する支拂猶豫等を含む緊急經濟措置が實施された。

なほ、宣戰と同時に前回の世界大戰の前例に依つて、チエンバレン内閣は一應總辭職を行ひ、直ちに左の如き戰時内閣が組織された。

チエンバレン（保守黨本派、再）、藏相サー・ジョン・サイモン（國家社會主義自由黨、再）、外相ハリファックス卿（保守黨本派、再）、國防整調相チャットフィールド卿（保守黨系、再）、海相ウインストン・チャーチル（保守黨別派、新）、航空相サー・キングスレー・ウッド（保守黨本派、再）、陸相レスリー・ホアベリシア（國家主義自由黨、再）、國爾尙書サー・サムエル・ホーア（保守黨本派、再）、無任所相ハンケー卿（保守黨本派、新）

の八人の閣内大臣が任命され、閣外大臣として、

△樞相スタナップ（保守黨本派、新）△大法官サー・トーマス・インスキップ（保守黨本派、再）△内相兼保安相サー・ジョン・アンダーソン（保守黨本派、新）△自治領相アントニー・イーデン（保守黨本派、新）△印度及ビルマ相マーキ

ス・オブ・ゼットランド(保守黨本派、再)△植民相マルコム・マクドナルド(國家主義労働黨、再)△ランカスター侯領相兼食糧相ウィリアム・モリソン(保守黨本派、再)△スコットランド相ジョン・コルヴィル(保守黨本派)△商相オリヴァー・スタンレー(保守黨本派、再)△文相デ・ラ・ウエア(國家主義労働黨、再)△保健相ウォルター・エリオット(保守黨本派、再)△労働相兼國民服務相エルンスト・ブラウン(國家主義自由黨、再)△軍需相レスリー・ペーギン(國家主義自由黨、再)△農業漁業相ドルマン・スミス(國家主義自由黨、新)△交通運輸相ユーアン・ウォーレス(保守黨本派、新)△情報相ヒュー・マクミラン(保守黨本派、新)△經濟戰相ロナルド・ヒツバート・クロス(保守黨本派、新)△恩給相ウォルター・ウォーマーレー(保守黨本派、新)△檢事總長サー・ドナルド・ソマーベル(保守黨本派、再)が新任または再任された。

以上の改組に於て情報省及び經濟戰爭省の新設は注目されるものである。また新内閣に對して國家主義自由黨及び國家主義労働黨は閣僚を送り、野黨であつた労働黨、自由黨及び獨立労働黨は依然として閣僚を出ださず、外部に於ての協力を表明したのであつた。

戰時内閣成立するや、直ちにゴート大將を英國野軍總司令官に、アイアンサイド大將を參謀總長に、カーク大將を國內軍總司令官に任命したが、九日には陸軍の再編成を行ひ、從來の正規兵、地方市民軍、補助軍等の全部を綜合改編し英國軍を編成した。

またフランスは八月下旬から戰爭準備に着手し、二十七日には既に豫備兵の動員を行ひ、十五歳以上

の少青年團を動員しそれ／＼防備につかせて、防空軍の完成を計りつゝあつたと報ぜられて居たが、二十九日に至り、一切の集會は禁止され、カフェーやレストランはすべて閉鎖を命ぜられ、三十日には全國の放送局が陸軍省の管理に移され、全國の鐵道が徵用された。さらに九月一日獨軍ポーランド進駐の報至るや、正午を以つてフランス本國、アルゼリア及び各殖民地に動員令が發せられ、同時に本國八十九縣及びアルゼリアの三縣に對して戒嚴令が施かれ、二日には臨時議會が召集されて宣戰權を大統領に一任する決議を行つた。

一方、經濟的措置として、九月一日に金以外一切の各國製品の佛本國及びアルゼリア殖民地への輸入を阻止し、二日には臨時議會に於いて、正貨準備の停止及び軍事費六百九十億フランの支出を可決し、さらに四日には武器その他禁制品の所有禁止及び敵國財産の沒收令を公布し、十日には金貨の收出禁止その他を含む緊急令を實施した。

斯くて三日、對獨戰爭狀態存在の宣言と同時に、ダラデイエ首相は戰時内閣の組織に着手し、大體に於て舉國一致内閣組織の諒解を得、九月十三日左の顔觸を以つて改造内閣が成立した。

△首相兼國防相兼外相エドワール・ダラデイエ(留、急進社會黨)△無任所相カミーユ・シヨータン(留、急進社會黨)
△法相・ジョルジュ・ボネ(新、急進社會黨)△文相イヴオン・デルボス(新、急進社會黨、元外相)△封鎖相ジョルジュ・ベルノ(新、共和聯合、元法相)△蔵相ポール・レイノー(留、右翼左派)△内相アルベール・サロー(留、急進

社會黨)△海相セザール・カンパンキ(留、急進社會黨)△空相ギ・ラ・シャンブル(留、急進社會黨)△商相フェルナン・ジャンタン(留、急進社會黨)△農相アンリ・クイエ(留、急進社會黨)△選相ジュール・ジュリアン(留、急進社會黨)△土木相アナトール・ド・モンジエ(留、急進社會黨)△労働相シャルル・ボマレ(留、急進社會黨)△海運相アルフォンス・リオ(新、共和社會派、元海運相)△恩給相レーヌ・ベツス(新、元土木相)△軍需相ラウル・ドートリイ(新、元國營鐵道會社長)

以上の内閣改造に於て、從來の經濟省が廢止され、經濟封鎖省及び軍需省が新設された。なほこの内閣改造に際しダラディエ首相は、舉國一致の色彩を持たせるために、ブルム前首相の社會黨に對しても代表者を入閣させるよう要請したのであるが、第一黨として社會黨の要求する各大臣の椅子に對し、第二黨の急進社會黨を率ひるダラディエ首相は讓歩なし得ず、結局社會黨は入閣を見合せ、外部から戰時内閣を支持する旨を表明するに至つたので、結局、急進社會黨を中心として、右翼の共和聯合及び共和社會の各派が参加し、ダラディエ首相が外務、國防の二相を兼任して獨裁的地位を占めたのである。

さらに九月三日、對獨宣戰と同時に、陸軍總司令官にガムラン元帥、空軍總司令官にヴィルマン將軍、海軍總司令官にダルラン提督、參謀總長にコルソン將軍が任命された。

第四章 獨蘇の波蘭分割

九月一日、午前五時四十分、ヒトラー總統の命令一下、ポーランド行動を起したドイツ軍は、先づ精銳なる機械化部隊は、東部に於てはシレジア、ポメラニア、及び東プロシアに亘る長大なる國境の全線に亘つてポーランド防禦線の正面から進入し、また南部に於ては國境の山岳地帯を突破してポーランド軍の意表を衝いて側面から猛烈な進撃を開始したが、同時に、空軍は首都ワルソーを初めライメル、ブツチツヒ、グラウデンツ、ポーゼン、プロツク、ロツツ、トマスツオウ、ラトム、ルダ、カトヴィツツ、クラカウ、レンベルグ、ブレスト、テレヌボル等ポーランドの各都市及びクチニア港に對して猛烈な爆撃を行つて、忽ちにして全ポーランドの制空權を完全に掌握すると共に、地上部隊に協力して多大の戰果を收めた。さらに、海軍はダンチヒ港外に集結して、バルチック海の警備に任ずると共に、ウエステルプラツチ等の沿岸各地のポーランド軍の陣地に海上より砲撃を加へた。

斯くて、ドイツ軍の巧妙なる作戰によつて、ポーランド軍は忽ち各地に於て聯絡を切斷せられ、至るところに於て撃破されて、四分五裂し、ドイツ軍は各路より破竹の勢を以て進撃を續け、ポーランド軍を東方に壓迫して首都ワルソーに迫り、六日、ブロンベルグを陥れ、七日にはクラカウを占領

し八日早くも首都ワルソ一の一角に突入し、首都を包圍する一方、なほも進撃を続け、十五日はブレスト・リトウスクに達し、十六日を以てワルソ一の總攻撃が開始された。また、北方廻廊地方に於ては東プロシアから進撃し忽ちにしてダシチヒとの連絡を完成し、波軍をヘラ半島の一角に壓迫した。斯くの如きドイツ軍の猛進撃に對してポーランド軍は全線に亘つて敗走し、ポーランド政府は五日早くも首都をワルソ一より西方のルブリンに移轉したが、ドイツ軍の快足進撃に對して數日にしてさらに西方のレンベルグに移したが、直ちにまたルーマニアとの國境に近きクレメネツに移した。遂に十四日には南部國境最端のザレシユチキに移つたと傳へられ、この相次ぐ遷都に政府諸機關は四分五裂し、軍の中央統帥部と各軍との連絡も全く切斷せられ、開戦二週間に於て早くも全面的に崩壊を告げるに至つた。

然るに、九月十七日蘇聯邦は突如としてポーランド進駐を開始し、ドイツ宣傳省は「國境に待機中の蘇聯軍はモスコウ時間十七日午前四時を期して一齊にポーランド領への進撃を開始した。なほ蘇聯軍の進撃はドイツ側との十分なる諒解の下に行はれたものである」と發表したが、蘇聯邦政府に於ても、モロトフ外務人民委員が、十七日午前、出兵に關して左の如く放送した。

「ソ聯政府はソ聯軍に對しポーランドに進駐するやう命令を發した。ソ聯がこの舉に出るのは、我々の「兄弟」を救ふためである。ポーランドには最早政府はない、即ちポーランドは最早國家として存在してゐないのである。

故にソ聯がポーランドと締結した凡ゆる條約は自然消滅したことをなるのである。我々は最後の瞬間まで中立を維持したが、今や我々の兄弟に對して無關心ではあり得ないのだ。我々の兄弟とはウクライナ人と白ロシア人だ。我々は今や彼等に救援の手を差延べることが我々の義務であると考へる。無能なる爲政者がべん／＼と居居つてゐるポーランドを戦禍より救ふのである。ポーランドの壊滅は火を見るよりも明かである。我々はモスコウに在る各国外交使節に向ひ我々の中立を宣した。最近の一部動員によつて増員された我等の赤軍は同胞解放の大任務を立派に遂行するであらう。ソ聯は外部よりの壓迫に對しては最後まで抵抗を繼續し得るものである。即ちソ聯は戦争が如何に長期に亘らうとも準備は完了してをり物資は潤澤であるから食料割當符制度を實施することはないであらう。動員が開始せられるや一部ソ聯人民は割當符實施を怖れて買溜めを始めたが、かゝる怖れは絶對にない。」

即ち、豫ねて國境に待期せる蘇聯軍は、北方サバドナーヤ・ド・ヴィナ河より南方、ルーマニア國境ドニエストル河に至る全國境線を超えてポーランド領内に進入し、至るところに於てポーランド軍の抵抗を排除しつゝ進撃を続け、十八日ウイナ東南のグレボキエを占領し、續いて蘇波國境より八十軒にある鐵道の中心地パラノウイチエ、レンベルグ北東のドウブノ及び東南のクルノポールを相次いで占領し、十八日には、ブレスト・リトウイスクに達し、前日同地を占領して入城せるドイツ軍と相會するに至つた。

こゝに於て、獨蘇兩軍首腦部は直ちに兩軍進撃の限界線を確定すべく協議を開始したが、二十二日

に至つて獨蘇分界線劃定につき諒解が成立し、兩國政府の共同コムミュニケを以て、
「ソ獨兩國政府はアツサ河に沿つてナレウ河との合流點に達し、更に同河を遡つてブーク河との合流點に至り、
同河に沿つてヴィスツラ河との合流點に至り、更に同河を遡つてサン河に達し、同河に沿つて水源地に至る一線
を以て獨ソ兩軍の分界線とす。」
と發表された。

この間に於てヒトラー總統は十九日ダンチヒに乗り込み、ドイツ軍は各地に於て進撃を續け、二十
日夜、ドイツ軍最高司令部は、「ウイスマツラ河畔の敵敗北によりポーランド作戦は終了を告げた」との
特別布告を發し、また蘇聯軍も十九日にウイルフ、二十日にレンベルグに達したが、二十二日、兩軍
分界線が決定されるや、以後、この分界線に従ひ、レンベルグを占領せるドイツ軍はこれを蘇聯軍に
讓つて撤退し、その他各地に於て兩軍共に敗走するポーランド軍の掃蕩を續けた。

なほ、ドイツ軍司令部は二十三日、去る九月一日進駐開始以來三週間に互る戦果を綜合して、左の
如くに發表した。

一、ポーランド遠征は完了した、相次ぐ殲滅戦のうち最大の殲滅戦はウイスマツラ河左岸におけるものである。辛
うじて東部の湖沼地帯に逃亡したものは殲滅戦より免れたが今やソ聯軍に撃破される運命にある。その外極
く小部隊がワルソー、モドリン、ヘラ半島で意味なき抵抗を繼續してゐるのみである。

二、本年初頭よりポーランドにドイツと一戦を辭せずとの意圖あるを看取るや、ドイツ軍では公報その他各種
の發表物によりポーランド軍の戰略意圖を研究したが、他方ヒトラー總統はドイツ軍の採るべき作戦につきブ
ラウヒツチ陸軍總司令及びレーダー海軍總司令、ゲーリング空相、カイテル將軍と慎重協議を遂げた。

三、ポーランド軍作戦當局はドイツ軍が西部戦線に多數兵力を割くべしとの前提の下に或る程度の攻撃態勢を取
りダンチヒと東プロシアの攻略を策しワルソー北方に兵を集中した、然しポーランド軍の主力はポーゼン地方
に集結され、その任務はダンチヒを占領、更に上部シレジア、中部ボメラニアより來るドイツ軍の攻撃を防禦
することであり、他方工業地帯擁護のためクラカウ、レンベルグの線に南軍を配置した。

四、ドイツ軍の目標はウイスマツラ河左岸のポーランド軍主力を包圍攻撃しこれを殲滅するにあつた。

◇軍の配置は南軍司令官ランドシュテット上級大將、その下にリスト、ライヘナウ、グラスコウイツ三大將の
三軍を配す、北軍司令官ボック上級大將、その下にクルーゲ、キユツヒラー兩大將の二軍を配す。

◇南軍中央のライヘナウ部隊はクロイツブルグよりワルソーの東北方に向つて突破作戦に出で、これを有力に
援護してリスト部隊は上部シレジア及びウエスト・ヘスキツツ山岳地帯より東方に向け進出、スロヴァキアより
北方に進出する部隊と協力、ポーランド南軍を包圍し更に敵の退路を斷つた。左翼にはブラスコウイツ部隊
がプレスラウより進出してポーゼン方面の敵を撃破した。

◇クルーゲ部隊は東プロシアよりグラウデンツに向け進撃する部隊と連絡を確立すると共に南軍の北方に進出
する部隊と連絡を確立、他方キユツヘラー部隊は東プロシアよりウイスマツラ河東方においてライヘナウ部隊と
連絡を完成しワルソーを東部より遮斷するに至つた。

◇次に東部戦線における作戦第二段としてウイスマツラ河左岸のポーランド軍のうち包圍より脱出せる部隊をサ
ン、ブグ兩河の東方に包圍攻撃した。

五、攻撃戦開始されるや各軍の戦糧目盡ましくウイスマツラ河左岸の敵軍を殲滅する作戦目的は實に九月八日午
後には達成されたと言ひ得る。その數日後更にライヘナウ部隊に放送された敵軍をラドム地區に追撃してこれ
を包圍した。その後の作戦においてはライヘナウ部隊の先遣部隊はワルソー直前にてポーゼン、殲滅のポーラ
ンド軍の退路を遮断し續いてブラスコウィツ部隊及びライヘナウ部隊の主力は同じくポーゼン、殲滅の敵の攻
撃に移つた。各ポーランド軍の捕虜は四十五萬、うちウイスマツラ河左岸の捕虜のみでも三十萬を算し、幽獲砲
數一千二百門に達した。しかして今回の東部戦線における戦闘には歩兵は勿論装甲、機械化、騎兵、戦車、偵
察の各部隊及び親衛隊現役軍が参加してゐる。

六、空軍はケツセルリング、ゼール兩大將麾下の二航空軍を以てポーランド全土の制空權を確保した。破壊並に
拿捕せるポーランド軍飛行機は八百機餘にして殘餘は國外に逃亡した。海軍ではアルブレヒト上級大將麾下の
艦隊はダンチヒ灣を封鎖しポーランド海口の海外との連絡を遮断した。九月一日バルチック海に遊弋せるポー
ランド軍のうち潜水艦一隻を除き全艦或は撃沈され或は中立國にて武装解除に遭ひ遂に全滅した。

斯くてドイツ軍は二十四日包圍中にあるワルソーのポーランド軍に對して降服を勸告したが、ポー
ランド軍が應じないので、二十五日より猛烈なる總攻撃を開始し、遂に二十七日を以つてポーランド
軍も屈服し、また、ヘラ半島に據つて最後まで抗戦したポーランド軍も十月一日を以て無條件降服を

申入れ、こゝにポーランド作戦は完全に終了を告げ、十月五日ヒトラー總統はドイツ軍を率いてワル
ソーに入城した。

一方、ドイツ軍は九月二十八日を以て獨蘇分割線より進出しつゝあつた各地點より總て分割線内に
後退したが、これと同時にリツベントロツプ獨外相は二十七日夜モスコウに到着し、こゝにポーラン
ド分割の獨蘇正式交渉が開始され、三回の會談を経て二十九日に至り、左の如き獨蘇友好並國境線劃
定に關する條約、獨蘇兩國政府の共同宣言及びモロトフ外務人民委員とリツベントロツプ外相間の經
濟問題に關する交換公文が成立した。

一、獨蘇友好並國境線劃定に關する條約

舊ポーランド崩壞の後を受けソヴィエト聯邦政府及びドイツ政府は同地域一帶の平和及び秩序を回復し且つ同
地域一帶の住民に對しその國民的特殊性に適應して安居樂業を保障するを以てその最大緊急の任務なりと思惟す
兩國政府は右目的達成のため次の協定に到達せり。

第一條 ソ聯政府及びドイツ政府は本條約に附屬する地圖に引かれたる一線を以て舊ポーランド國領土における
兩當事國々境線となす、但し詳細なる點は附屬議定書に記載せらるべし。

第二條 兩當事國は第一條により規定せられたる國境線を以て最終的のものと認め如何なる第三國の右決定に對
する干渉をも許さず。

第三條 第一條により規定せられたる國境線の西方地域に於ける必要なる再組織はドイツ國政府により實行さる

べく又該國境線東方地區に於ける再組織はソ聯政府により實行さるべし。

第四條 ソ聯政府及びドイツ國政府は前條に掲げたる再組織を以て獨ソ兩國民間の將來の友好關係増進の爲の有効なる基礎をなすものと思惟す。

第五條 本條約は批准を必要とすべく批准書は最短期間内にベルリンに於て交換せらるべし。

一、右附屬議定書

新國境線はリトアニア最南端國境を起點とし西方に延びアウグストウを経て東プロシア國境に至る、次いで現在東プロシア國境を形成するビシア河に沿ひつゝ再び舊ポーランド内に入りオストロレカに至りブーグ河に沿つて南下しクリスチーポルに達する。こゝから國境線は西方に折れルグオ(レンベルグ)西北のラワルスカ北方を通過、ルバチヨウを経てサン河に出でその儘同河に沿つてハンガリー國境に至る。

一、獨蘇兩國政府の共同宣言

獨ソ兩國政府は廿九日兩國間に調印を見たる協定によりポーランド國家解體の結果生じたる諸問題を決定的に解決し東歐の恒久平和に不動の基礎を確立するに至つた。こゝに兩國政府は相互の合意に基づき目下ドイツと英佛兩國との間に行はれつゝある戰爭を終熄せしめることはいづれの國民の利益にも副ふものであるとの見解を發表するものである。されば獨ソ兩國政府はこの目的を出來得る限り早く達成せんが爲めに努力を傾注するであらう。又必要とあれば兩國と友好關係にある諸國とも此目的の爲めに協力するであらう。併しながら若し兩國のこの努力が水泡に歸する場合は英佛こそ戰爭繼續に對する全責任を負ふべきものなりと斷定せざるを得ず、而して

戰爭が繼續される場合は獨ソ兩國政府は之に對し必要なる措置を協議するであらう。

(ソ聯全權代表)ウイフチエスラフ・モロトフ (ドイツ政府代表)ヨアヒム・フォン・リッペントロップ

一、獨蘇兩國外相間の交換公文

△モロトフ外務人民委員よりリッペントロップ外相宛 閣下、今回の屢次に亘る會談を想起し我々は閣下に對し今回獨ソ兩國間に成立した一般政治協定の基礎と精神に立脚し、ソ聯政府は獨ソ兩國間の經濟關係並に貿易關係を促進せしむべく凡ゆる努力を惜しまざるの熱意を有するものなることを確認通報するの光榮を有す。この見解に基き兩國は將來長期に亘りソ聯はドイツに對し原料資源を供給しドイツはソ聯に對し工業藥品を供給するとの合意に於て經濟取極めを締結するであらう。兩國は右經濟取極めにより獨ソ間の貿易額が過去に於て到達した最高水準に迄再び達するやう取計ふであらう。兩國政府は直ちに前記諸措置實行のため必要なる命令を發し、更に右に關し兩國間に交渉が開始され可及的速かにこの交渉が成立するやう努力するであらう。閣下、再び予の衷心よりの尊敬の保障を受けられんことを。

△リッペントロップ外相よりモロトフ外務人民委員宛 ドイツ政府はモロトフ外務人民委員の公文の精神に基き凡ゆる必要なる命令を發出するに同意するものである。

右、獨蘇兩國外相の交換公文に基き、ドイツ側はリッター外務省通商局長を經濟特使として、またシュヌーレ外務省參事官を首席とし、經濟、農業、鐵道その他各方面の代表者、専門家十三名を網羅した經濟使節團を蘇聯に派遣し、一行は十月八日モスコウに到着し、直ちに蘇聯當局と折衝を開始したが、

交渉の内容は、(一)ドイツは蘇聯邦より原料資源の供給を受けること、(二)ドイツは工業製品によつてこれが代償に當て、その償却期間は長期とする、(三)その貿易總額は過去の兩國貿易關係の最盛期を目標とする、といふにあり、これは、ドイツが緊急缺くべからざる石油、金屬、纖維、その他の資材、食料品等を蘇聯より輸入して英佛との長期作戰に備へ、後方補給の萬全を期せんとするものであるが、同時に蘇聯側に於ても、歐洲大戰の將來に於ける情勢の發展に備ふべく、益々軍備の擴大強化を計り、併せて第三次五ヶ年計畫の完成を促進せんとするの企圖に出づるものであるとされて居る。

なほ、ドイツ軍の進撃によつて、三度首都を移轉したポーランド政府首脳部は、ドイツ軍迫まるやベツク首相以下は逸早く國境を越えてルーマニアに遁入したが、その後さらにフランスに逃げ、ポーランドが獨蘇に分割されて全然國土を失ふに至つたが、十月三十日、英佛政府支持の下にパリに於て新政府を樹立した旨を發表した。

即ち、ラツキエウイツを新大統領とし、その下に首相兼國防相兼ポーランド軍總司令官シコルスキ、副首相兼無任所相ストロンスキ、外相ザレスキ、藏相コツツの顔觸を以て新内閣が組織された。新政府樹立に關してパリ駐劄ポーランド大使館は、

「ポーランド國大統領はブカレストに於て卅日辭職を聲明した。よつてポーランド國憲法に遵據し元上院議長ウラヂスラウ・ラツキエウイツ氏は直に大統領に任命された。新大統領は在パリ波蘭大使館に於てルカセヴィツ大

使及びシコルスキ在佛ポーランド軍司令官の立會の下に就任の宣誓式を了した。かくしてポーランド國政府は自動的にパリに移された。」

とのコムミュニケを發表した。

このポーランド新政府に對して、十一月十一日、英國のバトラー外務次官は下院に於て、十一月四日を以て正式に承認した旨を發表し、また、米國のハル國務長官は、十一月二日、新聞記者との會見に於て、

「今から廿餘年前米國政府はポーランド政府を承認し、爾來外交關係を持續して來た。ポーランドは國策遂行のため武力行使の犠牲となつた。その領土は蹂躪され、政府は國外に避難するの餘儀なきに至つた。併し乍ら單なる領土の占領はポーランド政府の合法的存在を否定するものではない。それ故米國政府はポーランド憲法の規定に従ひポーランド政府は依然として現存するものと認め、ポトスキ伯は今尙駐米ポーランド大使であり、ピドル大使は依然駐波米國大使として、ポーランド政府と共にその所在地附近に止まるであらう。尙ほ蘇聯政府がポーランド占領につき米國政府に通告し來つたことは事實だが、それによつて米國の態度に變化を來すものではない、蘇聯の通告は一方的性質のもので米國政府の容認するものではないからである。」と聲明した。

第五章 ヒ總統の和平提議

ポーランドに於ける戦局は、ドイツ軍の所謂電撃戦によつて、二旬にして早くも大勢を決したのであつたが、九月十九日ヒトラー總統はドイツに歸屬せるダンチヒに乗り込み、一場の演説を試みたのであつた。この演説は大戦後初めての演説であり、且つヒトラー總統は歐洲の大戦を欲して居ないのであるから、英國に對して和平を提議するであらうとの観測もあり、これに對し、英國情省が九月十一日最後迄對獨抗戦を續けるといふ強硬聲明を發表した事情もあつたので、その演説の内容は各方面から注目されて居たのであつた。然るに、ヒトラー總統はこの演説に於て、一部の和平提議の豫想に反して、英國に對して強硬な警告的決意を表明したのであつた。即ち演説の内容は左の如くである。

「今日のこの瞬間は諸君ばかりでなく全ドイツ國民が深き感激をもつて迎へてゐるのだ。予はたゞ今過去五百年の間ドイツのものであつた土地に立つてゐる。ダンチヒはかつてドイツであり將來もまたドイツのものであるので、かつてない愚かなる世界大戦はこの都市をも犠牲とした。當時の慘劇が終つた時少數の困難を克服して平和がもたらさるべきはずであつたが、當時の煽動者等は絶えずドイツによつて脅威を受けるが如き誤つた考へを抱いて、この一個の問題を解決し得なかつたのみか多數の新しき問題を作り出したのだ。特にかれ等は八千二百萬の

ドイツ人がこの中歐の生命圏に住んでゐるといふ最も本質的な問題を看過したのだ。

ポーランド國といふものもこの妄誕の所産であつたのだ。ドイツがこの國のために捧げた犠牲が何であつたかといふ事は少しも知らされてゐなかつた。予はこの土地がかつてドイツの一地方であり、その存在價值は一にドイツ人創造力に基くものであることを明言しなければならぬ。この諸民族雜居の國はドイツの行動の上に建設され何の考慮もなく擴大されたのだ。かくしてこの國は最初から崩壊の要求を包含してゐたのだ。かうした文化を建設したポーランド人もまたその文化を維持する能力がなかつたのだ。しかして五百年ドイツ人が孜孜として建設した領土は再び野蠻の中へ轉落してしまつた。ポーランドが民主主義國だと論ずるのは大なる誤りだ、ポーランドこそは少數の人間によつて支配された專制國家に過ぎないのだ。文化の程度の低い國民がより高い國民によつて導かれるのと、文化の程度の高い國民がより低い國民によつて支配されるのとは大なる違ひがある。

予はしかしながらあくまでも平和的解決を見出さんと努めた。當時ポーランドには卓見と實行力のある一個の人物がゐた。その名はピルスズキー元帥といふ。ピ元帥と予とは一種の善隣的協定に達したのであるが、同元帥の没後ドイツ民族に對する闘争はより惡質のものとなつて起つた。予にとつてこの野蠻な迫撃を傍觀することがいよゝ困難になつた。われゝよりもずつと低い地位にある國からうける迫害を忍ばねばならなかつたといふことは耐へられないことだ。問題は次の如き順序である。

一、ダンチヒは純粹なドイツの性格をもつた都市である。それが計畫的にポーランド化すべく企てられた。
二、ドイツの一地方が割き取られて國內の交通において常にポーランド人の侮蔑を被らねばならなかつた。いかなる大國といへどもかゝる状態の下にわれゝの如く長く忍耐は出来なかつたであらう。假りに英佛米等がか

る立場に立つたとして、どう對處したであらうか。

予は本年初頭情理ある提案をなした。予はこの時果してドイツ民族の前に責任をとり得るかどうかとさへも疑つたのであつたが獨波兩國民間の戦争を避けんがために敢てこの提案をしたのである。この提案をポーランドが拒否した時に予はポーランド政府が一體どの程度の理解をもつたかを疑ふのである。多数のドイツ人は予が餘りに行過ぎたと考へたのであつた。然るにポーランドはこれに對し動員をもつて應へた。予はベック波外相にベルリンへ來て申出でをするやうに依頼したのであつたが、ベック外相はこれを拒否してロンドンへ走つたのであつた。予はこゝに一個の質問を提起する。誰がポーランドをかくの如く盲目にしたのか？英國の戦争煽動者達こそポーランドを説いて斯の如き態度をとらしめたのだ。英國にとつてポーランドは一個の手段に過ぎなかつたのだ。今日英國はポーランドのためでなくして、ドイツ政府を倒すために戦ふのだと公言してゐるではないか。

予はかつてザールブリュッケンにおいてチャーチル、イーデン、ダフ・クーパーの如き戦争挑發者が政府に加はることがないやうに警告を發した。今日彼等は遂に内閣に列したので、民主々義國家においては勝手に戦争を煽ることが出来る。統一ある權威國家においてはかゝることは不可能なのだ。英國の保障さへなければ去る八月に於いて今日の事態を防止することが出来たであらう。予はポーランドに對して直接の提案をなした、この提案はヘンダーソン英國大使にリップントロップ外相から一語々々讀んで聞かせたその上説明までも付け加へたのだ。予はその後二日間待つたがこの二日間に起つたことはポーランドの動員だけであつた。こゝにおいて予は國會においてのべたやうに、ポーランドと直接協議するべく決心をした。それでも平和を救ふことが出来たのだ。盟邦イタリーのムソリーニ首相が事件の中に入つて來た、フランスはこの提案に賛成した、然し英國はこれを

拒否するのみか二時間の期限をもつてする無謀な最後通牒を提出したのだ。英國は一九一八年のドイツ政府と今日の政府とを取違へたのだ、一九一八年の政府ならば英國はこれをもつて成功したであらう。しかし今日のわが政府は違ふ、今日のドイツにとつて最後通牒などいふものは何の意味もない、ポーランドが戦争を選んだのはこれにかれ等が大きな商賣をしやうと思つたからであるが、それは大きな失望で終るであらう。ポーランドに對してドイツ軍はその武器においてもその規律においても微力であり、ドイツ國民は精神的に弱體であるといふかけたものがある。戦端開始以來こゝに十八日、殆ど一度もこの言葉が裏書されたことはない。

わが軍は今やプレストリトウスクーレンベルグの線に進んでゐる。クツノの方面には無数のポーランド兵が捕虜として歩いてゐる、一昨日は二萬人、昨日は四萬人、今日午前中には七萬人、かくしてこのポーランドとの野戦は終了したものと思ふ。スミグリ・リズ元帥は方角をとり違へてベルリンの代りにチエルノウイツへ着いた。ドイツの空軍と歩兵とは最高の義務を果たした、かれらは最新精銳の武器を最も立派に使用した。海軍もまた至高な成績をあげた。ドイツの諸都市を灰燼に歸すことを夢みてゐた連中も今では聲をひそめてゐるが、これは人道的な理由からではなくして、一個の爆弾は五個のドイツの爆弾をもつて酬いられることを知つてゐるからだ。ポーランド軍が勇敢に戦つたことは認めなければならぬ、下位の指揮はよかつたが、中位の指揮はあまり芳しくなかつた、上位の指揮にいたつては絶対に拙劣である。

予はまたかつて西部戦線の兵士としてはかつて見なかつた殘虐の跡を見た。予はこの戦争を人道的に遂行することを命じた。しかしながらこの戦争も間もなく終るであらう。もし英國がこの考へを變へたならば事態は變つてくるであらうが、予の忍耐にも限りがある。

周知のやうにソ聯も介入して来た、英國はこのドイツとソ聯との協同を競馬でもあるかのやうに思つてゐる、即ち英國は最初ソ聯と共同歩調をとらうと企て、失敗したのだ、ソ聯はそれ自體のまゝであり、ドイツもまたそのまゝ變らない、唯兩國とも西歐民主主義國の利益のためには一個の人命でも犠牲にしようとは思はないのだ、かつての四年間の戦争の苦い経験がよき教訓である。獨ソ兩國が各自の利益を守り得るならばそれでよい、予の喜びとするところは今日ドイツが際限なく伸びるものではないといふことが明瞭になつたことだ、ドイツはウラルまで支配しやうとするものであり、またドイツはウクライナを占有せんとするものであると英國の政治家某は主張してゐたが、今日ドイツがその目標を決定したことを見てかれらは喜ぶであらう。英帝國の諸君よ、ドイツの目標は主に局限されたものなのだ、英國はこれがために獨ソ協定を歓迎しなければならぬのだ、然し乍らこの局限されたる利益をわれ／＼は何人に對しても過去十年の出来事が明瞭に物語つてゐるやうに守り通すであらう。この廣大な領土は今や直接にこれを守つてゐる獨ソ兩國によつて秩序づけられたのだ、もし英國がそれは罷りならぬといふならば予は答へるであらう、「ヴェルサイユのポーランドは決して再び復活せぬであらう」と。ドイツはかくて西においても南においても平和を保持するために最後の境界を定めた。予は英國に對してもフランスに對しても何等戦争の目標を抱いてゐない、しかしまた、イタリアに對しても予とムソリーニ首相との個人的な關係によつてすべての摩擦が艾除された。フランスに對してはザール問題の解決以來すべての要求を放棄した、予はこれを行爲をもつて實證した。英國に對しても予は常に親善關係を續けることを示した。もしこれが拒否されるならば予は敢て答へる、「ポーランドはヴェルサイユ體制の形においては斷じて再び立たぬであらう」と。それをドイツが保障しましたソ聯が保障する。

若し英國が眞の戦争目的を見出してドイツ政府を敵として戦ふといひ而も予の名前を指摘するならば、かくの如く名指しされることは予にとつて大きな名譽である。敵によつて稱讃されるが如き政府はドイツにとつて芳しくない、予はかくの如くドイツを育て、來たのだ。もし英國民はチャーチル、イーデン、ダフ・クーパーの徒輩によつて意味されるが如き政府を望むものとするならば、それこそドイツの政府をもつて英國自身の政府の如く不人格にして愚かなものと考へてゐるものとしなければならぬ。われ／＼は過去廿年常に改革を受けて來た人間である。曾つて政黨が闘つた如く今日は全ドイツ國民が戦つてゐるのだ。

かれ等の笑止千萬な宣傳によつてドイツ國民を瓦解せしめることは不可能だ。もし何れかの國民が瓦解するとなれば、これはドイツ國民でなくして戦争の理由を小さな黨派の利益の中においてゐる國民であらう。この戦争がもし三年間續くとするならば、予は即ちいふ、「あはれなるはフランスの兵卒である、かれ等は何のため戦ひ、何の理由で戦ふかを知らないのだ」と。戦争が三年續くかどうかはわれ／＼によつてきまるのだ、われ／＼が欲するならば、六年續かうが七年續かうが降伏といふことは絶對にないのだ。今日のドイツはベートマン・ホルベックのドイツでなくして、フレデリック大王時代と同じドイツなのだ、われ／＼はわれ／＼の赤裸の存在のため戦ふ。

英國の政治家達がドイツの政府がよくないからといつて戦争を仕向けるのは何といふ愚かなことであらう、われ／＼は決して「佛國の政府が氣に入らないから戦争をやる」とはいはない、かれらはかくして幾百萬の人間を死に追ひ込むのだ、かれらが如何に永く戦はうがわれ／＼は待つことにしやう。英國においては敵の攻撃を阻止し得る武器をもつてゐるといふが、しかしながらこれ等は其の武器をもつて中立國の婦女子をさいなまむのだ、

こゝには何の人道もあり得ない、英國の目的は一個の政府に對する戦争でなくして、ドイツの婦女子に對する戦争に他ならないのだ。今日予の願ひは達せられた、ダンチヒはドイツのものであり、今より後はドイツ國民の存在する限りドイツ國家の一部として永久に止まるであらう。」

このヒトラー總統のダンチヒ演説に對して、英國側に於ても、チェンバレン首相が翌二十日下院に於て、左の如き反駁演説を行ひ、英國の決意を表明した。

「過去一週間頗る重要で影響する所極めて大きい事態が勃發した。之等の事態が戦争の運命並に他の諸國の態度に與へる影響に就ては未だ之を測定する充分の時間が無い程である。ポーランド軍に對するドイツの壓迫とポーランド人の抵抗は昨週中繼續され現在も尙ポーランド各地において繼續中である、現在ドイツ軍侵入の潮の中にまだ没せざるワルソーの如きポーランド軍の抵抗しつゝある孤島も存續してゐるのである。九月十七日東部戦線の戦争に決定的影響を及ぼすべき事態が勃發した。予は蘇聯のかゝる行動は全く期待しなかつた事とは言ひ得ない、過去若干の期間蘇聯軍は動員、西部國境に集結せしめられ、更に蘇聯紙上には蘇聯政府が干渉の基礎を準備しつゝありとの印象を與へる如き記事が現れてゐた。蘇聯政府は果然ポーランド大使に覺書を手交ポーランドに蘇聯軍を派遣する意圖を通告した。ポーランド大使はかゝる覺書の受理を拒絶し引續き蘇聯政府に旅券下付を要求するやう訓令を受けた。蘇聯政府の右通告の寫しは蘇聯政府が英國に對しては中立政策を持続する意圖である旨の覺書と共に英國大使にも手交せられた。他國の外交代表も同様通告を受けた。

英國政府は九月十八日蘇聯の行動は公正なる理由を有するものでなく又英國政府のポーランドに對する義務履

行の決意を何等變更せしめるものでない旨聲明を發した。蘇聯軍侵入が悲境にあるポーランド軍に與へた影響は頗る甚大であり、ポーランド政府は軍が未だ抗戦中であるにも拘らずルーマニア領内へ避難せざるを得ざるに至つた。蘇聯の行動の動機並に結果に關し最終的判決を言明することは未だ早過ぎるのである。併し乍ら不幸なる被害者にとつて之が皮肉なる攻撃であり其結果が最も悲惨なる性質の悲劇である事は明かである。假令英國並にフランスがポーランド軍の敗戦を回避する事が出来なかつたとしても英國並にフランスはポーランドに對する義務を忘れたのでもなければ戦争遂行の決意が弱まつたものでもない。

自驕、威迫の言を吐くのは英國の習慣ではない、之がドイツの指導者達にとつて我々を理解するのが困難な理由であらう。何れにせよヒトラー總統の演説は我々の當面する事態に何等變更を來すものではなく、又ヒトラー總統が戦争を導き出した諸事態につき行つた説明が正確なりとは英國政府は考へないのである。又ヒトラー總統はイタリーの調停をフランスは受諾したが、英國は之を拒否したと主張してゐるが、この問題に關し政府は廿一日更に一書を發表する豫定であり、之によつて事態の眞の徑路が明確にされるものと信ずる。ヒトラー總統はドイツは人道的方法に依つて戦争を遂行してゐるといふが、ドイツの非武装都市爆撃及び避難民に對する機銃掃射の報道は全世界に衝撃を與へた。又ヒトラー總統は英國の戦争目的を非難してゐるが、今次戦闘の大目的は周知の通り歐洲を絶間なく且つ連續的に生起するドイツの侵略の脅威から救出し各國々民をしてその獨立及び自由の維持を可能ならしめるにある、如何なる威迫も我々又は同盟國フランスをしてこの目的から引止めるものではない、英國政府は戦争を欲して居ず平和的解決の用意を再三言明したのであつたが、併し野蠻極まるドイツの侵略は之等努力を水泡に歸せしめた。

フランス軍は目下西部戦線に於て計畫的前進を繼續中で之に成功してゐる。フランス軍は戰術戦路上重要な目的物を占領し且つその地歩はドイツ軍の次第に勢を増す猛烈なる抵抗にも拘らず確實に保持してゐる。一方海上活動に就ていへば英國の潜水艦攻撃の成果は茲二週間過ぐる大戦において一層長期間中に獲得した如何なる成果をも凌駕するものである。予が既に六隻又は七隻のドイツ潜水艦が英國商船攻撃に對し完全な懲罰を受けたといふならばこれは事實を過小評價したものと確信してゐる。商船護衛制度の完全なる活動並に哨戒活動の強化につれ今や潜水艦の脅威は減少しつゝあり、英國海軍が必需原料及び食糧の海外よりの輸送を確保してゐることは既に明瞭となつてゐる。潜水艦攻撃の被害は今日迄のところカレチアス號の行方不明を勘定に入れず死者百廿九名に上つてゐる。中立國貿易に關しては最大限度に中立國との平常の通商關係を維持することが英國の根本政策である。禁制品輸送の禁止は中立國の不便を伴ふのは避け難いが英國は獨逸とは全く反對に國際法に準據してのみ禁止を行ひつゝあり、従つて中立國の不便を最小限に減少する意向である。獨逸の潜水艦戦及び公海上の機雷敷設はその結果國籍の如何を問はず生命財産の多大の破壊を招來したのに反し、英國海軍の作戦は一人の生命を奪はず如何なる中立國財産も不法に抑留されることはなかつた。

この際予は軍事作戦初期の優勢は侵略者側にある事實を自覺されんことを希望する。併し乍ら今や英佛合同の陸空軍建設のため尅大な措置が講ぜられつゝあり、一方各自治領もまた戰爭遂行の任務を全力をあげて果すべく軍隊の増員を強行しつゝある。政府は勝利に適切なる寄與を致す如何なる犠牲も恐れるものではない。しかし責任ある軍事顧問の承認せざる方針に突入するものではない、蓋しかゝる方針が破局に導くことは戰爭史の教ゆる一教訓であるからである。最後に予は何時決定的瞬間が到來するか豫言することは出来ないが、イギリスの大戦

準備の大規模のこと、その準備は戰爭が少くとも三ヶ年間續くとの想定に基いてゐる事實は、如何なる事態が生しようともこれに對應して我々の力量が着々増大して行くことを確認してゐるものである。」

なほ、右チエンバレン首相の對獨強硬決意の表明と關聯して、英國政府は、翌二十一日、大戰勃發に至るまでの英獨外交の經緯を暴露した公文書を公表したが、然るに、ドイツ政府は、上記のモスコを訪問したり獨外相のペルリン歸還を俟つて、ヒトラー總統を中心として重大會議を行つた結果、九月二十九日國際記者團に對して、英佛政府に宣戰撤回を要望する左の如き重大發表を行つた。

「獨ソ協定の成立に對し英佛側半官通信は何等異とするに足らぬと言明してゐる模様だが、英佛兩國政府はモスコ會談の成果につき慎重考慮せねばならぬ、けだしこれは戰爭か平和かを決定すべき問題だからである。英佛兩國政府はポーランド獨立維持を開戦の理由としたが、眞の意圖は歐洲における獨の覇權確立を阻止せんとするにある。しかし獨の企圖する所は極めて局限されたものであることは獨ソ國境劃定條約においても兩國々境とは云はずして兩國勢力範圍と明示した所より見ても明確である。英佛兩國が今回の宣戰をなすに際してはソ聯が結局自己の陣營に参加するものと豫定し第三國の獨立を侵犯するやうな提案を行つた事實さへある。しかしながら獨ソ友好關係は何等新規のものではなく多年の傳統的關係が復活したものであり、今や兩國の提携はあらゆる方面において強化を見るに至つたのである。英佛が獨ソの離間を期待しても無益である。獨は世界大戰當時の東西兩面作戦の失敗をくり返すことはないのである。獨は勝利者としての優越感にひたり、西歐諸國を後に見下す必要はない、この點に關する西歐諸國の恐怖に對しては是正を要求せざるを得ない。また新事態の發生は英佛側に

新たなる態度決定の好機を與へた。英佛が意義なき戦争を開始しても到底成功の望みはない、獨は英佛が商議に應ずるを期待する。若し英佛が商議に應じなければ、獨は斷乎防衛のため起ち、あらゆる方法を以て、その自立を脅威するものに對し、反撃を加へる決意を有するが、獨は英佛に對し再び宣戰の撤回と商議應諾を要望せざるを得ない。」

右ドイツ政府の宣戰撤回の要望表明に對して、英國側に於ては十月三日、チエンパレン首相が下院に於て、重ねて對獨戦争遂行の強硬決意を表明した。

「リッペンントロツプ獨外相のモスコー訪問は三個の結果を齎した。其の一は波蘭の分割に關する最後の取極を行ひ、その際ドイツは義に軍事協定によつて劃定したよりもより有利なる國境を獲得したること、其の二は若し英佛兩國が和平提議を應諾せざる場合は獨ソ兩國は之が對抗策につき商議すべしとの威嚇的宣言を發したること、其の三は獨ソ經濟協定を豫想せしむる交換公文にして、ドイツはこれにより工業製品を輸出し原料品を輸入し得ることになつたことこれである。かゝる事態の新發展に對し、各方面より政府はその態度を改めて決定すべしとの聲があげられてゐたが、予はこれによつて何等英國の立場が變更されねばならぬ理由を發見することが出来ない、勿論今回の獨蘇協定はポーランドの地位を變更はしたが、それは決してドイツの最終的利益となるものでもなく、又英國政府の目的を變更せしめ得るものでもない、右協定には我等が現在なしつゝあること即ち戦争の有效的遂行のため英帝國の全資材と國力を動員すること以外に何物も我々をして考慮を拂はしめるものはないのである。英佛聯合軍は單にポーランド救済のためのみに戦つてゐるのではなく、ドイツの侵略の脅威に曝されてゐる我

慢の出来ない状態の除去のためにも戦つてゐるのである。獨ソ兩國の共同宣言は一方に於て和平提議に關する示唆をなすと共に他方に於ては若しこの和平提議が拒否された時には恐るべき結果が招來されるであらうとの恫喝を殆ど白日の下にさらけ出してゐる。予はかゝる平和提案が如何なる性質のものであるかは豫想することは出来ないが、然し現在直にはつきり言へることは如何なる脅迫と雖も英國乃至フランスをして現在の戦争に入つたその目的を放棄せしめることは出来ないといふことである。ドイツは戦争繼續の責任を英國に押しつけやうと頻りに宣傳に努めてゐるが、かゝる宣傳こそドイツの戦法のいゝ例である。戦争の責任は相次ぐ侵略政策を計畫し且つこれを実行し來つた人々の上に置かるべく、このことは云ひ逃れの餘地なく又許さるべきことでもない。英國は現在のドイツ政府からの單なる保障は受諾することは出来ない、即ち現在のドイツ政府の過去における遺口を見るにドイツの都合のいゝ時には餘りにも屢々あらゆる誓約を破つて恬として恥ぢなかつたのである。されば若し和平提議が行はれるやうな場合があれば我々はその内容を検討し、且つ予が前述した所に従つて試験して見なければならぬ。戦争の繼續を希望する如き人もあるまい。然し英佛兩國國民の壓倒的多数は、暴力行爲は終熄すべきこと、一國の政府が誓約した言葉は必ず守らるべきことであるといふ法則を復活、確保すべく決意してゐる。」

一方、十月一日、イタリーのチアノ外相はベルリンを訪問し、ヒトラー總統と重大會談が行はれ、各方面の注目を惹いたが、六日正午、ヒトラー總統はドイツ國會を召集し、左の如く英佛に對する最後の提案として和平を提唱したのである。

「ポーランド作戦におけるドイツ軍の成功は軍事史上未だ曾て聞かざる程のものであつた。ドイツ軍は前後十八

日間の作戦において廿五年前の戦闘に於ては十四ヶ月を要した程の距離を進撃した。敗戦に狂氣の如くなつたポーランド軍の暴虐振りに對し、ドイツ軍は極めて人道的な戦闘方法を行つた。本戦闘によるドイツ軍戦死者は一萬五百七十二名、負傷者は三萬三百廿二名、行方不明三千四百名であるが、之等行方不明のものは恐らくポーランド軍の手に落ち殺害されたものと思はれる。

ドイツとソ聯兩國間の親善と協力はドイツの外交政策にターニング・ポイントを與へた。獨ソの友好關係確立により、ドイツが曾て誣ひられた如き世界制覇を爲さんとするものに非ず、又ウクライナ乃至ウラル征服の意圖を有しない事が明かにされた。予はダンチヒにおける演説において獨ソの據つて立つ主義は全く違ふと聲明したが、スターリンがこの兩國の友好關係を阻害せずと認めたのでドイツとしても敢て之に反對する必要はないのである。ソ聯とドイツとは互に異なるが兩國が相互にその政治組織と主義の尊重を約して以來相互の敵對關係は消滅した。獨ソの新協定は平和を保障するのみでなく兩國の恒久的友好關係を保障するものである。ドイツの利害と要求は全くソ聯と一致する。斯くて兩國はポーランドにおける勢力範圍を明確たらしめたのである。ヴェルサイユ條約改訂の最後の段階は遂にドイツの意思に反し流血の慘を惹起せざるを得ないことになつた。ドイツ外交政策の目的はドイツと他の諸國との關係の明確化にある。ドイツはバルチック諸國及びデンマークとも不可侵條約を締結したが、ドイツはデンマークに對すると同様ベルギーに對しても何等の要求を有せず、ハンガリー及びユーゴスラヴィアの國境も亦變更されなからう。

ドイツは現在及び將來に亘つてもフランスに對し如何なる領土的要求も有しないことを保障する。ドイツは英國と諒解に達せんがためこれ迄にも種々努力した。予は今日においてもなほ世界の恒久的平和は唯英獨の諒解に得るのだと信じてゐる。

よつてのみ贏ち得られ得るものであると信ずるものである。予は全世界に對して何故西歐に於て戦争が勃發せねばならなかつたかその理由を問ひたい、それは果してヴェルサイユ條約が創造した元の姿にポーランドを再興せんが爲めであらうか？ だが併し斯る目的はドイツ及びソ聯のみが東歐地方における平和の克服に責任を有することになる以上絶対にその達成は不可能であらう。予は從來英獨兩國民を理性的にも感情的にも密接に結び附けることは終生の目標と認めてゐたが、今日でもなほ英獨間に諒解が成立した場合に於てのみ眞の歐洲平和があり得るのだと信じてゐる。

ドイツの國境は歴史的及び人種的諸要求に従ひ、更に全東方地域に於ける少數民族問題も解決されなければならぬ。これに關連してユダヤ人問題の解決のためにも努力がなされるであらう。急速解決を要する主なる問題は民族史上の諸條件を考慮に入れた上最も妥當公正なる處置をつけることである。それは即ち現存の條約に依り決定されたものより更に妥當な民族的國境を樹立するといふ方法に依り諸民族間の問題を解決することである。併し乍らこの問題は舊ポーランドの地域のみに限らず東歐或は東南歐のドイツ民族居住地域にして往々存續し得ざるに至るが如き不幸なる地域全體に當嵌るものである。従つてこれら諸地域に於て將來を充分洞察した上で問題を再調整し、以て少く共歐洲に於て國際間の軋轢を生ずる懸念ある諸問題の幾分かを除去することこそ現下の急務の一つである。されば獨ソ兩國間は右急務を解決すべく相互に援助することに意見一致したものである。

予はドイツ國民に對しヴェルサイユ條約の撤廢を公約したが、予がこれに關し求むるものは極めて溫和なものである。ドイツの植民地に對する要求は實に歴史的、法理的根據に基くものであるのみでなく、必需品たる原料供給地としてこれを要求するのである。ドイツの植民地要求は斯く權利に基くものではあるが、決して最後通牒の形

式に於てなされてゐるのではなく其後に武力による威嚇を隠してゐるのでもない、政治的道義と一般經濟常識に對する訴願である。又ドイツは通商制限の除去及び國際通貨統制の創設の爲め協力せんと欲してゐる。又軍備縮少及び各種武器の制限に協力するものである、戦争から婦女子攻撃を除去するやう勸告せんと欲してゐる。將來について決定的意味を有するこれ等諸問題解決のための國際會議は、予の見解によれば平和回復の後に於てのみ意味を有するものである。戦争は戦争に捲き込まれた總ての國家に有害なるのみならず、全世界に破局を齎すものである。今や安全保障を危殆に陥れるが如き何物も最早存在しない。以上が予の最後の提案であることを確約する。若しチャーチル及び其の一派の好戦者流の考へ方が勝を制するならば、今回の如き和平演説は最後のものとなり、ドイツは敢然として戦に臨むであらう。而して予は瞬時と雖もドイツが最後の勝利を得ることに疑を抱いたことはない。」

このヒトラー總統の和平提議に對して、英國政府は、直ちにフランス及び自治領政府と協議の上、ヒトラー總統の和平提議を受諾しないことに決し、同日夜、外務省公表を以て左の如く聲明した。

「ヒトラー總統の演説は曖昧晦澁ではあるが、一應目を通した所では、本演説は次の二部より成るものと思はれる。即ち第一部においては過去の事實に對する概観が行はれてゐるが、その中には英國民のみならず全世界民衆によつても容易に看破し得られるやうな事實の歪曲が多い。第二部でヒトラー總統は若干の和平提議を行つてゐる。この和平提案に對し、英國としては諸自治領政府及びフランス政府とも協議して充分吟味するものではあるが、それに就き次の二點は充分銘記されなければならない。

- 一、如何なる和平提案も歐洲より侵略の脅威を有効に無くさせ得ない提案ならば之を受諾するを得ない。
- 二、ドイツが如何なる和平提議をなすにせよ、我々の信頼を得るためには言葉以上の何物かゞ提示されなければならない。

尙ほ今回のヒトラー總統の演説には、現在英佛が是正せんと努力しつゝあるドイツの他國民に對する非行の贖罪につき何等の方法を示さず、この點から見ても餘り問題にはならない。」

また、フランスに於ては、ヒトラー總統の演説後二時間にして、早くもダラデイエ首相は上院外交委員會に於て、和平提議を拒絶する演説を行つたが、この佛首相の演説に關して左の如く發表した。

「ダラデイエ首相は六日上院外交委員會に於て次の如く演説した。即ち英佛の勝利によつてのみ歐洲における眞の正義と恒久的平和が確保されるであらう。我々のいふ平和は一切歐洲における制壓の問題を排除する。而してかゝる平和は人民の權利と生命の自由の上のみ建設することが出来るであらう。英佛兩國は平和が有効に確保されるまで斷じて武器を措かぬであらう。」

なほ、十日夜、ダラデイエ佛首相はラヂオを通じて、ヒトラー總統の和平提議を一蹴して、左の如く放送した。

「過去一箇月に涉つて我が陸軍將兵は敵地に進軍し、我が飛行隊はその勇氣を百倍した。海上にあつては我が海軍はフランス本土とその植民地との自由なる聯絡を確保し敵の潜水艦を狩出し、ドイツ向の原料品數十萬噸を沒收した。英國とフランスは大洋を支配してゐる。而して諸君は歴史の經驗によつて大洋を支配するものは常に勝

利を獲得する事を御承知であらう。義にヒトラーとその軍隊を非難攻撃せる共產黨の指導者達は、ボルシエヴィキがナチスと提携するに至るや、遂にその「平和に對する裏切り」を支持するに至つた。之等の指導者達はフランスの勞働者を裏切りその力を逆用せんとしたのである。

予はフランスの同胞に訴へる、我々が現に我々の國土、家庭の爲めのみならず國境を越えて文明の爲め戦つてゐる苦闘を克服せよ。英國にせよ、フランスにせよ、思想的な十字戦を支持し乃至は征服の意圖から戦争を開始したのではない、英佛はドイツがその支配を全歐洲に及ぼさんとした爲め戦はざるを得ぬに至つたのである。ヒトラー總統が最近行つた演説を要約すれば「予はポーランドを征服した、予は最早満足である、もう戦争は止めて我々の戦果を神聖なものとする爲め會議を開かうではないか」と云ふに盡きる。我々はかゝる言は既に聞いた所である。オーストリーの併合後ドイツはズデーテン地方を要求した、之を獲るやヒトラー總統は最早何物をも要求せぬと言明した。數箇月後ドイツはチエコ・スロヴァキア全部を取つて了つた、而もその直後ヒトラー總統は重ねてドイツは最早何物をも要求せぬと述べた。ポーランドが敗北した今日ヒトラー總統が我々に與へるのは同様の破約以外の何物でもない。

我々は國家間の眞摯なる協力、忠實なる協約を常に希望し來り今も常に希望してゐるのである、併し乍ら我々は暴力の命令に對しては絶對に服従せぬ決心を固めてゐるのである。我々は侵略に對抗して武器を執つた、我々は平和の確實なる保障を確保するまでは武器を指かぬであらう。但しこの保障たるや六箇月毎に破られるものであつてはならない、若し眞の恒久的平和を求むとあらば我々は各國の安全は驚愕を排除せる相互の保障を確保し且つ一國による支配企圖に對して障壁を設定することに在りと解しなければならぬ。予は吾人が現在に於ても、將

來に於ても、此最終的安全保障獲得の爲めに闘ひ抜くことを確言するものである。予は總てのフランス國民が國家の爲め各自の義務を盡すべきことを知つてゐるが、空爆に對しても一致團結しなければならぬであらう。

フランス兵士は誰も云つてゐる「吾々は祖國を護り且つ過去二箇年間歐洲幾百萬の婦人及び兒童を悲惨なる境遇に陥れたその同じ運命の再び來らざらんが爲めにこの前線に在るのだ、吾々はかゝる状態の一刻も早く終熄せんことを望んで已まない、自分が護りつゝあるのは正義である、この正義を守つて吾々は最後の勝利に赴かう。」前線の將士の考へてゐることは、フランス國民が一人残らず考へてゐるところであらう。政府が日夜奮闘し不屈の決意を以て遂行するところのものは、フランス國民總てを鼓舞し得るとの信念に値するものであらう。」

また、チエンパレン英首相も十二日の下院に於て、和平提案は絶對に容認し得ずとして、左の如く演説した。

「先週獨ソ條約の發表の際、予は何等かの平和提案があるかも知れぬ、而して若しこれが事實となつて現れれば政府は自治領政府並に佛國政府と協議してこれを検討考慮すべきであると述べた。その後ヒトラー總統は演説を行つて和平提案をなし、予が曩に申した協議も開かれた、予は政府の立場を闡明すべきであるが、それに先だちなされた提案の背景を想起する必要がある。去る八月末英國政府はポーランド問題に關して獨政府と交渉を行ひつゝあつたが、當時事態は明かに頗る危険であつた。併し予は若し計畫的に熱病を刺戟することがなければ平和的解決に達することは不可能でないと考へた。而して予は獨政府は若しその意思さへあればそのダンチヒにある同志をして緊張を緩和せしむることが出來、平穩且つ眞摯なる討議に適當なる條件を生ぜしむることが出來るものと

考へた。

ポーランド問題さへ解決すれば直ちに英獨の關係を改善したき旨を述べたが、吾々はその際暴力による問題の解決は必然的に英國の對ポーランド援助義務履行を惹起するものであることを指摘して置いた。周知の如く戦争と實力發動を避けんとした英國政府のすべての努力は水泡に歸し、更にルーズヴェルト米大統領、ベルギー皇帝レオポルド三世、ウイルヘルムミナ和蘭女皇、ローマ教皇ピオ十二世及びムソリーニ・イタリー首相がそれ／＼戦争回避のため盡したのであるが、これ等すべての努力も無駄であつた。ヒトラー總統がポーランドに對して戦端を開かんとする決意は不動であつたことは今や全く明瞭である。ヒトラー總統が英國との間に諒解を遂げんとした意圖には假令眞摯なるものがあるにせよ、それは彼をしてその隣國攻撃を延期せしむる程には強力なものではなかつたのである。ヒトラー總統は今や誇りをもつて獨軍のポーランド侵入は成就されたと豪語してゐるが、斯かる不法な侵略が武力に訴へて自己の要求を満たさんため犠牲に供した幾多の獨波兩國人の人命が失はれた後初めてヒトラー總統はその和平提案を提出したのである。

若しこれ等提案中に、チエコ・スロヴァキア國民の權利蹂躙に引續きなされたる歎かはしき人道に反する犯罪を償はんとする企圖が含まれるであらうと期待した者がありとすれば當然裏切られる運命にあつたのである。波蘭政府及びその指導者は非常な侮辱を與へられた。ヒトラー總統は、ドイツの權益圖と呼ぶポーランド地方をもつてドイツのみの考慮の對象と見做し、唯ドイツの利益に應じてのみ解決すべきだとしてゐるのは明かである。ヒトラー總統の見解によれば、右地方の最終的劃定及びポーランド國家再建の問題は西歐における戦争によつて解決されず、唯一方に於てドイツ、他方に於てソ聯の二國によつてのみ解決し得る問題である。されば吾々はヒ

トラー總統の提案せる和平提案は、單に征服の事實及び被征服者に對し思ふ儘に振舞はんとする權利の承認に過ぎずと言はざるを得ない。従つて吾々は英國の名譽を傷け、國際紛争は武力によらず商議によりてのみ解決さるべしとする英國從來の主張を放棄せずしては、かゝる和平提案は承認しないであらう。

予はヒトラー總統がその演説に於て述べた隣接諸國に對する新な保障についてはこれを無視しやう、何んとなればヒトラー總統が過去に與へた同様の保障に鑑み、かゝる言辭に如何程の價値があるかは何人も熟知してゐるからである。又ヒトラー總統が豫て公言してゐた政策の原則、信念を急激に變更したことに就てもこれを無視しやう、その後ヒトラー總統は豫てドイツ民族による大ドイツ建設を公言してゐたにも拘らず、ドイツ帝國中に數百萬のポーランド人、チエコ人を編入し、又ボルシェヴィズムを繰返し激しく非難したにも拘らずソ聯と不可侵協定を締結したのである。かくヒトラー總統の言葉は屢々無視されその政策は突如急轉回されてゐるのである。吾々は過去の經驗よりして最早ドイツ現政権の言葉に信頼し得ざることは全く明白である。勿論ドイツが他國民と友好且つ信頼の中に生活せんとする限りドイツをヨーロッパから除外するのは吾々の政策ではない、吾々は各國民の正當なる要求と必要を考慮せざる方法は世界の疾病に對して何等有效なる療法たり得ぬことを確信する。

今後何時平和的解決が問題になるにせよ英國は斯かる解決が商議と相互諒解によつて達せざる限り世界の未來には何等の希望を持ってないと感じてゐる。吾々は勝利を目指してゐるのではない、否勝利以上のものを目指してゐるのである。即ち吾々は次に來るべき世代には、戦争が決して不可避の運命にならないやう新しい國際秩序を樹立せんとしてゐるのである。吾々が齎さんと決意してゐる平和は眞の平和でなければならぬ。即ちそれは連續的な驚愕や脅威によつて繰返し中絶される如き不安なる休戦ではなく、眞の安定せる平和でなければならぬ。

斯かる平和の妨害となるのはドイツ政府であり、ドイツ政府こそは歐洲全土から平靜を奪ひ去りその隣邦國民の全部に絶えず去らざる不安と恐怖の念を植ゑ付け來つたのである。英佛の協力は極めて緊密に行はれてゐる、兩國政府間に完全な意見の一致を見てゐることは予の最も欣快とするところである。ダラディエ佛首相の演説に徴してもこのことは明かである。

予はポーランド外相の訪英を利しポーランド政府と折衝したが、吾々の意見は完全に一致してゐる、吾々が戰爭に乗出したのは決して復讐の目的からではなく、唯自由を擁護せんがためである。即ち啻に危機に瀕する弱小諸國の自由を擁護せんがためばかりではない、英國及び各自治領、印度その他の屬領及び佛國等自由を愛するすべての國家の平和的存立も亦脅かされてゐるのである。將來を豫想するに、吾々は必然的に凡ゆる人類の思想及び行動の上に深刻なる變更が齎されるであらうといふことを推量し得る。政府は近代の戰爭に於ては大國が勝利を贏るが被征服者は殘酷な損失を蒙らなければならぬといふことを知悉してゐる。併し誤れる降服は數世紀間に亘つて人類變轉の靈感の目標となり來つた凡ゆる希望と生存價値の絶滅を招來するものである。

吾々は物質的ならざる利益を求めて居り、ドイツ人からの自尊心を傷けるが如きものは何ものをも欲してゐない、ヒトラー總統の演説に示された提案は空虚であり、不正確であり、既にポーランド及びチエコ・スロヴァキアにおいて犯された不正を訂正することについては何等の示唆も含んでゐない、假令右提案がこれ等不正を訂正すべき示唆を含んでゐるにしてもドイツ政府は如何なる具體的手段によつて侵略を放棄し誓約を遵守するかを訊す要があらう、過去に於て吾々の嘗めた經驗はドイツ現政権の保障には何等の信頼を置けないことを教へてゐる。従つて單なる言葉のみならず行動が先づ現出せねばならぬ、それ以前は吾々英佛兩國は全力を擧げて戰爭を繼

續し之を中止してはならないだらう。こゝに満たさるべき前提條件がある、ドイツ政府のみが右條件を遂行し得るのだ、問題は簡單である、即ちドイツ政府はその誠實と平和の意思を證明する確證をば明確なる行動及びその確約實行の意圖に關する有效なる保障條項によつて與へるか、それとも最後の一點まで義務遂行に邁進するか何れかである。」

第六章 西部戰況と外交工作

ドイツ軍のポーランド進撃に對して、英佛兩國は九月三日を以て戰爭狀態を宣言したが、四日午後早くも英國空軍は、ドイツのウイルヘルムスハーフェン軍港並にキール運河口のブルスピュツテルに集結せるドイツ艦隊を爆撃したが、また、フランス側も、四日午前十一時コムミュニケ第一號を以て「軍事行動は陸海空軍参加の下に開始された」と發表したるが如く、獨佛國境の南方ザール地方に於て陸軍部隊は國境を超えてドイツ領に進入を開始したが、ドイツ軍は専らジグフリード線に據つて守勢を保持して動かさず、ためにフランス側の挑戦も極めて緩慢なものであり、七日ドイツ外務當局が、「英佛側の放送に依るとドイツ軍は既に佛國境の圍みを破りフランスに挑戦、西部國境で戦闘が開始されたとの事であるが、ドイツ當局では斯る事實は全然關知しない、ドイツ外務省の知る限りに於いては「西部戰線異狀な

し」である。」

と發表して居る有様で、ポーランド戦線に反して西部戦線は甚だ不活潑なる戦況を示しつつあつた。宣戦後一週間頃よりザールブリュッケン方面に於ては、フランス軍の進撃はやうやく活況を呈し來り、英空軍の爆撃も繰返へされ、また、十月一日、英國下院に於てはホア・ベリシア陸相が、フランスに派遣された英軍は十五萬六千であると發表したが、然し、依然として戦争は低調で、ドイツ側は切りにフランス戦線に對して、ドイツはフランスを敵として居ない旨のピラを撤布する等の工作を行ひ、また、フランス軍の戦意は極めて稀薄であると報ぜられて居た。

然しながら一方に於て、英國政府は着々對獨戦争強行の決意を固め、十月一日、英帝國々防會議を召集し、クリーラー鑛業資源相(カナダ)、リッツ農林相(南阿聯邦)、ケーシー軍需相(濠洲)、フレイサー文相(ニュージールランド)、サフラル・カーン(印度)等の各代表出席の下に、對獨戦争のための強力なる本國と自治領との協力を討議し、國內の結束を強固にすると共に、對外的にはなほも蘇聯邦に働きかけ、同じく十月一日を以て英蘇バーター協定を締結する等相當活潑なる工作を示して居り、フランスもまた英國に追隨して、ダラデイエ首相が切りに對獨強硬政策を強調して居るが、その對蘇工作に於ては、却つて切りに共產黨に彈壓を加へる等、多少英國との間に立場の相違を示して居た。

なほ、ポーランド分割後の獨蘇の鋭鋒がバルカンに向ふべきことを恐れた英佛は、俄かにトルコに對する工作を強化し、十月十九日を以て英佛土相互援助條約を正式に調印したのであるが、同日、チエンパレン英首相は下院に於て、その経過について左の如く説明して居る。

「英佛土條約は十九日午後アンカラに於て調印を了した。予は五月十二日英土兩國政府は長期の協定を締結するに意見の一致を見た旨發表したが、英土兩國の交渉はそれ以來續行されてゐたもので交渉は多少遅延したものの、その間の意見が大きな相違を示したことは一度もなかつた。英佛土三國は條約の内容については既に三週間前に意見の一致を見たのであるが、トルコ政府は當時モスコイ訪問中のサラジヨグル外相の手により英佛土條約と同趣旨のソ土條約が締結される可能性があるとの見地から調印の延期を希望したので、英佛兩國政府もこれに同意したのである。然るに今やサラジヨグル外相のモスコイにおけるソ聯當局との交渉は一時中止されるに至つた。即ちトルコ政府はソ聯の提案の若干は英佛土三國間に既に意見の一致を見てゐる諸點と到底一致し難いことを發見したのである。併しこれによつてソ土關係は變化するものではなく、既に兩國政府は夫々モスコイ、アンカラの兩首都に於てソ土兩國は從來通りの友好關係を繼續する旨の聲明を行つた。一方トルコ政府としても、これ以上相互援助條約の調印は延期すべきでないとの決定に達したのである。而して條約正文は二十日發表する豫定であるが、その期限は十五ヶ年であり、これによつて英佛土三國は長期に亘つて提携關係を持続する政策にあることが實證されたのである。」

英佛土三國相互援助條約は、左に示すが如く、蘇聯に對する特別の規定を含んで居る點に於て注目されるものであり、これは蘇聯側のトルコに對する壓迫の結果であると見られ居る。

第一條 トルコが歐洲の一國より侵略せられた結果トルコが當該國と戦端を開くに至りたる場合は英佛兩國政府はトルコ政府に有效的に協力し得る限りの援助を與ふべし。

第二條 (第一項)歐洲の一國による侵略行爲が戰爭を地中海域にまで發展せしめ、その戰爭に英佛が参加せる場合トルコは英佛兩國と協力しそれに出來得る限りの援助を與ふべし。(第二項)歐洲の一國による侵略行爲が戰爭を地中海域にまで發展せしめ、トルコがその戰爭に参加したる場合には英佛兩國はトルコと有效的に協力しそれに出來得る限りの援助を與ふべし。

第三條 英佛兩國がそれ〴〵四月十三日になしたる聲明によりギリシヤ及びルーマニアに與へたる保證が有效なる限り英佛兩國が前記兩國のため戰爭状態に入りたる場合にはトルコは英佛兩國と有效的に協力しこれに出來得る限りの援助を與ふべし。

第四條 歐洲の一國より英佛兩國の何れかに加へられたる侵略の結果英佛兩國がその國と戦闘行爲に入り且つ本條約第二條、第三條が適用さるべき特別規定なき場合においては締約國は直ちに相互に協議すべきものとす、但し何れの場合においてもトルコは少くとも英佛兩國に對して好意的中立を守るべきことを約す。

第五條 第三條の規定に該當せざる左の如き場合においても締約國は相互に直ちに協議し有效なりと思惟せらるる共同の方策を議すべし。

(イ)歐洲の一國に對して他の一國が侵略行爲をなし締約國中の一國が當該國との諒解に基き不侵略に對し同國の獨立と中立を維持するため支援を與へむる場合。

(ロ)歐洲の一國による侵略行爲が締約國以外の歐洲の一國に向けてなされてゐる場合、かゝる行爲が締約國中

の一國によつて同國の安全に對する脅威なりと思惟せられたる場合。

第六條 本條約は如何なる特定國家をも目標とするものにあらず侵略に對抗する必要を生じたる場合英佛土三國の相互援助を保障せんことを意圖せるものなり。

第七條 本條約の規定は平等に双務的義務としてトルコ及び他の締約國を拘束するものなり。

第八條 本條約締約國が本條約履行の結果として戰爭に入りたる場合には各締約國はその合意に基きにあらざれば休戰又は講話條約を締結し得ず。

第九條 本條約は批准を必要とし、批准書は出來得る限り速にアンカラに寄託せらるべし、本條約は批准書寄託の日を以て効力を發生するものとす、本條約の有効期限は十五年とす、但し締約國の一國が他の二國に對し期間満了前にその終結の意思を通告せざる場合には本條約の有効期間は更に五箇年間延期せらるべきものとす。

【附屬議定書一】 英佛土三國各全權は各國政府は本條約が署名調印の時より効力を發することに同意せることを宣言するものなり。

【附屬議定書二】 本條約の署名調印に際し各全權は本條約によりトルコの負へる義務はトルコをしてソ聯との武装紛争に入ること強制し得るものにあらざること同意す。

即ち、蘇聯政府は九月二十二日、サラジヨグル土外相をモスコに招致して、蘇土國交の整調につき交渉を試みたが、交渉は遂に決裂に終り、十月十七日サラジヨグル土外相は空しく歸國したが、交渉決裂に對してサイダム土國首相はアンカラに於て、

「サラジヨグル外相が十七日夜モスコウ出發歸國するのは事實である。蘇土交渉は數回の折衝にも拘らず蘇聯の提案がトルコ國の獨立安全と相容れないものがあつたため決裂するに至つた。殊に遺憾に考へられることは蘇聯の最後の提案の如きは兩國の間において既に一致を見たるものと根本的に相違してゐたことであつた。その結果蘇聯の要求はトルコが既に英佛との間に締結し蘇聯政府が熟知せる約束とは到底相容れず、かつ蘇聯の提供する保障はトルコが受諾を要請せられる義務遂行に何等報償となるものでないといふものであつたのである。兩國間の交渉は如上の経過をもつて遂に意見の一致を見るに至らなかつたが、兩國の友好的關係はこれにより何等變るものではない。」

と聲明した。

なほ、蘇土交渉の決裂に至つた原因たる蘇聯側の要求について、ローマよりの報道は、

「英佛軍艦に對して海峡を閉鎖すべきこと、ソ聯がルーマニアよりベツサラビヤを回收する場合にトルコはルーマニアを援助せざること、ソ聯邦が歐洲大戰に参加すべき場合にはトルコが英佛に對して約束した義務をソ聯に對して發動せしめざること、及びドイツがバルカンに進出する結果、若し獨土間に衝突を見る場合には、ソ聯をしてトルコ領土の一部に赤軍を進駐せしむことを承認すること等であつた。」

と傳へて居り、またトルコの外交政策については、十月二十七日、サラジヨグル外相は新聞記者との會見に於て、

「トルコは英國の石油權益破壊を目的とするイラン、イラク諸國へのソ聯の如何なる東方進出に對しても敢然之

に抵抗する用意を有してゐる。トルコはイラン、イラク、アフガニスタン諸國とサイド・アバッド條約を締結して以來四國は密接なる友好關係を持し、四國共通の利益を侵すが如き戰爭には相互軍事援助を爲すことを約してゐる。」

と聲明した。

第七章 白蘭兩國元首の調停申入

ベルギー國王レオポルド三世は、十一月六日午後、突如スパーク前首相を隨伴して、オランダのヘーグに赴き、ウイールヘルミナ女皇と會見したが、この會見の結果、兩國元首の連名に於て、獨英佛の三國に對して和平調停の意を表明したのであつた。

然るに、恰も、同七日の夜、ハリファックス英外相はラチオを通じて、英國の對獨戰爭の目的を闡明せる左の如き演説を行つた。

「チエンペレン首相は九月三日對獨宣戰布告に際する演説において、我々は暴力、不信、不正、強壓及び脅迫に對し抗爭するものであり、正義はやがて勝利を得るであらうといはれたが、首相のこの言葉は、
一、我々の眞の戰爭目的は何であるか

一、以上の目的は果して武力の勝利によつて達成し得ると確信するか
の二つの問題に明白なる解答を與へたものである。然るに最近各方面においてこれ等問題に對する解答を要望する聲が次第に強烈になつて來た、従つて予はこの際我々の戦争の目標を再び明らかにせんとするものである。即ち我々は自由並びに平和擁護のため更に又あらゆる國民が自由に生存し得る權利を享有するため國際關係を調整する上において、暴力の代りに法を擁護するため、最後に條約の神聖を破壊する暴力に對抗するために戦つてゐるのである。事實ドイツが侵略行動を繰返すことは最早許さるべきではないといふことを悟らない限り歐洲に平和を回復する機會はないといふことを我々は知るに至つた。されば我々は近年ドイツが歐洲に加へた侵略の再發を斷乎阻止するとともに、更に進んでは可能なる限りドイツが隣接の弱小國に加へた侵略の結果を償はんと決意したのである。英國は自國の權益が脅かされぬ限り他國の問題に干渉するやうな意圖は持つてゐない、然し乍ら今日の國際場裡においてドイツが人間の根本的權利さへも拒否することによつて示した挑戰は直ちに全世界人類の本能的且つ廣汎なる良心に影響を與へてゐるのである。我々の行動基準は絶対に墮落してはならない、我々が敗北せんかその時こそ同僚に對する尊敬とか民主主義のよつて立つ基準が失はれる時であらう。

さて戦勝後どうなるかの問題に答へやう、我々は脅迫による平和を求めらるものでなく、又一片の領土的要求も有しない、新しい平和は相互の同意に依つて達成されねばならない。我々の決意は可能な限り人道に即し以て再び歐洲に斯かる悲劇を繰返さぬことにある。我々は全力を擧げて暴虐なる武力と抗争とに依つて各國民のより完全な生活を望む希望が蹂躙されることなき新秩序の建設に盡すだらう。我々は人類平等、自己尊敬相互寛恕の基礎に立つて凡べての國民の協調が達成せられるやう努力するだらう。何時又は如何にして我々のこれ等の目的

が達成されるかといふことについては何人も斷言し得ないが、我々の決定及び方針の一般的指向が正しいと確信される以上斯かる問題に悩む必要はあるまい。

またヒトラー獨總統は、ナチス黨員のミュンヘン蜂起を記念する十六周年記念日の十一月八日夜、ミュンヘンに於て、白蘭兩元首の和平調停申入に答へると共に、英國を痛撃せる左の如き演説を行つた。

「曩の世界大戰以來戦争の責任者に關して種々の論議がなされたが、この戦争責任者は凡ゆる必要な措置を講ぜず、最も不利な時機にドイツを戦争に引込んだ一九一四年當時のドイツ政府であることを我々は知るのである。今次の戦争に於て我々は曩の大戦の時と同じ敵と相對してゐるが、この敵こそ今日と同様の虚言を以て古きドイツに戦争を吹きかけた國である。古きドイツはいはゞ敵國の虚偽の宣傳の犠牲となつたのであるが、今やこの同じ戦争挑發者共は再びこゝに虚偽の宣傳に躍起となつてゐる。併しながらドイツは今や昔のドイツではなく全く異つた強い政府がドイツを支配してゐるのである。英國は常に正義と文化の爲めに戦ふのであると稱してゐる、そして英國はこの口實の下に今日の偉大なる植民帝國を築き上げたのである。一九一八年以後英國は明かに戦争に飽きそして平和を高唱した、併しながら民族自決主義による民衆の權利はどうなつたのであるか、更に軍縮問題、又ドイツの舊植民地要求問題はどうか、ドイツは英國に欺かれて非常な窮境に陥りその結果ナチス黨の誕生を見たのである。英國は被壓迫民族の解放を提唱してゐるが、パレスチナやインドの例は如何、英國は終始一貫利己的な目標のために戦つてゐるのである。英國が世界の他の國に命令を下すやうな状態は終熄しなければならぬ、一國による獨裁的世界支配の時期は既に去つた、今次の戦争は英國が戦争を欲したからこそ勃發したのである、英國は戦争を欲せず、戦争をやめる爲の戦争をしてゐるのだといつてゐるが、然らば英國は

何故今度の戦争を始めたのであるか、英國の宣傳にも拘らず眞實は英國がナチスの赫々たる治績を妬んで戦争を始めたのである。

英國は自國內にナチズムが発生することを恐れるが故にドイツを憎んでゐるのである。ドイツの戦争目標はドイツ國民の安定並にドイツの勢力範圍に於て干渉を受けない政治を確保するにあり、公平なる分配の保障された世界が樹立されぬ限り今次の戦争は終熄しないであらう。ハリファックス外相は昨七日の演説で、今更平和を云々することは無意義であると述べた、事態かくなる以上ドイツとしても今後英國の諒解し得る言葉のみを用ひざるを得なくなつた、即ち「戦争繼續」の一語これである。フランスに就て一言すれば、フランスが英國の尻馬に乗つて戦争に参加したことは遺憾千萬である。一方獨ソ提携は常識の勝利であり、かくてドイツはその背後に強力なる盟邦を有し、ドイツの地位は曩の世界大戰當時には比較にならぬ程強くなつた。戦争は三年續かうとも或はそれ以上續かうともドイツは決して降服しないであらう。予は既にゲーリング元帥に對して五年間に亘る長期戦準備の指令を發した、我々は既にあらゆる資源を開發し完全なる戦時態勢を整へてゐる。ドイツは經濟的にも軍事的にも敗れないであらう、今次大戰に於ける唯一の勝利者、それはドイツである。」

なほ、この夜、このミュンヘンの會場に於て、ヒトラー總統の演説の後、大爆破事件が起り多數のナチス黨員が即死を遂げた椿事が勃發したが、同事件に關し、DNB通信は、

「八日夜九時三十分ミュンヘンに於けるナチス蜂起記念日會場たるビュルガー・プロイ・ゲラーに於て爆發事故が勃發、即死者六名、負傷者六十餘名を出した。爆發の理由又は原因は不明とあるが、外國筋の陰謀に基くものと見られてゐる。尙爆發はヒトラー總統が既に同所を立去りベルリンに向つた後發生したものである。」

と發表した。

白蘭兩國元首の和平調停申入に對して、ドイツ政府は十一日、同提議に對し慎重な検討を加へる旨を通達したが、一方フランスは、十二日、ルブラン大統領は左の如き回答を白蘭兩國王に發して、和平調停を婉曲に拒絶した。

「フランス共和國政府並にフランス國民は今回レオポルド三世、ウイルヘルミナ女皇兩陛下が和平調停を申出でられたる崇高なる御考慮に對し深甚なる敬意を表明するものである。フランスは過去現在を通じ世界各國間の正當且つ恒久的の平和の確保のためには凡ゆる方途を歓迎してゐるものであつて、このことは既に屢々吾々が言明し現在特に痛感してゐるのである。正義の上に築かれた平和のみが結局恒久性ある平和である。フランスが今回武器をとつて起つた理由は過去二箇年間に亘り最も神聖なる取極めを蔑視し誓約を破棄して歐洲の三國を奴隸化し又は滅亡せしめ更に今日各國民の安全を脅かさんとしつゝある暴力行爲を永遠に絶滅せしめんが爲めである。従つて恒久的の平和はオーストリー、チェコ・スロヴァキア、ポーランド三國の間に行はれた不正不義を償つた時初めて招來することが出来るのである。而して又平和は全國民の自由尊重につき有効なる政治的經濟的保障が將來に亘つてなされた時初めて恒久的たり得るのである。人々は權利侵害が爾後一切禁止されるとの保障を得た時、初めてその憂苦と懸念から開放され得べく、如何なる解決も若し不義に對し勝利を與へるが如きことあれば、兩陛下が今回勸告されたる正當且つ搖ぎなき平和とは全然無關係の不安定極まる休戦を歐洲に齎すのみであらう。従つて平和に對し同意するか否かを宣言すべきものはフランスにあらざしてドイツである。而もこの平和をドイツ

の行動により安全と獨立を脅かされてゐる各國は齊しく翹望してゐるのである。」

さらに、英國皇帝ジョージ六世も同じく十二日、ルブラン佛大統領の回答と歩調を合せて、左の如き回答を白蘭兩國王に發した。

「予は十一月七日陛下並にオランダ女皇陛下が予に宛てゝ發せられた要請につき英本國並にカナダ、濠洲、ニュージールランド、南阿聯邦諸政府と共に慎重検討を行つた。予は八月二十三日陛下がオスロー協商國元首の名に於て當時の紛争と要求を各國協力の下に公開商議に附せんことを要請されたことを想起する。この要請に對し我英國政府も佛國政府も賛成である旨回答を發した。更に予は八月二十八日陛下とオランダ女皇陛下が予の政府並にフランス、ドイツ、イタリー、ポーランド諸政府に對してなされた共同調停の提議を想起する。この提議は予の政府並にフランス、イタリー、ポーランド各政府によつて歓迎せられたが、それより數日の後ドイツ政府はポーランドに對し挑發せられたる戦争を開始し凡ゆる惨虐をその上加へた。予の政府は陛下の提案の精神に對し深甚なる敬意を表すると同時に常に公正なる平和に對する合理的且つ確固たる基礎を吟味する用意を有するものである。戦争は絶對的に必要である以上に一日も長く繼續せらるべきでないとは、常に予の希望するところである。従つて予は陛下の御提議については即座に回答することが出来る。右提議に於て陛下は兩者間に到達さるべき調停の條項につきこれを確める用意ある旨を述べてゐられるが、光榮ある平和の確立につき必須缺くべからずと思惟される條件については吾々は明確にこれを述べて置いたと思ふ、戦争開始以來吾々の公表した諸文書は戦争が發生するに至つた原因を明かにし且つ戦争勃發の責任が那邊にあるかを明確にした。予の國民は平和を擁護するた

め凡ゆる努力を盡くしたる後初めて武器を取つたのである。英國が開戦を決意するに至つた直接の原因はドイツのポーランド侵略であつた。しかもこの侵略はドイツがその隣接諸國に對してなした政策の一例にしか過ぎなかつた。予の國民が現在戦ひつゝあるより大いなる目的は、予の本國政府首相の言を借りて言へば、普段に繰返されるドイツの侵略の脅威より歐洲を救ひ、歐洲諸國民をして獨立と自由を維持せしめ、且つ將來國際紛争の解決に當り平和的手段によらずして武力によらんとすることを阻止するにある。この目的は從來幾多の機會に於て強調せられたるところであり、特に十月十二日の英國下院におけるチェンバレン首相の聲明並に十一月二日の上院におけるハリファックス外相の聲明に於て明かにされてゐる。凡ゆる國際問題の解決に際し、予の政府が不可缺の要件とするところは明かに前記の諸聲明に出發するものである。従つて若し閣下が、予に對し恒久平和を招來し得る如き見込あるドイツ側の如何なる提議でも通達されるならば、予は予の政府が直ちに右提議に對して眞摯なる考慮を拂ふべきことを誓ふものである。」

さらに、ルーマニア國王カロール二世も、十一月九日、白蘭兩國元首の和平調停申入に關して、獨英佛三國元首に對して、

「レオポルド・ベルギー國王並にウイヘルヘルミナ・オランダ女皇が、正當且つ恒久的な平和實現のために、貴下に和平調停を提案せるこの時に當り、予が滿腔の支持を捧げる、この崇高なる努力が成功せんことを衷心より希望してやまない。」

旨のメツセーヂを送つた。

第八章 蘇聯の對大戰方針

ポーランドを分割した蘇聯邦はその餘威に乘じ、豫ねて企圖して居たバルチック制覇に乗り出し、九月二十四日、エストニアのセルター外相をモスコーに招致し、軍事基地建設等の要求を含む相互援助條約の締結に關し交渉を進めたが、二十八日に至り左の如き條約が調印された。

第一條 兩締約國は歐洲強國のある國が、兩締約國のバルチック海に面する海上國境、ラトヴィア共和國と接する陸上國境及び第三條に明記された軍事基地に對し直接的侵略を加へた場合、又は侵略の脅威がある場合相互に軍事的援助を含む凡ゆる援助を爲すべきことを約す。

第二條 ソ聯はエストニア陸軍に對し有利な條件を以て軍備並に軍用資材の供給につき援助を行ふ。

第三條 エストニアはソ聯に對しサリマ島（ホーゼル島）ヒーウマ島（ダゴ島）のエストニア領島嶼及びバルチスケ港（バルチックポート）に海軍及び航空基地を設置するため適當の對價を支拂つて租借する權利を保障す、海軍並に航空基地の明確なる地點並にその區域は相互間の協定によりこれを決定す、而して海軍並に航空基地警備のためソ聯は右基地に對し嚴重に制限せられたる一定數の地上兵力及び空軍兵力を自己の費用において駐屯せしむるを得、駐屯兵力數に關しては別の協定によつてこれを規定するものとす。

第四條 兩締約國は締約國の一方を目標とせる如何なる同盟乃至聯合にも參加せざるべきものとす。

第五條 本條約の實施は如何なる場合に於ても兩締約國の主權特にその經濟組織乃至國家組織を侵害するものならず、従つて第三條に規定せられたるソ聯海軍並に航空基地は依然エストニア共和國領土たるべきものとす。

第六條 本條約は批准書の交換と同時に効力を發生す、批准書交換は本條約調印後六日以内にタリンに於て行はるべきものとす。

本條約有効期間は十ヶ年とし締盟國の一方が本條約の必要を認めざるに至つた場合には期限満了前一ヶ年の豫告を以て廢棄し得るものとす、もしいづれの締盟國よりも廢棄通告なき場合本條約の有効期間は自動的に更に五ヶ年間延長されるものとす。

第七條 本條約の本原二通は一千九百三十九年九月二十八日それぞれロシア語並にエストニア語を以て作成せられたり。

次で十月一日、ラトヴィアのムンテルス外相がモスコーに招致され、エストニアに對すると同様な交渉が行はれた結果、十月五日左の如き相互援助條約が調印され即時發表された。

第一條 兩締約國は歐洲強國の或る國が兩締約國のバルチック海に面する海上國境、エストニア及びリトアニア兩共和國領と境を接する陸上國境及び第三條に明記されたる軍事基地に對し、直接的侵略を加へたる場合、又は侵略の脅威ある場合相互に軍事的援助を含む凡ゆる援助をなすべきことを約す。

第二條 ソ聯はラトヴィア陸軍に對し有利なる條件を以て軍備並に軍用資材の供給につき援助を行ふ。

第三條 ソ聯の安全を保障し、ラトヴィアの獨立を強固ならしめる目的を以てラトヴィア共和國はソ聯に對しリ

エバヤ(リバウ)ヴェンツピルス(ウインダウ)の二市に海軍根據地を保有し、適當なる借地料を支拂ひ租借地に飛行場數ヶ所を保有する權利を供與す、諸根據地並に飛行場開設の正確なる地域は兩調印國双方の合意により割當て、その境界を定む、イルンベン海峽防衛のためソ聯は同様の條件を以てヴェンツピルス及びピトラグス間の海岸に海岸砲臺を設置する權利を與へらる、海軍根據地、飛行場並に海岸砲臺防衛のためソ聯は自己の費用に於て根據地、飛行場、砲臺に割當てられたる土地に一定限度の陸空軍兵力を保有する權利を有す、但し右陸空軍の最大兵力は特別協定によつて定むべきものとす。

第四條 兩締約國は締約國の一方を目標とせる如何なる同盟乃至聯合にも參加せざるべきものとす。

第五條 本條約の實施は如何なる場合においても兩締約國の主權特にその經濟組織並に社會組織及び軍事的措置を侵害するものに非ず、従つて第三條に規定せる根據地、飛行場並に砲臺はラトヴィア共和國の領土たるべきものとす。

第六條 本條約は批准書の交換と同時に效力を發生す、批准書交換は本條約調印後六日以内にリガに於いて行はるべきものとす、本條約有効期間は十ヶ年とし締約國の一方が本條約の必要を認めざるに至つた場合には期限満了前一ヶ年の豫告を以て廢棄し得るものとす、若し何れの締約國よりも廢棄通告なき場合本條約の有効期間は自動的に更に十ヶ年間延長されるものとす。

次で蘇聯邦政府は十月二日、リトアニアのウルプシス外相を同じくモスコに招致し、ラトヴィアと同様なる相互援助條約の締結を要求し、交渉を進めたが、ウルプシス外相は三日一應歸國し、さらに

改めて七日モスコに赴き、遂に十日を以て條約に調印したが、同條約の形式はエストニア及びラトヴィアに對するものと同様であるが、その要項は左の如きものであると兩國政府より發表された。

- 一、ウイルナ市及び同地方をリトアニアに割讓する。
- 二、リトアニアが他國から侵略された場合、ソ聯は軍事的援助を含むあらゆる援助をリトアニアに與へる。
- 三、ソ聯はリトアニアの軍事施設に對し有利な條件において援助する。
- 四、ソ聯はリトアニア内に陸上空軍根據地を造る權利を獲得する、右根據地に駐屯するソ聯軍の兵力に關しては特別の協定によつてこれを決定する。
- 五、ソ聯或はリトアニア及び兩國が同時に侵略された場合は兩國の領土保全のため直ちに共同措置を採る。
- 六、ソ聯、リトアニア兩國は互に他を害する如き同盟乃至協力機關に參加せず。
- 七、本條約は締約國の主權、國家組織、經濟的、社會的の制度、軍事措置、國內問題不干渉の一般原則等に對し影響を與へず、ソ聯の陸上飛行基地はリトアニア領に屬するものとす。
- 八、相互援助條約は十五ヶ年有効で締約國の一方が一年間の豫告期間をもつて條約消滅を宣言せざる限り自動的にさらに十ヶ年間繼續さるゝものとす。
- 九、本條約は批准書交換をもつて效力を發生するものとす、但し批准書交換は調印日より六日以内にコウノにおいて行はれる豫定である。

斯くて蘇聯邦政府は愈々バルチック工作の最後の目標たるフィンランドに對して工作を開始し、招

致されたフィンランド代表のパーシキヴィは十月十一日モスコウに到着し、交渉は開始されたが、フィンランド側も極めて強硬な態度を持し、ために交渉は決裂し、別項に於て述ぶるが如く、遂に十一月末に至つて蘇芬戦争の勃發を見るに至つたのである。

なほ、蘇聯邦政府は、赤軍の進駐した舊ポーランド領の西ウクライナ及び白ロシアに對してその歸屬を決定すべく、十月二十二日を以て國民議會の選舉を行つたが、その結果は勿論、蘇聯邦歸屬の投票が壓倒的多数を占めた。よつて二十六日より西ウクライナ國民議會を開き（一）西ウクライナ國の權力規定（二）ウクライナ社會主義ソヴィエト共和國と西ウクライナの併合（三）土地財産の沒收、銀行及び諸産業の國營等が決議された。

次で十月三十一日、モスコウに於て第五次臨時蘇聯邦最高會議が開かれ、民族、聯邦兩會議並に合同最高會議等の各會議に於て舊ポーランド領たる（一）西白ロシアの白ロシア共和國合併、（二）西白ロシア及び西ウクライナ兩地方の蘇聯邦最高會議代表者選出期日の指令、（三）西白ロシア、西ウクライナ兩地方境界線決定の三案が承認されたが、この大會の劈頭モロトフ外務人民委員は、歐洲大戰勃發の蘇聯邦外交への影響について、左の如き報告を行つたが、大戰發生以後に於いて、初めて蘇聯邦外交の方針を表明したものとして重大視されるものである。

「外蒙國境事件は九月十五日モスクワで調印された日ソ停戰協定によつて解決し平和は全く回復された。斯くて

日ソ關係改善への第一步が踏出されたが、次段の措置は目下交渉停頓中の若干國境問題を検討すべき國境確定委員の設置であらう。この問題についても双方で好意を示すならば、後は事務的折衝により國境問題解決の成果を擧げることが出来よう。更に日ソ兩國民に多大の利益を齎す日ソ通商協定締結の交渉を開始する可能性が増大した。斯る對日關係の急速なる好轉を我々がどの程度まで勘定に入れていゝかまだ斷定することは困難であり、又斯る展開の素地が如何程まで日本側に用意されてゐるかもまだ判明しない、我々としてはこの種日本側の申出を好感を以て迎へ、又我々の根本的政治的立場及び平和に對する我々の關心の見地からこれを應諾するに吝でないと言明するものである。

過去二箇月間に國際情勢には重大な變化があつた。この情勢の變化は歐洲に於て最も顯著であつたが、其他の各方面に於ても同様の變化を見た、かゝる國際情勢の變化の中最も重要なものは次の三つである。

先づ第一に擧ぐべきは獨ソ兩國關係の變化である。八月二十三日獨ソ不侵略條約の成立に伴ひ、多年に亘り獨ソ間に存在してゐた變態的な關係は清算された、即ち獨ソ兩國は敵意の代りに相互に接近を行ひ親交關係を樹立するに至つたのである。獨ソ兩國の親善關係は續いて九月二十八日モスクワに於ける獨ソ友好國境劃定條約の調印となつて現はれた。歐洲に於ける此二大國の關係が此の如く根本的變化を遂げたことは全世界の國際關係に重大影響を與へずには置かなかつたのである。

第二の變化はポーランドの敗北並にポーランド國家の崩壊である。ポーランドの支配階級は彼等の國家の安定並にその軍隊の實力を大いに誇つてゐたのであるが、獨ソ兩國軍の一撃に遭ふや非ポーランド民族を壓迫し續けてゐたこの醜きヴェルサイユ條約の虛弱兒は直ちに消滅し去つたのである。從來この國は獨ソ兩國間に介在し無

節操の策動を行つて獨ソ兩國の對立抗爭を企圖してゐたのであるが、斯る暗躍の不健全性はこゝに暴露され完全なる崩壊を告げた。

第三に擧ぐべきは歐洲大戰の勃發であり、これにより世界の情勢は全く一變してしまつた。この戦は先づ獨波間の戦争として開始され、續いてドイツ對英佛の戦争に發展した。獨波戦争はポーランド指導者の完全な破滅によつて急速に終結を遂げた、即ち英佛の對波保障はポーランドに何の援助も與へなかつたのであるし、我々は現在に至るも未だこの「保障」が如何なるものであるかを知らないのである。ドイツ對英佛ブロック間の戦争は未だその第一段階にあり本格的な展開は示してゐない、併しながら、かかる戦争が歐洲に根本的な變革を齎さずにはおかないことは明かであり、更にこの影響は歐洲のみには止まらない。

英佛の戦争意圖—英佛兩國政府は彼等の新しい立場を正當化する根拠をポーランドに對する義務履行に置いてゐるが、かゝる努力が不健全なことは明かであらう。舊ポーランドの復活の如きは全く問題とならないことは誰でも知る所である。されば舊ポーランドの復活といふ旗印を掲げて戦争を繼續することは馬鹿氣なことである。英佛兩國政府にはこんなことは判り切つてゐるのだが、彼等は尙且つ戦争が終熄し、平和が克復するのを欲せずドイツとの戦争繼續のため新たな口實を求めてゐる。

英佛の支配階級は最近ヒトラー主義に對抗して諸國の民主々義的權利の擁護者顔をし更に英國政府は聲明まで發してその戦争目的は「ヒトラー主義の打倒」に限定されてゐると發表した。即ち英佛兩國の主戦論者達は舊時代の宗教戦争を髣髴させる「イデオロギー」戦争といったやうなことを提唱してゐるのである。併しながら斯る種類の戦争を正當づける根拠は何一つとして存在しない、ヒトラー主義にせよ、其他如何なるイデオロギーにせ

よ、これを受容れるも或は拒否するも各人の自由であり、即ちこれは政治的見解の問題である。思想を武力乃至は戦争によつて破壊することが不可能なことは誰でも諒解し得られる所であらう、されば「民主主義」の爲めの戦と稱して「ヒトラー打倒」の戦争を續ける如きことはたゞに無意義なばかりでなく罪惡でさへもある。

ソ聯はその平和的外交政策を續けて來たお蔭でその國際的地位を著しく強化することが出來た。獨蘇關係は根本的に改善されたが、我國はドイツとの關係に於ては友好關係を強化する一方具體的な提携を擴大し、更にドイツの平和恢復の努力に對しては政治的支持を惜しまないといふ線に沿つてその政策を進めて來た。獨ソ不侵略條約によつてソ聯はドイツが戦争に入つた場合中立を維持することゝなつてゐる。而してソ聯が九月十七日を期して舊ポーランド領に兵を入れたのは決してこの中立政策に矛盾するものでない、ソ聯赤軍がポーランド領に進駐を開始したのはポーランド國家が崩壊し、事實上消滅し去つた後のことである。即ちポーランド國の崩壊によりソ聯は中立を維持することの出來ない次の如き諸事實に直面するに至つた。先づソ聯の安全性が脅かされ、一方においてはポーランド崩壊の結果西ウクライナ、西白ロシア地方の我同胞は異常な危険にさらされるに至つたのである。

蘇聯のエストニアとの交渉で問題となつた國防線、殊にレニングラード防衛の同じ問題が今回のフィンランドとの交渉を招來したと云へよう、しかもある意味においてはフィンランドの場合は蘇聯の國防安全問題は一層痛切なるものがある。即ちモスクワに次いで蘇聯第二の重要都市レニングラードがフィンランド國境から僅か三十二軒の距離にあり、このことはレニングラードが國境から近代長距離砲の着弾距離内にあることを意味してゐるからである。蘇聯政府はフィンランド政府に對し最初曩に蘇聯がバルチック諸國との間に締結した相互援助條約

と同様の條約締結を提案したが、フィンランド政府は本提案を考慮する事を肯んぜなかつた。蘇聯政府は左記諸項よりなる新提案を目下フィンランド政府に提示中である。

(一)フィンランド灣に位する芬蘭領島嶼若干の讓渡、(二)レニングラード北方の蘇芬國境を二、三軒更に北方に移すこと、(三)フィンランド灣に面するフィンランド海岸に蘇聯は條約によつて若干の領土の割讓を受け之に蘇聯海軍根據地を設けるべきこと、(四)右代償として蘇聯はカレリア地方をフィンランドに割讓すること。最近モスクワにおいて行はれた蘇土會談は協定の成立には至らなかつたが、トルコは最近英佛兩國との間に相互援助條約を締結した。これによりトルコは安全なる中立政策を棄て、交戰國の一方に具體的に荷擔するといふ危険な途を選んだと評さるべきであらう。蘇聯としては飽くまで中立政策をとりトルコ並に黒海を繞る情勢の變化に常に監視の眼を怠つてはなるまい。」

なほ、十一月六日の革命二十二周年記念日に當つて、コミンテルン執行委員會は世界労働者に與へる長文の檄文を發表したが、これは世界大戰に對するコミンテルンの政策を現はしたものととして注目すべきものである。檄文の要旨は左の如くである。

「英佛兩國は世界制覇を目指して戰爭を繼續しつゝあるが、兩國の労働者は宜しくかゝる帝國主義戰爭を強行せんとする支配階級と抗爭すべきである。一方各國の民衆は戰爭煽動者共を排撃し労働者並に植民地大衆との團結を圖ると共に支那民衆を帝國主義的征服者から擁護すべきである。所謂中立國と呼ばれるブルジョア諸國は中立の美名の下に頻りに交戰國に軍需品を供給して、その私腹を肥やさんとしてゐるが、就中米國のブルジョアは戰

爭を更に擴大し軍需工業資本家連に莫大なる利益を齎さんが爲めに武器の禁輸を撤廢した。これにより米國は危険なる戰爭に一步近づいたものと評すべきであらう。」

第九章 イタリーの動向

ムソリーニ首相が英佛のドイツへの宣戰が發表される最後まで、和平調停に努力しつゝあつたことは前述の如くであるが、九月一日ドイツ軍のポーランド進駐が開始さるゝや、イタリー政府は午後四時半、左の如きコムミュニケを全國に放送して、中立的態度を發表した。

「イタリア政府は一日午後三時からムソリーニ首相議長となり内務省ヴェイミナーレ宮に閣議を開催、ヴェルサイユ條約に原因する獨波衝突後の情勢を外相報告の材料に基き討議の結果左の如く決定した。

- 一、軍備は今日迄とり來つた單に警戒の性質を有する範圍に於て繼續する。
- 一、經濟政策、社會政策は歐洲が現在當面しつゝある重大なる難局が要求する程度に従ひこれを實行繼續する。
- 一、イタリアは軍事行動につき如何なるイニシアチヴをもとらぬであらうことをイタリア人民に宣布する。
- 一、イタリア國民が今日迄示せる熱誠なる政府信頼の念と冷靜な態度に對し大なる賞讃を贈るものである。」

次で十月三十一日、ムソリーニ首相は内閣、參謀本部及びファシスト黨幹部の大更迭を斷行して、

戰時體制を整へたが、この更迭は八名の新閣僚と四名の新次官とが新任され、フアシスト・イタリア創設以後空前の大改造である。内閣、軍、黨各方面に於ける改造の内容は左の如くである。

首相兼陸海空内各相ベニト・ムッソリーニ(留)、外相ガレットツォ・チアノ(留)、伊領アフリカ相アツチリヨ・デルツチ(新、同省次官)、組合相レナート・リツチ(新、イタリア青年團總裁)、文化宣傳相アレツサンドロ・パヴオリニ(新、イタリア藝術院總裁)、爲替相ラファエロ・リカルデイ(新)、農相ジョヴァンニ・タツシナリ(新、同省次官)、交通相ホスト・ヴェントウリ(新、イタリア海運會社取締役)、公共相アデルキサレナ(新、フアシスト黨書記)、陸軍參謀總長グラチアーニ元帥(留)、陸軍次官ソツドウ將軍(新軍團長)、空軍次官兼空軍司令フランチェスコ・プリコロ將軍(第二飛行管區司令)、首相官房次官ルツツ將軍(フアシスト義勇軍司令)、フアシスト義勇軍司令アキレ・スタラーチエ(新、フアシスト黨書記長)、フアシスト黨書記長エツトーレ・ムテイ(新、フアシスト黨領袖)

斯くの如くしてイタリアは、何れはドイツ側に起つて參戰するものとは見られて居たが、一應は、所謂「非交戰主義」的態度を堅持して、専ら情勢の移推を觀望することとなつた。然し、一方に於て活潑な外交工作がバルカン方面に對して開始され、その最初のものにはギリシヤに對するものであつたが、これは勿論英國のバルカン工作に對抗するものであつた。

即ち、十一月三日、伊希兩國の友好關係の促進に關して、兩國間に交換された左の如き公文を發表した。

「イタリア、ギリシヤ兩國政府は去る九月卅日アテネに於て左の公文を交換せり。

△(ギリシヤ政府より駐希伊公使宛公文) 貴下がムッソリーニ首相の訓電により九月十二日附を以て我が政府に通告せるイタリアのギリシヤに對する友情と新たな保障に對しギリシヤ政府は大なる満足の意を表するものである。ギリシヤ國境よりイタリアが自發的に軍隊を撤退するといふムッソリーニ首相の決意は平和保持の精神を實行に移せるものにして、いたくギリシヤ國民を感動せしめ、ギリシヤ政府も欣然として直ちに同様の軍事手段の實行を命令するに至つた。ギリシヤ政府は此機會に兩國政府間の相互信頼に基く諒解の上に新機軸が齎されたことを確認し、我が政府が平和維持の政策を繼續する意嚮なるを再度言明し得るを欣快とする。ギリシヤ政府は今後國際情勢の展開につれ兩國間の凡ゆる方面における信頼と友好關係を一層協調的ならしむる爲め更に具體的な方法に依り兩國の關係を結びつける機會が近き將來に到來することを大なる期待を以て待つものである。尙ギリシヤ政府は一九二八年九月廿三日ローマで調印された友好條約に含まれた友愛と協調の原則を一層効果的にならしむる注意をなしをることをこゝに表明する。

△(駐希伊公使よりギリシヤ政府宛公文) 我が政府の通告に對し貴國政府が滿腔の賛意を表し平和維持の精神を熱心に支持するを確認し得るを欣快とす。要は我が政府の訓令に依り貴國に對しイタリアが貴國と全く同様の感情と意志とを以て平和維持の原則を確守し大なる相互信頼に依る友情と諒解の新紀元が兩國間に齎されることを衷心希望するものである。而してこれが近き將來に國際情勢の進展につれ具體化するを期待するものである。」

なほ、協定の發表に伴ひ、アルバニア國境に集中されて居た兩國の軍隊は、夫々撤退されることゝ

なつたと報ぜられて居る。

さらに、十一月七日の蘇聯邦革命記念日に際して發表されたコミンテルンの世界労働者に対する檄文に對して、イタリア政府の機關紙ジョルナーレ・デタリア紙上に、ガイダ主筆が痛烈なる攻撃を發表したのを初めとして、各紙共連日に亘つて一齊に蘇聯攻撃の筆陣を張つたことは、イタリアの蘇聯邦に對する態度を表明するものとして注目された。

即ち、各紙の蘇聯邦に對する攻撃は、

(一)ソ聯は世界革命誘發のための戦争挑發使喚の政策を依然中止して居らず、極東における支那事變、歐洲における英佛對ドイツの戦争を永續せしめんとして全力を盡して居り、今後も之を繼續するであらう、(二)バルカン攪亂に毒牙を磨きつつあり、(三)帝國主義的侵略政策の本性を暴露した、(四)ドイツとの關係も甚だ不徹底である。

等の點にあり、これに對してイタリアは、

(一)ドイツはソ聯と提携して居るがイタリアはドイツと異なる独自の立場にあり防共政策を堅持して居ること、(二)ソ聯政府とコミンテルンが同一體であると否とを問はず、イタリアはソ聯政府がコミンテルンの政策遂行機關なりとの見解を再確認したこと。

を強調したものである。ガイダ主筆の論文の内容は左の如くである。

「コミンテルンは英佛獨三國の資本家達が新しい富を獲得するための帝國主義の戦を行つてゐると稱し自分一人

がこれを論難する立場にあると主張してゐるが、一體モスクワに本部を有し、モスクワにある人々に指導されてゐるコミンテルンが如何なる程度でこれがソ聯政府そのものと異つてゐると言ひ得るであらうか。又コミンテルンの政策がソ聯政府の政策と如何なる程度に相違があるといひ得るか。この問題は明白にされたことは一度もないが、併しその真相は日一日と新しき事件と共に白日の下に暴露されつゝある。コミンテルンは英佛二大民主主義國家のみならず、彼等は今日既に同盟國として扱ひつゝあるドイツ迄被告席に立たしめこれを非難してゐる。果して然らばコミンテルンはモスクワ、ベルリン間に確固たる諒解のないことを暴露し、コミンテルンがその破壊政策をソ聯政府の假面の下に差延べてゐることも自ら暴露してゐるではないか。

今日若し歐洲に帝國主義的且つ金權政治的戦争が行はれてゐることが事實なりとすれば、ソ聯も亦これに加擔せる國家であることは明白な現實と云ひ得るのである。コミンテルンが過去廿年間世界平和維持のため努力し來たなどゝは全歐洲人を盲人扱ひにするものである。コミンテルンが過去廿年間世界革命を行つた爲め、遂に世界の各方面に戦争を惹起しその全勢力を傾倒して來たことは周知の事實である。ソ聯政府がスペイン内亂に際し一定した方策の下に人民戦線政府を援助しこれを歐洲戦争に擴大せしめんと全力を盡したのは昨日のことである。ソ聯が支那を使喚して日本と戦端を開かしめんと努めた事は多年に亘る歴史的事實であつて、これも世界周知の事だ、又多年に亘るソ聯の外蒙への政治的干渉、支配、侵略もこれと同様である。

これ等はソ聯が假面の下に舊ロシア帝政時代の帝國主義をその儘踏襲してゐると斷じて然りである。又コミンテルンは自らダニュープ地方バルカン諸國の平和維持に盡力してゐる唯一の勢力なるかの如く述べると共に之がため戦争擴大が阻止されてゐるかの如く廣言してゐるがこれは眞赤な偽であり、バルカンの平和維持に努力して

ゐるのは共產黨ではなくて、ファシスト・イタリアである。之は歐洲各國民が等しく認めてゐるところであり最近イタリアのバルカン政策が何より雄辯に之を物語つてゐる。コミンテルンは又イタリアを非難し、イタリアが現在戰爭國外にあるのは戰爭の發展を待ち、敗北が明白になつた側に飛掛つて勝利品を獲得する機會の到來を待受けてゐるのだともいつてゐるが、これを顧みて他をいふ類である、ソ聯は既に本年九月にドイツが急速にポーランドで勝利を収めるや、防禦なきポーランドの背後に飛掛つて戰敗國から強奪する政策を現實的に實踐してをり、イタリアに對する臆測は實は自ら行つた歴史的事實に對する自らの惡罵と取る方が正しい解釋である。

イタリアには他の政府があり、他の目的がある。イタリアの要求するところは既に知られてゐる。イタリアは最後の瞬間まで具體的且つ明白な提議によりあらゆる可能な手段を盡したので。歐洲の平和を救ふため曖昧な行動は執らなかつたイタリアが、戰爭に關して如何なるイニシアチヴも執らないのは、戰爭の擴大を阻止して歐洲の文明を擁護せんとする努力の現れに外ならない。吾人は中立國として責任ある行動を執つてゐるのである。既に世界的現行犯であるソ聯の如きが、イタリアの將來の態度を云々する資格は全くないので。眞の世界平和のためコミンテルン即ちソ聯の野心は今後嚴重に監視されねばならぬ。」

第十章 英佛の獨貨拿捕令實施

九月三日、英國政府はドイツに對して戰爭状態に入つた旨を宣言すると共に、豫ねての計畫に従つて、ドイツに對する海上封鎖政策を開始したのであるが、先づ九月六日、今次戰爭の繼續中に於て、中立國及びその國民が戰時國際法（海戰法規）上交戰國の一方または双方に對して供給することを禁ぜらるべき戰時禁制品（即ち絶對的禁制品及び條件付禁制品）に關する左の如き宣言を發表した。

「絶對的禁制品は直に戰爭の用に供せられるものと認めて交戰國への運輸の途上にあるものにつき、その船舶を拿捕し該物品を無條件に沒收し得るものであり、條件付禁制品とは凡ゆる狀況より判斷して敵國の戰爭用に供せられるものと見做し得る場合にのみ禁制品たるの取扱ひを受けるものである。

一、絶對的禁制品（イ）凡ゆる種類の武器、彈藥、爆發物、化學藥品、化學戰に用ふるに適する器具及びその製造修理に用ふる機械並に材料、若くは組成分の製造及び使用に必要か又は便利なる物品

上記のものゝ使用に必要若くは便利なる物品、その製造に用ひらるゝ材料又は組成分
（ロ）凡ゆる種類の燃料―地上、水上及び空中による運輸の爲の凡ゆる機關又は手段及びその製造又は修理に用ふる機械、其の部分品及び其の使用に必要若くは便利なる器具物品若くは動物、其の製造に用ひらるゝ材料又は組成分、斯かる材料又は組成分の製造又は使用に必要、若くは便利なる物品

(ハ)敵對行動を行ふに必要又は便利なる通信の爲めの凡ゆる手段、工具、器具、設備品、地圖寫眞、その他の物品、機械又は書類、其の製造又は使用に必要又は便利なる物品

(ニ)貨幣、地金、通貨、借用證書、その製造に必要な金属其の他の材料、型板及び其の他の平板機械若しくは其の他の物品

二、條件附禁制品 あらゆる種類の食糧、糧秣、被服及びその製造に用ひらるべき物品及び材料

斯くて、ドイツ側に於てもこれに對抗して、英佛船舶に對する潜水艦戰或は爆撃戰を敢行するに至り、九月三日、英船アセニア號がドイツの水雷攻撃によつて撃沈されたのを始めとし、こゝに苛烈なる通商破壊戰が展開されたのであつた。而も、これがために、中立國船舶もその餘波を受けて被害を蒙るに至り、十一月二十一日には、ロンドン沖合に於て、我が郵船會社の照國丸が機雷に觸れて爆沈するに及んで、各方面に重大な反響を喚起し、帝國政府は二十四日、英國政府に對して嚴重な抗議を提出したのである。

さらに、十一月二十八日に至り、英國政府は所謂獨貨拿捕令を公布し、十二月五日を以て實施した。拿捕令の全文は左の如くである。

「英國政府は國家の自由且つ平和的生存を續けんとする根本的權利を擁護するため武器を執つて起つ止むなきに至つたにより、且つドイツ軍はドイツも參加せる一九三六年の潜水艦使用制限議定書の規定を侵犯して英國、聯合國及び中立國の商船を頻々撃沈し居るにより、

且つドイツも參加せる一九〇七年のヘーグ條約の規定並に人道上の義務に違反してドイツ軍が無差別に且つ豫告なくして敷設せる水雷によつて英國、聯合國及び中立國の商船が沈められるにより、

且つ之等商船の撃沈が國籍、行先或は積荷の所有者の性質及びその行先の如何を問はず實施され居るにより、

且つ之等の行爲は既に英國、聯合國及び中立國の非戦闘員の人命に重大なる損害を來し居るにより、

且つドイツ政府が戰爭に關する法規慣習、中立國の權利及び人道の義務を無視して武力を用ひ恣に聯合國及びその他の國の間の海上通商全部を破壊せんとの方針を計畫的に開始せる事は明白なるにより、

且つドイツ政府のかゝる行爲は英國政府に疑ひも無く報復の權利を與へるものなるにより、

且つ英國の聯合國は今回布告されるドイツとの通商制限に關する方策に共同動作を採るにより、

英國皇帝は樞密院の諮詢を経て左の命令を發す。

第一條 敵國及び敵の占領又は支配下にある地帯の港より十二月四日以後出港せる商船は如何なるものと雖もかゝる港に於いて積載せる貨物をその種類を問はず英國又は聯合國の港に荷揚する事を要求せらるべし。

第二條 十二月四日以後敵國の港以外の港より出港せる商品にして敵國産の貨物又は敵の所有に屬する貨物を積載せるものはかかる貨物を英國又は聯合國の港に荷揚する事を要求せらるべし。

第三條 前條の規定に基いて英國の港に荷揚せる貨物は捕獲審檢所長の管理の下におかると同審檢所が之を政府の用に供するため徵發するやう命令せざる限り同審檢所の指示に従つて抑留又は賣却せらるべし。

本條の規定に従つて賣却せる貨物の賣上金は審檢所の勘定に入れらるべし、平和克復後かゝる賣上金及び抑留して賣却せざる貨物は審檢所が適當と認める方法を以て處理さるべし。

(イ) もし貨物が本令の公布前に中立國の所有に移れる事が審檢所に於いて十分證明せられ、
(ロ) 英國政府の所管官吏の承認を得たる場合、

審檢所は本令の規定に拘らず何時にても該貨物の賣上金を支拂ひ、又は該貨物の拿捕を解除する事を得。

第四條 本令の適用さるべき凡ゆる場合に際し、拿捕に關する現行法規並に慣習は適用可能なる限り之を適用すべし。

第五條 本令の規定は本令とは別個に船舶又は貨物が拿捕又は沒收せられるを妨げざるものとす。

第六條 本令に「敵國産の貨物」と云ふはその産地が敵の占領又は支配下にある地域にある貨物を包含し、又「敵の所有に屬する貨物」といふはかゝる地域に居住する人の所有に屬する貨物を含むものとす。

第七條 本令による審理は一九三九年捕獲審檢所規定の適用によつて裁判權を有する如何なる捕獲審檢所においても之を行ふ事を得。

第八條 本令に「英國の港」といふのは一九三九年捕獲審檢所規定の適用される捕獲審檢所の管轄内にある凡ゆる港を指すものとす。

なほ、右獨貨拿捕令の實施に關して、フランス政府も二十七日、ベルー封鎖相の談話の形式を以て、

「英佛兩國が今次の新措置を決定するに至つたのは國際條約を無視し且つ各國の正當な權益を侵害するドイツ側の戰術に對抗するため、隨つて本質的に又事實上中立性を有する物資の貿易は完全に自由であるのみならず、交戰國が軍用物資の製造に集中を餘儀なくされるのに對し、各中立國は自由に國內産業を發展せしめ輸出貿易を擴張することが出来るのである。」

との意向を發表した。

また、獨貨拿捕令の實施に對して、ドイツ政府は二十九日、

「今回の英國の經濟封鎖強化に關する措置は明かに戰時國際法に違反するものである。特に一八五六年パリに於て取極めを見た「パリ海法宣言」根本原則に牴觸することは明かである。ドイツ政府はかゝる不法措置によつて生じたる新事態を確認すると共にこれに對する將來の凡ゆる對抗手段をこゝに留保するものである。」

との聲明を發表して、英國の不法措置に對して、ドイツ側も凡ゆる對抗手段を留保する旨を發表した。

斯くの如き獨貨拿捕令の實施は、中立國の通商に對して多大の脅威を與ふるものであるから、中立諸國はこれに對して非常な衝動を起し、二十七日、帝國政府が嚴重抗議を發したのを初めとし、蘇聯邦政府は十二月五日、米國政府は七日、何れも同様英國政府に對して抗議を發したが、さらに米國務省は八日、左の如き通牒を英國政府に送附した。

「英國のドイツ輸出品に對する封鎖は國際法原則の侵犯である。米國政府は之によつて生ずる損害補償要求につき一切の權利を留保するものである。米國政府は英國の獨貨拿捕令によつて企圖されるが如き方法を平然と黙過することを得ない。斯る措置が現實に適用されば、國際通商貿易が既に蒙りつゝある不便と損害とを一層甚大ならしむることを避け難いのである。更に米國が英國の封鎖に反對する現實的理由は左記の二點にある。

一、米國商人が過去に於て發注し既に支拂済みの獨貨の場合が極めて多いこと。
一、米國で現に輸入しつゝある或る種商品は他の市場に於てはこれを獲得し得ず特にドイツから得なければなら

ぬこと。

尙交戦國が他交戦國に對して行ふ直接的手段に關しても賛否の論があらうが、これは問題外として、交戦國がその交戦權を中立國船舶並にその載貨に對して迄擴大し、若しくは中立國を其の國民の合法的行動との關係に於て不利に陥れることは斷じて正當なる根據なしと云ふべきであらう。」

第十一章 蘇芬戰爭の勃發

大戰勃發以前より極めて險惡な關係にあつた蘇芬關係は、九月末蘇聯邦のバルチック進出により一層惡化し、モスコ政府がフィンランド政府に對して代表者の派遣を要請するに及んで、俄然事態は緊張するに至り、十月十日、フィンランドのケツコーネン内相はラチオを通じて、首都ヘルシンキ市民に對して可及的速かに避難するやうに勸告したが、これは、

「フィンランド政府が九日一應ソ聯の要請を容れて現スエーデン公使パーキヴィ以下使節團一行をモスコに派遣するに決定、一行は十一日モスコに到着する豫定であるが、ソ聯が如何なる對芬要求を提出するか全然見極めがつかず、一方フィンランド政府も飽までソ聯との平等的立場を要求して譲歩せず、フィンランド國內の不安は益々募るばかりであつた折から、十日夜に至つて、一部ヘルシンキ市民はソ聯空軍の急襲を恐れて突如避難を

開始した爲め、フィンランド政府も遂に市民全部に對し首都よりの避難を命令した。」

斯くてフィンランド代表パーシキヴィは十一日モスコに到着したが、同日フィンランドのエリアス・エルコ外相は、蘇聯邦の攻勢に對するフィンランドの態度を明らかにして、

「フィンランドは他の北歐諸國と同様嚴正中立を維持し、且つ他國の壓迫により協定を取結ぶことを拒否する。ソ聯はフィンランドに對して或種の政治的要求を提示するものと見られるが、フィンランドがモスコに代表を派遣したのはたゞ友好的商議に應ずる用意であることを示したものに外ならぬ。フィンランドは他國の壓迫によりその獨立主權保全及び中立に相反するが如き協定に調印することはないであらう。フィンランドは如何なる侵略に對しても舉國一致によつて生れる凡ゆる手段を動員して國家及びその權益を防衛する用意がある。」

との聲明を發表した。

蘇芬交渉は十二日より開始され、蘇聯邦側はスターリン書記長を初めモロトフ、ポチヨムキン等にて、第一次會談に於て早くも交渉は難關に蓬着し、パーシキヴィ代表は十四日モスコを出發して歸國し、本國政府首腦部と協議の上、二十三日再びモスコに引返し、會談は續けられたが、交渉は依然として難航を續け、僅か會談一度にして翌二十四日には、またもやパーシキヴィ代表はヘルシンキに歸還した。

パーシキヴィ代表の歸國を迎へたフィンランド政府は、蘇聯との交渉を繼續すべきや否やについて

連日重大協議を續けた結果、十月三十一日、三度代表をモスコーに派遣することを決定したのであつたが、一方蘇聯側は、エストニア及びラトヴィアに於て新たに獲得した基地を根據として頻りに海軍演習を行ひ、或は二十隻の潜水艦がクロンスタットよりフィンランド灣を横斷してタリン港に集結したと傳へられ、情勢は極めて急迫しつゝあるのを感じられたので、これに對してフィンランド側もフィンランド灣沿岸全部に亘つて機雷を敷設する等嚴重な防備を施すと共に、二十六日には一部の豫備兵に動員を命じ、二十七日よりヘルシンキ市を中心に燈火管制を實施した。

十月三十一日には、モスコーに於ては蘇聯邦最高會議が開かれ、モロトフ外務人民委員が蘇芬交渉の内容について發表し、強硬決意を表明した演説を行つたが(別項参照)、これに對してフィンランド政府は、十一月二日左の如きコムミュニケを發表した。

「フィンランド政府の回答をソ聯政府に提示するため代表一行が出發するに當り、モロトフ外相がソ聯政府の立場を公表したため新事態が現出した。これまで交渉は秘密裡に行はれ、問題はフィンランドの中立政策との關係に於て困難が存在した。フィンランドとしては獨立的に且つ何れの外國より壓迫を受くることなく、又先入觀念を離れて問題の圓滿なる解決に努力した。而してフィンランドの安全を増加せんとするソ聯側の希望に對して自己の安全を危殆ならしむることなき方法に於て之を満足せしめんと欲した。然るにモロトフ外相の陳述は當然ソ芬交渉の繼續を遅延せしむることとなつた。ソ聯がフィンランド灣及びレニングラードに近接する國境において自己の安全を擁護するため有效なる手段を執るの權利と義務とを有すとのモロトフ外相の主張に關して、フィン

ランド外務省はソ芬不侵略條約においてソ聯がドルバト條約所定の國境を尊重すべくまた兩國間の意見相違は平和的方法により解決すべきことを約してゐることを茲に闡明するものである。」

三度モスコーを訪問したパーシキヴィ代表は、十二月三日到着し、直ちに會談を開始したが、交渉は何等の妥協點を發見することが出来なかつた。翌四日、蘇聯側はフィンランドに向つて、

「フィンランドの戰爭準備及び工業動員は戰爭意圖あることをソ聯に感じさせる。フィンランド及びスカンデナヴィア諸國の反ソ的態度は外國の使曠に基くものであるが、フィンランド政府が頼みとする自國及び外國の力の分量はソ側には明白に分つてゐる。ソ側はフィンランドにベトサム地方に二倍の土地を與へんとするものであつて、ソ聯の提案を拒否する責任は、フィンランド國政府自身之を負はねばならない。」

との威嚇的放送を行つたが、フィンランド側もこれに應じて、直ちにカヤンデル首相が左の如き放送を行つた。

「ソ聯はフィンランド灣の東端ハンゲ港及びその地方に軍事基地を要求してゐるが、同地方はソ聯の主張する如く、レニングラードの安全確保に必ずしも必要なものではなく、尙又斯る要求はソ芬兩國が相互に同等なる安全保障を得んとする努力と全く相容れない。ソ聯がレニングラードの攻撃されるのを恐れる根據は全然ない、フィンランド、スエーデン等から斯る脅威のないことは勿論であり、獨ソ條約の結果は西方からの對ソ脅威を消滅せしめた。又西歐諸國の強力艦隊がバルチック海に侵入して來る惧れもラトヴィア、エストニアにソ聯海軍根據地が設立された以上全く問題外となつたではないか。然しソ聯がレニングラードの安全強化を希求することは諒解

し得る所であり、ソ芬兩國の相互諒解と云ふ見地からすれば、而してそれが我が祖國の地位を弱化することなしに爲されるとすれば、我々がこれに反対すべき理由はない。」

斯くして會談は九日再開されたが、遂に交渉は決裂し、十日午後フィンランド政府は「モスコーに於ける會談は遂に兩國諒解の基礎を發見することに失敗した」と發表した。よつてパーシキヴィ代表は十三日モスコーを引き揚げ歸國の途についたが、十五日ヘルシンキに歸還したパーシキヴィ代表は、

「我々代表がモスコーに滞在してゐた十二日間のうち、ソ聯側と會談したのは僅か三回で、スターリン氏は二回出席したが、非常に活動的であつた。ソ芬會談がいつ再開されるか予は知らない。タス通信によると、フィンランドは今後七ヶ月以内にソ聯に屈服させられるとのことであるが、そのやうな計算は明かに誤算である。我々はソ聯の壓力に對し遙かに永く堪へ得る。」と語つた。

これより先き、蘇芬關係の惡化を見るや、スエーデン國王グスタフ五世は、十月十三日、デンマーク國王クリスチャン十世、ノルウエー國王ハーコン七世並にフィンランドのカリオ大統領に對して、蘇芬問題協議のため、十月十八日ストックホルムに於て北歐諸國元首會議を開催すべきことを提議した。會議は四國元首出席の下に開かれ、十八、九の兩日に亘つて協議が續けられた結果、十九日、會議終了後左の如き四國共同のコミュニケが發表された。

「デンマーク、ノルウエー、スエーデン三國皇帝及びフィンランド大統領は更に四國の各外相を交へて十八、十九の兩日に亘りストックホルムに會同、國際關係現下の危機に對處、北歐四國が大戦勃發と共に聲明した嚴正中立の方針を維持するに當り惹起すべき諸困難を中心に協議した。その結果密接なる協調に依つて完全なる中立を維持することに意見の一致をみた。この態度は他國との平和關係樹立に貢獻するものであり、すべての國家に依つて遵守さるべきである。一九一七年オスロ會議に於いて北歐三國王から發表された宣言は、戰爭が如何に長期に亘り如何なる形態をとらうとも北歐三國が友好的且つ信頼的關係を保持すべき旨述べてゐるが、今回デンマーク、ノルウエー、芬蘭、スエーデンの四國は今次の戰爭に對しても一九一四年より一八年の四ヶ年間引續き堅持したと同様の協調方針を踏襲することに決定した。今次會議中瑞典國皇帝は米洲各中立國元首より共感のメッセージを接受したが、之等メッセージに對し北歐諸國は大なる感謝を表明するものである。蓋し之等のメッセージは今次會議に代表を派遣した諸國の平和並に國際正義のための努力に對し貴重な支持を與へたからである。會議は又交戰國の措置に依つて中立國の通商貿易に加へられた諸困難につき協議した。其の結果北歐四國は協調し九月十九日付コペンハーゲン・コムミニケの趣旨に基き國民の需要確保のため各國の傳統的通商關係及び相互支持を維持することに決定した。又共通の利益擁護のためオスロ會議加盟國及び中立諸國の協調を促進することに意見の一致をみた。北歐四國元首は大戦勃發前白國王レオポルド三世が平和要請聲明を發表した際に參加する用意ある旨を表明したが此意向は變つてゐない。即ち北歐四國元首は交戰國間の諒解の可能性並にすべての國の平和安全達成に中立國が貢獻すべき事態があればその如何なる徵候なりともこれを歡迎するものである。」

なほ、右の北歐四國元首會議に對して、米國のルーズヴェルト大統領は、十八日、スエーデン國王

グスタフ五世に親書を送り「米大陸の二十一ヶ國は、ストックホルムに於ける北歐四ヶ國元首會議に参加した國が守り來つた中立及び法律秩序維持の方針を指示し、米國官民は右會議に深き關心を寄せ、」旨を通告して、會議を支持すると共に、フィンランドに對する同情を暗示したのであつた。

然るに、十一月二十六日、蘇芬國境のカレリア地峽のマイニラ村落附近に於て、蘇芬兵の衝突事件が勃發し、こゝに事態は俄然重大化し、蘇聯邦政府は直ちに、フィンランド政府に對し嚴重な抗議を提出すると共に、フィンランド兵を即時國境より二十五軒以内に撤退すべきことを要求したが、さらに二十八日に至り、蘇芬不可侵條約の廢棄を聲明した左の如き通告を發した。

「十一月二十六日のソ聯政府通牒に對するフィンランド政府の回答はフィンランド政府の重大なる對ソ敵對態度を反映せる文書で、兩國間の關係を極端なる危機に導かんとするものである。フィンランド軍のソ聯軍に對する言語道斷な砲撃事件は現實に犠牲者迄生じたるにも拘らずフィンランド政府がこれを否定したのは、ソ聯の輿論を困惑せしめ、砲撃の犠牲者を嘲弄せんとする意思に基くと云ふ以外如何なる理由も説明し得ない。責任感の缺如と輿論に對する侮蔑的態度なくして重大なる砲撃事件を「フィンランド軍の眼前で國境線に極く接近して行はれたソ聯軍の演習における砲火」なりと説明し得るだらうか。

一、フィンランド政府がソ聯軍隊に惡意ある砲撃を繰り返してゐる國境駐屯兵の撤退を拒否したこと並に國境のソ聯軍の同時撤退を要求した事は、一見兩國の平等原則に基くが如くであるが、これはレニングラードを脅威下に置かんとするフィンランド政府の意圖を潜在せしめるものである。事實國境におけるソ芬兩軍の現在の地

位は平等でなくフィンランド側に極めて有利な状態にある。ソ聯軍はフィンランドの中心部から百軒も離れて駐屯して居り、フィンランドの死活的權益を脅威してはゐない。然るにフィンランド軍はソ聯の政治上の中心地であり、三百五十萬の人口を有するレニングラードより僅々三十二軒の地點に駐屯して、これを直接に脅威してゐる。妥當なる見解を以てすればソ聯軍隊が國境から撤退する餘地のないことは説明の必要もあるまい。蓋しソ聯軍が國境から同様二十五軒撤退することはレニングラードの郊外に駐屯することを意味し、レニングラードの安全確保の見地から云へば明かに不合理なものである。フィンランド軍の二十軒乃至二十五軒撤退を要求せるソ聯側の要求は最少限度のものである。その目的は國境の不平等なる地位を全然除去せんとするに非ず、僅かに其の程度を減減せんとするものである。フィンランド政府にしてこの最少限度の提案をも拒否するならば、レニングラードを其の軍隊によつて直接脅威せんとするものと斷ぜざるを得ない。

一、フィンランド政府が斯くの如き對ソ敵對行動を敢てしたことは兩國間に締結された不侵略條約と全く兩立せざるものであり、更にフィンランド政府が僅か二十軒乃至二十五軒の國境兵撤退をも拒否したことは、ソ聯に對する敵對態度繼續を意味するものであり、又不侵略條約の規定を無視し、將來に亘つてレニングラードを脅威せんとの方針を執つてゐる證左である。ソ聯政府と雖も一方が不侵略條約を蹂躪し他方がこれを遵守せんとするが如き状態には満足し得ない。斯る見解によりソ聯政府は、今日以後ソ聯はフィンランド政府によつて組織的に蹂躪されたソ芬不侵略條約の義務に拘束されざることを通達するの已むなきに至つたものである。」

右不可侵條約廢棄の通告を發すると共に、蘇聯邦政府は早くもレニングラード軍管區内の各部隊に對して、フィンランド國境方面に出動を命じたと傳へられたが、さらに二十九日に至り、

「フィンランド軍のソ聯領に對する絶えざる不法攻撃に鑑み、ソ聯政府は最早フィンランドとの正常なる外交關係を維持するを得ず、よつてソ聯政府はソ聯政治經濟代表をフィンランドより召還することに決定した。」との國交斷絶の通告を行ふと共に、左の如く經緯を發表した。

「コスキネン駐ソ芬公使は二十九日夜ボチヨムキン外務次官を訪問してフィンランド政府の回答を手交した。その際ボチヨムキン次官は同公使に對し逆にソ芬國交斷絶に關する通牒を手交したのであつた。フィンランド政府は右對ソ回答において、平時國境警備兵及び稅關吏を除くあらゆる軍隊をカレリア地峽の國境地帯より約八十軒撤退することを提案すると共に、あらゆる國境紛争は中立國の斡旋乃至はソ芬不可侵條約によつて規定された混合委員會を通じて仲裁さるべきことを提案したのであつた。」

なほ、三十日、モロトフ外務人民委員は、蘇芬國交斷絶を宣言する左の如き重大放送を行つた。

「フィンランド政府のソ聯に對する敵對的態度はソ聯をして自國の領土保全の爲め即時防衛措置を講ずるの已むなきに至らしめた。ソ聯政府は過去二ヶ月に亘りフィンランド政府とソ聯の國境安全殊にレニングラードの安全の爲めの最少限要求に就き交渉を重ね來つたが、フィンランド政府は最初からこのソ聯の平和的提案に耳を藉さず、ソ聯との協調の基礎を發見せんとする努力を拒否し續けて來たのである。否フィンランド政府は正に其反對に戰爭挑戰者共の利害を顧慮するの政策を固持して來た。此結果はソ聯としては兩國不可侵條約を破棄し駐芬外交、經濟機關を引揚げしめる一方、陸海軍に對し即時フィンランド側の挑戰に應酬するやう命令したのである。

諸外國における反蘇的情報はソ聯がフィンランドを征服せんとしてゐるのだと稱してゐるが、ソ聯にはかゝる

意圖は毛頭なく、たゞフィンランド側より一部領土の割讓を得てフィンランドとの善隣關係を確立せんとしたのである。例へば若しフィンランド側がソ聯に對する敵對的態度を改めるならば、ソ聯はソ聯領内にしてフィンランド人居住區域たる一部カレリア地方をフィンランドに讓る用意を有してゐた。又更に中傷的デマ情報はソ聯はフィンランドの内政に干渉せんとしてゐるのだと稱してゐるが、ソ聯はフィンランドの内政外交に關しては飽くまでも一獨立國として之を認める用意を有してゐるし、又ソ聯はフィンランドと諸外國間の諸問題に干渉する意圖は全然ない。併しながら、一方ソ聯は斷乎として自國國境殊にレニングラードの安全確保を主張するものであり、今日までの對芬交渉の目的は一にこゝにあつたのである。吾々は吾々の國土安全感が現在の如きフィンランド政府の惡意に左右される状態を耐へ忍ぶことは出來ない。而も吾々は、今回の問題を積極的に解決することこそ、今後兩國間に新たな善隣關係を樹立すべき基礎となることを信じて疑はない。」

斯くて十一月三十日、蘇聯軍は蘇芬國境の四ヶ所及び海上よりフィンランド軍に對し空陸相呼應して攻撃を開始し、カレリア地峽、ラドガ湖の北方のスウオヤルヴィ、北氷洋に臨む國境北端のリバチ地方、北部國境のコラ地方及びフィンランド灣の東部沿岸の各地方に進撃した。一方、フィンランド政府も、三十日カリオ大統領が蘇聯邦との間に戰爭状態の存在する旨を布告し、こゝに蘇芬戰爭が發生したのである。

蘇聯軍の進撃に對してフィンランド軍も能く防戦に努めたが、兵力の差異は結局に於てフィンランド側は苦戦に陥り、漸次、各戦線に於て後退するの已むを得ない戦況にあつた。

フィンランド政府は十一月四日、首都をヘルシンキより西方約四百軒のボスニア灣に臨むワースに
移し、なほも必至の反撃、防戦に努めたので、蘇聯軍の進撃頗る遅々たるものであつた。十二月一日
に至りカヤンデル内閣は總辭職を行ひ、フィンランド國立銀行總裁のリスト・リチが後繼内閣を組織
し、カヤンデル内閣の蔵相であり、パーシキヴィと共に蘇芬交渉にモスコーに派遣されたタンネルが
外相に任ぜられ、パーシキヴィも無任所相として入閣したことが注目されたが、新内閣の顔觸れは左
の如くである。

首相リスト・リチ(新)、外相タンネル(新)、法相ゼーデルテルム(新)、内相エルンスト・フォン・ブロン(新)、
蔵相ニユーカネン(留)、文相ハンヌラ(留)、農相ハイッキン(留)、無任所相パーシキヴィ(新)、産業相コテイ
ル・ヘネン(新)、經濟調整相フォン・フィールンド(新)、通相アロヴァラ(留)、社會保安相フアーゲルホルム
(留)、農務次官コイヴィスト

然るに同じく一日、蘇聯軍の占領下にある蘇聯邦國境に近いテリヨキ市に於て、蘇聯側の支持の下
に親蘇赤色政權の組織が發表されたが、新政權は「フィンランド民主共和國人民委員會政府」と稱せ
られ、左翼派と叛亂兵士との聯合政權で、その顔觸れは左の如くである。

人民委員會議長(首相)兼外相オット・クーシネン、蔵相モーリ・ローゼンベルグ、國防相アクセル・アンチラ、
内相キユリ・レーヘル、農相アルマス・エイキヤ、文相インケリ・レーチネン、カレリア事務相パラオ・プロツ

コネン

なほこのテリヨキ新政權は、成立發表と共に左の如き宣言を發した。

「フィンランド國民はカヤンデル、エルツコ及びタナ等の組織する輕蔑すべき政府の犯罪的政策に激昂し一日東
部フィンランドで臨時人民政權の組織を完了した。新政權はフィンランド國民に對し、絞刑吏と戰爭挑發者の暴
政顛覆のため斷乎闘争を決意せんことを要求する。フィンランド勤勞階級は常にソ聯人民との平和を希望したし
又希望してゐる。フィンランド國民は既に各地において蹶起し、民主共和國の實施を宣言した。フィンランド兵
の一部も新政權の味方につき今やフィンランド國民は白色フィンランドの冒險的支配者打倒のためソ聯軍の武力
を必要とする機會に直面してゐる。されば新政權はこの任務を可及的速かに達成するため、ソ聯に對し總べての
必要なる軍事的援助を要請するものである。一方新政權は既に最初の軍隊を結成したが、右は今後革命的勞働者
農民の義勇兵に依つて益々強大化し未來のフィンランド人民軍の骨幹とならう。現在の新政權は構成からいつて
ソヴィエト制ではなく臨時政權と見做さるべきであるが、我々の軍隊がヘルシンキに進入した曉直ちに凡ゆる政
黨代表を網羅して改組強化し、又平等なる無記名普通選挙に依つて選出された議會に依つて新政權の權限及び行
動を決定する意向である。新政權の第一の任務は白色フィンランド政府の打倒であり、平和の恢復及びソ聯と友
好關係を維持し、以てフィンランドの獨立及び安全を確保することである。新政權はソ聯に對し相互援助條約の
締結を提案した。一方新政權は他の凡ての國家との友好關係維持を欲するものであり、他國に對するフィンラン
ドの經濟的金融的義務も亦フィンランドの主權に矛盾せず、又これ等國家が敵對的行爲を取らぬ限りこれを承認
する方針である。」

蘇聯邦政府は右テリヨキ政權の成立が發表されるや、即時これに對して正式承認を與へると共に、二日左の如き内容の相互援助條約の締結を發表した。

- 一、フィンランドはソ聯に對し、レニングラード北方カレリア地峽三九七〇平方キロメートルを割讓す。ソ聯はこれと引換へにソ聯領カレリア地方七萬平方キロメートルをフィンランドに割讓し、更にフィンランドに對し一億二千萬マルカを支拂ふものとす。
- 一、ソ聯はフィラランドよりハンゲ港及びその附近地帯を三十年間租借し、ソ聯陸海軍根據地を建設す。
- 一、フィンランド人民政府はフィンランド灣内の多數島嶼及び北極洋に面するリパチ、スレドニ兩半島中フィンランド領の部分をソ聯に割讓、ソ聯はこの代償として三億マルカを支拂ふものとす。
- 一、兩締約國は第三國より侵略を受ける場合相互に援助することを約す。
- 一、兩締約國は何れも第三國との間に締約國の一方を目標とする如何なる條約をも締結せざることを約す。
- 一、兩締約國は兩國間の貿易年額を八億マルカに増加するため通商協定の締結に合意す。
- 一、ソ聯はフィンランドに對し低廉なる價格を以て武器を賣却す。

さらに、蘇聯邦政府は相互援助條約に基き、西部カレリア及び西北國境地帯を割讓することに決定した旨發表した。

次で三日、フィンランド政府はモスコイ駐在のスエーデン公使を通じて、蘇聯政府に交渉再開の申入れを行つたが、これに對してフィンランド政府は、

「フィンランド政府はモスコイ駐在スエーデン公使を通じてソ芬交渉の再開に關し、ソ聯政府に申入れをなしたが、これは斷じて降服を意味するものではない、フ國家の獨立を失ふことなく出來得る限りの讓歩をすることが依然としてフィンランドの政策である。但しフィンランド政府はその安全に重大な脅威となるハンゲ港の割讓は同意することが出來ない。」と發表した。

これに對して蘇聯邦政府はスエーデン公使に、

「ソ聯政府はヘルシンキのフィンランド新政府を承認せず、その外交代表者との交渉を開始する用意もない。ソ聯は新生フィンランド共和政府と外交關係を確立したが、直ちに交渉を開始するはずである。」との通告を送ると共に、

「ウインテル瑞典公使はヘルシンキ政府の和平提議をソ聯政府に傳達し來つたが、モロトフ外相はこれに對しソ聯政府は既にその承認を取消したヘルシンキ政府と外交交渉を開始するは全く不可能であるとの回答を與へた。即ちヘルシンキ政府は既に首都を放棄し所在不明の地點に逃れ去つてゐるから最早存在し得ないのである。」との聲明を發表した。

斯くて、蘇芬交渉再開は、蘇聯邦側の拒絶によつて實現せず、蘇芬戦争は依然繼續されたが、フィンランド側の善戦により、蘇聯軍の進出は極めて緩漫となり、戦局は膠着状態の裡に本年を終つたのである。

第十二章 蘇芬戰爭と列國の態度

蘇芬戰爭勃發するや、英米は當然フィンランドを支持するの態度を明らかにしたが、獨伊の態度は頗る微妙なるものがあり、ドイツは蘇聯邦の要求を至當なりとするの意向を表明したが、イタリアに於ては、ガイダ主筆の對蘇制裁論發表され、また、聯盟は蘇聯を除名し、對芬援助を決議したのであつた。

即ち、十一月三十日、チエンペレン英首相は、下院に於けるアトリー労働黨首の質問に答へて、

「紛争勃發直前フィンランド政府がソ聯政府に通達せる覺書は最も和協的な性質のものであつた。フィンランド政府は紛争を調停に委ねん事を提議し、又常駐の國境警備兵及び税關守備員以外兵力全部をカレリア地峽のソ芬國境より撤退する事を提議した。然しソ聯軍は國境へ侵入した。英國政府は米國の斡旋申入れを衷心歓迎するものである。何となれば我々の見る所ではソ芬間の緊争問題は戰爭類似の手段に訴へこれを正常化する性質のもではないからである。政府は今回の小獨立國に加へられたる新たなる攻撃を最も遺憾とするものである。」と述べて居る。

また米國は對芬援助の借款を許容することに決したとも傳へられて居たが、十一月二十九日、ヘル

國務長官は、蘇芬調停の用意ありとして、

「米國政府はソ芬紛争の險惡化に深甚の關心を有し、その成行を注視してゐる。米國政府は戰爭の地域が現在以上に擴大せられ、その結果國際關心が更に惡化することを極めて遺憾とするものである。よつて米國政府は如何なる形式でも紛争に捲き込まれることなく、平和的手段によつて紛争を解決するに専念して、もし兩當事國が希望するならば欣然兩國の間に立つて斡旋の勞をとらんとするものである。」

と聲明したが、同時この聲明は、ワシントン駐在の蘇芬兩國大使を通じて本國政府に正式に通達された。

さらに三十日、ルーズヴェルト大統領は蘇芬兩國元首に對して、非戰鬥員爆撃に關して左の如き警告の親書を送つた。

「茲數ヶ年來地球上の各地に惹起した戰鬪に於て人口稠密せる非武装地帯の非戰鬥員に加へられた無慈悲なる爆撃は數千の防備なき婦女子を不具とし、或は殺戮したが、之は男女を問はず、すべての文明人の心を痛め人類の良心を深く衝擊した。若し今日世界が直面しつゝある大火災に際してかゝる非人的野蠻行爲が執られるならば、幾十萬の無辜の民は彼等に何の關係もない戰鬪のために生命を喪ふことゝならう。されば予は、一般的敵對行爲に参加するに至つた政府に對し、その軍隊が如何なる場合にもまた如何なる條件の下にも非武装都市の非戰鬥員を爆撃せずとの決意を、敵國も亦同様原則を遵守するとの諒解の下に明かにせられんことを希求して、茲にこの提議を貴下に送るものである。予は貴下の即時回答を鶴首する。」

なほルーズヴェルト大統領は、右の親書に續いて十二月一日、蘇聯邦のフィンランド攻撃を非難した左の如き聲明を發表した。

「ソ聯陸軍のフィンランド爆撃の報道は、米國政府並に國民に深刻なる衝撃を與へた。紛争を平和的方法に依り解決するために拂はれた努力を無視し、一國は遂に暴力及び武力に訴へる道を選んだのである。かゝる平和的方法による紛争解決には何人も合法的な反對はなし得ないのであらう。暴力政策が世界に瀰漫し、恣なる法律無視が依然進行してゐる事實は悲劇である。又法律秩序に基く世界關係を繼續せんと依然希望してゐる國家の凡ての平和愛好國民は、一致して國際紛争の仲裁手段として今回の武力行使を弾劾しよう。武力が全世界の小國の獨立を不安ならしめ、人類自治の權利を蹂躪する現在の世界趨勢は世界の大きな不幸といはねばならない。フィンランド國民並にその政府は長期に亘り名譽ある平和の記録を有してゐる。されば彼等が米國國民及び政府から尊敬及び温情を贏ち得たのは蓋し當然である。」

またドイツ當局は、十二月三日、非公式に左の如き見解を發表して、蘇聯の要求を至當なりとし、蘇芬紛争の原因を英國の策謀によるものと指摘して、中立諸國に警告した。

「我々はフィンランドに於て再び悲しむべき例を見なければならぬのを遺憾とする。フィンランド問題はある強力なる大國と國境を接するが、その大國と親善的、和協的なる諒解に達することを怠り、例へば英國の如きいざといふ時にその國を見殺しにして顧みざる國家を頼りにし、その走狗となつた時に發生する一つの當然なる結果に過ぎない。フィンランドの悲劇の裏面には英國が其魔手を働かせてゐたことは周知の事實である。それは丁度

エチオピア或ひは支那の、或ひはポーランドの、悲劇の蔭に英國が潜んでゐたのと同じ状態であると言ひ得るのである。戦争の長期戦化を有利として念願する英國は、今回も北歐に於けるスエーデンの勢力を利用してフィンランドを使喚し、ソ聯との圓滿なる和解を妨せしめた。而して紛争が軍事行動化せる今日、ロンドンの聲は英國が北歐の一角には何等義務を負ふものではなく、地理的に見ても隔絶するフィンランドに軍事的援助をなすことは不可能なりと極めて冷淡な態度に豹變してゐる。エチオピア、支那、ポーランド、フィンランド等英國の欺瞞政策の囫になつて國歩を誤つたこれ等の諸國の前例に、その他の諸國家も深く反省を加へる必要があらう。」

なほ、イタリアに於ては、ムソリーニ首相の代辯者と見られて居るガイダ主筆が、十二月四日のジヨルナーレ・デタリア紙上に於て、左の如く對蘇制裁を主張して注目を惹いた。

「ソ芬戦争に關する聯盟理事會はヨーロッパ精神が如何なる方向を示すかを知るべき最大の機會である。ソ聯の侵略は挑發せられずして行はれたものである。エチオピアの場合はイタリアが開戦するまでに過去三十年間に亘る伊領侵略の記録を残してゐるのであるが、フィンランドはこれと異り、ソ聯に對し何等侵略行爲に出てゐないのであるから、聯盟に對し制裁を要求する權利がある。ソ芬問題に於ては事情は明白である。フィンランドの意圖するところは全くの防禦行動である。イタリアはエチオピアの侵略が遂にワルワルの流血事件を惹起するに及び、遂に對エ開戦の止むなきに至つたのであるが、これに對し聯盟加入の諸大國が假借なく制裁行爲に出でた當時の諸國が依然として聯盟の牙城に立籠つてゐる今日、彼等が事理明白なフィンランド問題をどう取扱ふかは頗る興味深い。恐らくはこの問題を契機として聯盟機構は完全に消え去り、これに代る新機構建設の段取りとなるのではあるまいか。當時エチオピアを後援して、イタリアに反對したソ聯は、今回若し聯盟から對芬侵略の報告

を求められ、ばジュネーヴへの出席を拒絶し、脱退を以て威嚇するであらう。」

一方、國際聯盟に於ては、十二月十一日、蘇芬紛争處理の總會を開催したが、この席上フィンランド代表のホムツテイは、聯盟加盟國の有効なる援助を要請し、これに對し總會は、直ちにフィンランド提訴の内容を検討すべき特別委員會を任命した。

右特別委員會は、英、佛、エジプト、ポルトガル、アイレ、ウルグアイ、ボリヴィア、ヴェネズエラ、泰、スエーデン、ノルウエー、カナダ、印度の十三ヶ國代表より構成され、直ちに委員會を開き、スエーデン代表の提議に基き、蘇芬兩國政府に對し即時休戦し、紛争を總會の特別審議に附すべしとの、二十四時間を回答期限とする通牒を發したが、蘇聯政府は翌十二日、聯盟の調停を拒絶する旨の回答を特別委員會議長宛に送附した。

こゝに於て聯盟は、十三日の總會に於て、アルゼンチン代表の蘇聯除名提案並にフィンランド援助に關する決議案を採擇し、翌十四日、アヴノール事務總長よりモロトフ蘇聯外務人員委員に對して、右除名決議を電報を以て通告した。

右聯盟總會並に理事會に於て採擇された蘇聯邦のフィンランドに對する侵略糾弾並に除名決議及び聯盟國の個別的フィンランド援助要請に關する決議案の内容は、左の如くである。

除名決議 聯盟はフィンランド政府の提訴に基き一九三九年十二月十四日の總會に於て採擇された決議に則り

一、フィンランドに對するソ聯の行爲を一致して糾弾する事に決した。

二、總會の決議中に述べられたる動機に對し聯盟規約第十六條第四項に基きその行爲によりソ聯は聯盟より除外され爾後同國は聯盟加盟國たらざる事を確認す。

フィンランド援助決議案 一、ソ聯邦がフィンランドに對し犯せる侵略によりフィンランドとの特殊的政治取極、聯盟規約第十二條及びパリ條約に違反し、且右に先立ち法理的根據に基かずして一九三二年フィンランドとの間に締結し、一九四五年末まで有效なる不侵略條約を廢棄せる事實を確認して、聯盟總會はソ聯のフィンランドに對する行動を嚴肅に糾弾すると共に聯盟國各位に對しフィンランドにその必要とする物質的援助を供給しフィンランドの抵抗力を弱める如き性質の如何なる行動をも差控へる様に要請する。更に聯盟總會は聯盟事務總長に對し上記の目的を以て組織されるフィンランド援助のために聯盟技術的諸機關の協力を貸與する權限を與へると共に一九三七年十月四日の聯盟總會の決議により非聯盟國に對し隨時協力を要請する權限を附與する一、ソ聯邦は二回に亘り通告された招請に拘らずフィンランドとの紛争を審議すべき聯盟總會及び理事會に出席を拒否し、聯盟規約第十五條を執行する聯盟總會並に理事會の使命を承認するのを拒否し聯盟規約の一に違反した。

なほ、スエーデン政府は、聯盟に於けるフィンランド援助決議の採擇に先つて、十三日、

「フィンランドが目下嘗めつゝある試煉はスエーデン政府並に國民を深く感動せしめてゐる。我々の決意は斷乎フィンランドに對し物的人的援助を與へるにある。刻下の國歩艱難に對處すべき我々の根本的任務は先づ國防の強化及び國家安全の確保にあらう。國民諸君、政府の行動をこれ以上困難ならしめざるやう言行兩方面において

節度を遵守する事は凡てのスエーデン人の義務である。」との聲明を發表した。

また、英佛は聯盟の決議に基くフィンランド援助に關し、その後パリに援助本部を設置したとも傳へられたが、詳細は不明である。

第十三章 その他各國の動向

九月三日英佛兩國がドイツに對して宣戰するや、英國の屬領たる濠洲及びニュージールランドは即日宣戰し、印度は四日を以て英本國の對獨戰爭に協力すべき旨を布告し、南阿聯邦は六日、カナダ聯邦は十日を以て何れも宣戰したのであるが、またフランスの屬領たるモロッコは四日を以て宣戰したのである。なほ、英國の勢力下にあるエジプトは三日、イラクは六日を以て何れもドイツに對して國交斷絶を宣言し、ネパールは四日を以て英國に協力を申入れたが、同様にフランスの委任統治下にあるシリア及びレバノンは三日を以てフランスに對する協力を申入れたのである。然し、アイル共和国が三日、英國の宣戰と同時に中立を宣言したことは、從來の英愛關係から見れば當然のことであるが、相當注目を惹いた。

イタリー及び蘇聯邦の中立的態度については前述の如くであるが、その他、歐洲に於ては英佛系と見られて居るベルギー、オランダを初め、ポルトガル、デンマーク、スウェーデンの五國は九月三日、ノルウェー、スエーデン、フィンランド、スペイン、ルーマニア、トルコの六國は四日、ユーゴスラヴィアは五日、ブルガリアは十六日を以て何れも中立を宣言し、或は中立維持の態度を表明し、また、ルクサンブルグは九日各國に對して自國領土の航行禁止を要請した。

アジアに於ては九月五日、日本が不介入を聲明したのを初めとし、滿洲國が同じく不介入を聲明し、泰及びイランの兩國が中立を宣言し、七日には蒙古聯合自治政府が不介入を聲明し、中華民國維新政府が中立を宣言し、フィリッピン議會が米國の中立宣言に忠實なる旨を決議し、八日には中華民國臨時政府が中立を宣言し、十一日にアフガニスタンが中立宣言を發表した。

米洲大陸に於ては、英佛の宣戰と同時にキューバが逸早く中立を聲明し、四日にはチリー及びブラジルが中立宣言を發表したが、合衆國は五日を以て中立宣言並に、パナマ運河地帯の中立を宣言したが、同日を以てアルゼンチン、ウルグアイ、ヴェネズエラ、ペルーの四國が、六日にコロムビア、十一日にパナマ、十五日にはパラグアイが何れも中立を宣言した。

斯くの如く英佛は、米洲を除く四大陸及び七つの海に於ける全屬領を動員して、ドイツ打倒の大戰爭を挑んだのであるが、ポーランド分割が行はれた以後、蘇芬戰爭が勃發し、北歐諸國は大なる脅威

を受けつゝあるが、これに次でオランダ及びベルギーの兩國も、十一月頃から頻りにドイツ軍の進入説が傳へられ、十二月に至りオランダの如きドイツ軍の進入必至として、所謂洪水戰術を準備し、既に一部地方に於ては堤防を破壊して海水を導入したと報ぜられた程であつた。

また、バルカンの諸國も獨伊の攻勢を豫想して何れも戦々恟々たる有様であるが、殊に、ルーマニアは従來英佛との關係が緊密であつただけにその不安も大であり、英佛の宣戦を見るや翌四日、直ちに中立の態度を表明したのであつたが、國王カール三世はさらに九月十三日、ツァイグルツ宮相をベルリンに派遣し、ゲーリング空相に對して特に、ルーマニアは今次の戰爭に對して嚴正中立の態度を執る旨を傳達せしめたのみならず、十八日蘇聯邦政府に對し「ポーランド政府員が亡命し來つたが、個人的には同情するが、中立違反になるが如き政治的活動は一切禁止する」旨を正式に申入れた程である。

而も、對外的の不安増大は内政の上にも反映し、従來彈壓されて居た右翼派の活動が俄かに盛んとなり、極めて險惡な情勢を示しつゝあつたが、遂に九月二十一日、カリネスコ首相が暗殺されるに至つた。

カリネスコ首相を暗殺したのは右翼の親獨派たる鐵衛團であつたが、暗殺の理由は、カリネスコ首相は、三月七日、クリステア内閣の後を受けて内閣を組織し、内相及び臨時國防相を兼任して獨裁的

政策を強行し、右翼親獨派に大彈壓を加へて來たが、獨波戰爭の勃發以來、右翼親獨派の勢力が再び擡頭して來たので、カリネスコ首相は、さらに徹底的彈壓を加へんと企圖して居たのに對して、鐵衛團が反撃を加へたのであつたと見られて居る。

斯くて後繼内閣は、第二軍團司令官として軍部中に人望のあるアルゲセアノ將軍によつて組織され、政情は一應の安定を見たのであるが、ポーランド分割に次で蘇聯邦のベッサラビヤ進駐説が頻りに傳へられるや、十月二日、ガフエンコ外相はモスコウを訪問して蘇聯との關係の整調を計り、さらに第三國を通じてベッサラビヤ奪回の意向を有せずとの蘇聯政府の保障を取り付けたとも傳へられて居るが、また一方密かに英佛兩國政府に對して、萬一蘇聯軍の進入が行はれた場合には英佛が救援すべきことについて確約を得たき旨を申入れ、英佛政府はこれを承認し、事前に於て陸海空三軍に互る協力の準備を整備すべきことを提議したと傳へられ、また、獨貨拿捕令の實施と關聯して、英國は救援の代償として、ドイツに對する原料品その他商品の取引を停止すべきことを強請したとの説もある。

而も一方、ドイツは十一月中旬頃より通商協定の締結を交渉中であつたが、十二月二十一日に至つてブカレストに於て新協定が調印されたが、この新協定の主眼とするところはドイツに對する石油の輸出額を増大すべきことにあるとされて居る。また、イタリーともドイツと前後して同じく通商協定について交渉を進めて居たが、ドイツとの協定に先ち二十日ローマに於て新協定が調印され、イタリ

ルーマニアに對し製造品、機械類、藥品、染料化學製品、棉花、羊毛、人絹等を輸出し、ルーマニアはイタリーに對して石油、小麥、玉蜀黍、家畜、鶏卵等を輸出することに協定された。

斯くの如き獨伊のルーマニア工作に對して、蘇聯もまた頻りにブルガリアに對して工作を進めて居たが、十二月十一日に至つて航空基本條約が調印され、これによつてモスコとソフィヤ間の定期航空が開設されることとなり、蘇聯勢力のブルガリア進出の第一歩として各方面から注目された。引き続き通商協定に關する交渉も進められたが、遂に本年内には調印されるに至らなかつた。

斯くの如く、ドイツと英佛間の陸空軍戦は、ロンドン、パリ、ベルリン等首都の爆撃も行はれず、西部戦線に於ては依然として部分的な偵察戦の程度に過ぎず、専ら外交戦に集中されつゝあるかに見られたが、これに反して海上に於ては英佛側の對獨封鎖は日を追ふて深刻を加へ、これに對してドイツ側の通商破壊戦も愈々苛烈となり、ため、十月末には米國商船フリント號の拿捕事件が起り、米獨蘇の間に紛争を見る等、種々なる事件が頻發した。而も九月開戦以來本年中に撃沈された英佛乃至中立國船舶の總數は三百隻に近く、總噸數百萬噸を突破するものと推定されるに至つた。

而も、十二月十三日午後、南米のウルグアイ沖に於てハーウッド司令官麾下のエクゼター、エジャックス及びアキレスの三巡洋艦がドイツの袖珍戰艦アドミラル・グラフ・シュペーと遭遇し、こゝに數時間に亘り激烈な海戦が行はれ、獨艦シュペーは一對三を以て勇敢に闘ひ、英艦に相當の打撃を與へた

が、自からもまた大損傷を蒙り、ウルグアイ國のモンデヴィデオ港に入港し、修理を行はんとしたのであつたが、ウルグアイ政府は國際法に従ひ四十八時間の滯留を許可したが、シュペー號修理は勿論この短時間を以ては困難であり、且つ彈藥等の補給も不可能であつたのみならず、英國側はこの間に巡洋戰艦レナウン及び航空母艦アークロイアルが應援に急航しつゝある他に、既に到着せりと傳へられて居る主力艦ダーバム及びフランスの主力艦ダンケルクを加へて、エジャックス、アキレス及びカンパーランドの三巡洋艦を以つて、モンデヴィデオ港の沖に、シュペー號の出港を待ち受けたのであつた。

斯くて十五日、ウルグアイ政府はシュペー號に對し四十八時間の後、さらに三日間の滯留を許可したので、シュペー號は應急の修理を行ひ、十七日午後六時敢然としてモンデヴィデオ港を出航し、港外五哩の沖合に於て壯烈なる自爆を遂げ、艦長ランドルフ大佐以下全乗組員はタンカーにてモンデヴィデオ港に引き返し、ウルグアイ官憲によつて武装を解除されたが、十九日、艦長ランドルフ大佐は自殺して天晴ドイツ海軍の名譽を保つたのであつた。

なほ、このシュペー號のモンデヴィデオ入港事件によつて、米洲諸國の間に米洲中立問題に關する論議が起り、十二月二十三日、ブラジル政府の提議に基き、共同宣言の形式を以て、英佛獨三國政府に對し、米洲領海内に於ける戰鬪行爲につき抗議を行つた。

第六編 米 洲

第一章 米國新中立法の成立

一、新中立法成立までの経過

米國外交政策の動向、特に歐洲戰爭に對する米國の態度を決定するものとして、交戰國はもとより全世界の視聽を集めた新米國中立法は、一九三九年十一月三日米國上下兩院を通過、翌四日ルーズヴェルト大統領の署名を経て成立した。いま新中立法成立までの経過を簡単に述べれば、一九三九年一月四日、米國議會劈頭にルーズヴェルト大統領はその教書に於て、中立法の改正を勸告し「侵略國に對し事實上の援助を與へぬ様中立法を修正する」ことを求め、中立法改正問題は米國朝野の論議の的となつた。五月二十七日に至り國務長官コーデル・ハルは上院外交委員長キー・ピットマン及び下院外交委員長代理ソル・ブルームの兩氏に宛て同文の書翰を送り、中立法に關する行政部の意見を開陳し、次の如き七ヶ條の修正及び再立法を希望した。

一、交戰國に對する武器の輸出禁止を解除すること。

- 二、米國船舶は載貨の如何に拘らず交戦地帯に入ること禁止すること。
- 三、米國市民の交戦地帯への旅行を制限すること。
- 四、交戦國に仕向けた貨物は輸出に先ち権限を外國の買受人に移轉すること。
- 五、交戦國に對する借款及びクレヂットに關する現行法（禁止規定）を繼續すること。
- 六、米國內に於て交戦國の爲にする資金の懇請及び募集を取締ること。
- 七、軍需品監理局及び武器の輸出入許可制度を繼續すること。

右ヘル長官の勸告を盛つたピットマン修正案は、孤立論者の猛烈なる反對を受けて、七月十一日、これが審議を來議會まで延期することゝなつた。然るに歐羅巴に戰亂勃發するや、米國の國內情勢も改正論者に有利に轉回するに至り、九月二十一日、中立法の改正審議のため、特別議會が召集された。ルーズヴェルト大統領は廿一日午後三時自ら上下兩院の合同會議に臨んで、現行中立法の修正を要請した長文の教書を朗讀し、武器の輸出禁止が米國の傳統的政策並びに國際法の原則に背く所以を力説すると同時に、他の六個の修正案に就て述べた。中立法修正に關する教書要旨は次の通りである。

「現行中立法中の武器禁輸條項は米國の中立安全並に平和にとり最も危険な存在なるが故に予は同條項は廢棄すべきであるとなすものである。米國政府は現在の戰慄すべき戰爭回避のため傳統的な不介入政策の範圍内にあつて凡ゆる努力を試みたが遂に失敗に歸した。米國の和平維持の努力が失敗して現實に戰爭が始まつた今日我々は時機を逸せざるうちに米國が戰爭に引込まれない爲の措置を講じなければならぬ。現在の中立法は昔に米國の

傳統的外交政策に變更を加へたのみならず米國と諸外國との友好關係を阻害した。現下の國際危局に際會して予は國民の統一を要望するが、最づ差當つての最大問題は交戦國に對する武器彈藥の輸送を禁止する武器禁輸條項を撤廢して國際法の一般規定に立歸ることである。予は平和並に愛國の衣は黨派の別を問はず米國民の總べてを覆ふに足る程廣大なものであると考へるが故に、あらゆる職業乃至は派別を通じて一個人或は一黨派が米國將來の福祉の獨專的擁護者であるといふ如き妄想を抱かざることを希望する。現在外國に於て起りつゝある災厄は米國のつくつたものではないが、我々はこれによつて深刻なる影響を受けてゐることを感ずるのである。即ち米國の通商は變化を來たしつゝあり、我々の心は新しき問題を以て満たされ、世界情勢下に於ける米國の地位は既に變革を受けてゐる。されば予は現行中立法の武器禁輸條項の廢棄と共に米國の安全性を増加する爲に次の六項目の考慮を要請する。

- 一、米國商船の危險區域立入り制限
- 一、米國市民の交戦國船舶による旅行禁止
- 一、米國品を交戦國に輸出するには輸出に先立ち購買國の物資として名儀を變更することを要する（所謂現金自國船主義條項の復活）
- 一、交戦國への借款乃至クレヂット供與禁止
- 一、交戦國の爲にする資金募集禁止
- 一、武器並に軍用器材輸出許可制の存續

米國の安全擁護の爲め如何なる具體的措置をとるかば、その具體的措置が刻々と變化する新しい情勢並に危險

の必要を満たすものである限り、その決定は議會に一任する。然しながら予は武器禁輸條項の廢棄は、米國の安全維持の爲め積極的に貢獻をなすものと確信する。即ち右條項の廢棄は米國をして曩の大戦に於て米國を遂に戦火に捲き込んだ如き事件並に紛争から更により安全な地位に立たしめるであらう。この積極手段の中にこそ平和への途が横たはつてゐるのである。」

特別議會は六週間に亘る審議の結果、五月二十七日に、國務長官の名を以て要望した行政部の修正及び再立法案を全部採擇したのであつた。かくて、十一月四日正午大統領の署名によつて新中立法は一九三九年中立法として直ちに効力を發生した。

二、新中立法の内容

米國新中立法の要旨は次の通りである。

第一條 A、大統領或は議會が一致の決議により外國諸國家間に戦争の状態が存在することを認め、而して米國の安全を促進し、或はその平和を維持し、乃至は米國市民の生命を保護する必要を認めた場合は何時たりとも、大統領は右戦争に参加したる國家の名を指名せる宣言を發す。(交戦國指名宣言)

第二條 A、大統領が第一條 A 項に基き宣言を發したる時は、爾後如何なる米國船舶たりとも、右宣言に指名されたる國家に旅客乃至は商品貨物を運送することは不法たるべし。(自國船主義條項)

B、本條 A 項の規定を犯したる者、或は右項に基き發せられたる規定を犯したる者は、犯行の確認と共に五萬弗以下の罰金、乃至は五年以下の禁錮、或は双方の刑に處せらる。

O、大統領が第一條 A 項の規定に基き宣言を發したる時は、爾後米國より右宣言に指名されたる國家に向け如何なる商品、貨物たりともあらゆる權利、名義及び利益が或る外國の政府、代理人、機關商社或は個人に移轉する以前にこれを輸出し、或は運送することを禁ず。(現金主義條項)

第三條 A、大統領が第一條 A 項の規定に基き宣言を發し、更にそれ以後米國市民の保護の必要を認めたる時は、大統領は宣言を以て交戦區域を決定す。以後米國市民乃至米國船舶にして、一定の規定に従ふ場合を除き、右交戦區域に立入り乃至は右區域を通過することは不法たるべし。(交戦區域の決定)

B、米國船舶乃至右船舶の持主或は乗組員が本條の規定に違反せる場合は、かゝる船舶、持主、乗組員は五萬弗以下の罰金、乃至五年以下の禁錮、或は兩者の刑に處せらる。

第四條 第二條 A 項の規定は、米國赤十字社が備船し、乃至はその命令によつて動く船舶が、米國赤十字社員並に難民の救済に使用さるゝ醫療器具、藥品、食糧、衣類を轉送することを禁ずるものにあらず。

第五條 A、大統領が第一條 A 項の規定に基き宣言を發せる時は、以後米國市民にして、右宣言に指名されたる國家の船舶により旅行することは、一定の規定に従ふ場合を除き不法たるべし。(交戦國船により旅行禁止)

第六條 米國商船の武装を禁ず。

第七條 大統領が第一條 A 項の規定に基き布告したる時は、米國內に住む如何なる者と雖も、右宣言に指名されたる國家の政府、かゝる國家の政治的組織、或はかゝる政府乃至政治的組織の代理人の公債證券或はその他の債務にして右宣言が發せられたる以後に發行されたるものを購入、賣却或は交換すること、乃至は前掲政府、政治的組織或はその代理人に對して借款をなし、クレヂットを與へることは不法たるべし。(借款の禁止)

第八條 交戦國の爲、義捐金を募集することを禁ず。

第九條 本法は中南米の共和國が米大陸以外の國と戦争をなす場合適用なし。

第十條 交戦國船舶が米國港灣を利用せんとする疑ある場合、保證金を納めしむることとす。

第十一條 外國潜水艦又は武装商船が米國港に入港することを禁ず。

第十二條 武器彈藥並に戦争用資材の輸出入商は、外國購買者名、販賣條件を軍需品統制局へ届出づべし。

第十三條 本法に基く規則發令の權限を大統領に附與す。

第十四條 A、外國の管轄に屬し、或はその管轄下に運管されざる船舶が、米國の國旗を掲げ、乃至は該船が米國船舶たるを示すとき標識を利用することは不法たるべし。

第十五條 罰則の規定なき違反に付ては、一萬弗以下の罰金又は二年以下の禁錮、又は双方を併課す。

尙ほ、第十六條は本法用語の定義を與へ、第十七條は本法規定の或るものが無効となりたる場合も他の規定は有効とし、第十八條は本法施行に要する經費充當を承認し、第十九條は現行中立法を廢止する旨規定し、第二十條は本共同決議を「一九三九年の中立法」と稱してゐる。

三、新中立法の意義とその影響

一九三九年中立法に於ける重要な改正は、交戦中の諸國に對する武器輸出の解禁である。舊法に於ては武器・彈藥・軍用資材の交戦國向けの輸出を禁止してゐたが、新法によつてそれらの輸出を認めることになつた。然しながら、此の賣買の自由には二個の制限が着いてゐる。第一の制限はその賣買が

現金取引たることであつて、信用取引若くは掛賣では武器の取引は許されないのである。第二の制限はその賣渡された武器を米國船舶によつて交戦國の港に運搬してはならないことである。現金拂持出主義を嚴格に採用した理由としては、信用取引にあつては賣渡した武器の上に依然として米國人の權利が残存して居り、米國人の利益の附着してゐる武器が交戦國の爲に拿捕されることになれば、交戦國との間に紛議を生ずる可能性が多くなるからである。更に米國船舶を以て其の武器を輸送するとなれば、潜水艦に依る無警告撃沈の行はれる今日、戦時禁制品の問題以外に船舶自體及び人命の損傷問題を惹起し、米國政府をして紛争に介入せしむる恐れがあるからである。

然らば米國政府は何故に武器の輸出解禁を行つたのであるか。これに對する回答は、米國外交の傳統及び國際法違反といふルーズヴェルト大統領（九月二十一日の教書参照）の擧ぐる論據の外に、ハル國務長官の五月二十七日附書翰に次の如く展開されてゐる。

「若し米國政府にして戦争に捲込まれざらんが爲に輸出禁止を行はんとするなれば一切の商品を含んだ全面的輸出禁止を行ふのが論理的行動である。蓋し近代の戦争は最早武力のみの戦争ではない。國民生活の凡ゆる部面に亘る國家間の戦争である。戦時禁制品の品目は最早武器、彈藥及び之に直接關係ある物品のみに限らなくなつた。今日の戦時禁制品は戦争を可能ならしむるに貢獻する品目のみならず敵國の生活に必要な殆んど凡ゆる品目を含んでゐる。故に交戦國は大砲や飛行機が敵の軍隊に送られることを阻止したいと同様に棉花や石油、否有用な品物であれば何んでも敵の個人に送られることを阻止したいのである。予は米國が輸出品の種類を區別することに